HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	国民健康保険事業の運用・取扱いに関する調査報告書
Author(s)	別所, 孝真
Issue Date	2023-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/90849
Type	report
File Information	bessho_kokuho.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

国民健康保険事業の運用・取扱いに関する調査報告書

北海道大学大学院教育学院

教育社会論講座　別所　孝真

令和５年１１月

目次

１　調査の概要

（１）目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
（２）調査対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
（３）調査方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
（４）実施時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
（５）調査項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
（６）回収状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
（７）調査の実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　集計方法等について

（１）設問の設計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
（２）留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
（３）分類方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

３　調査結果

Ⅰ　基本情報

（１）回収数と回収率について・・・・・・・・・・・・・・・・　２

Ⅱ　賦課と納付方法について

（１）　令和４年度の“普通徴収”の納期の回数について・・・・・・・・・・・・　３
（２）　令和４年度の“普通徴収”の納期を設定している
　　月について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
（３）　国民健康保険料（税）の減免（新型コロナ対応分は
　　除く）の算定や決定に生活保護の基準（収入認定額や生活基準
　　額の1.0倍や1.1倍など）を用いるかについて ・・・・・・・・・・・・・・　５
（４）　国民健康保険料（税）の減免（新型コロナ対応分は
　　除く）の申請時点で国民健康保険料（税）に滞納がある
　　納付義務者は減免の対象になるかについて・・・・・・・・・・・・・・・　７
（５）　国民健康保険料（税）の現年度分（令和４年度分）
　　の納付方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
（６）　国民健康保険料（税）の決定通知書や変更通知書への
　　外国語の併記の有無について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３

Ⅲ　納付相談・滞納整理・滞納処分について

（１）　国民健康保険料（税）の滞納世帯数について・・・・・・・・・・・・・・・　１４
（２）　令和４年12月１日（又は令和４年11月30日）時点で
国民健康保険料（税）の滞納として残っているもの（確定
延滞金のみは除く）で最も古い年度（会計年度）について・・・・・・・・・　１９
（３）　国民健康保険料（税）の滞納分（本料（税））を完納し、
確定延滞金のみを支払っている人の有無について・・・・・・・・・・・・・　２１
（４）　加入中の世帯で国民健康保険料（税）に未納はないが
確定延滞金のみがある場合、現年度分の国民健康保険料（税）と
確定延滞金のどちらの支払いを優先させるかについて・・・・・・・・・・・　２１
（５）　国民健康保険料（税）に関する電話催告を行っているか
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３
（６）　窓口対応時（納付相談・指導時）に、通訳（他部署と
連携した通訳の配置やタブレット端末によるテレビ電話通訳
（通訳クラウドサービス）、通訳アプリなどを含む）を設置
するなどして外国語で相談ができるようにしているかについて・・・・・・・　２４
（７）　督促状と催告書に外国語を併記し重要文書であると
わかるようにしているかについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４
（８）　国民健康保険料（税）滞納世帯の家計把握について・・・・・・・・・・　２５
１）分割納付管理中の世帯について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２７
２）執行停止中の世帯について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０
（９）　納付相談・指導時に他部署（社会福祉事務所も含む）や
社会福祉協議会等での対応が必要と思われる場合、相談者に
関係部署を案内しているかについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２
（10）　他部署（社会福祉事務所も含む）や社会福祉協議会等での
対応が必要と思われた場合に職員間で関係部署との連携
（情報共有も含む）を行うために、納付相談・指導時に
相談者から「個人情報取扱同意書」等を取っているかについて・・・・・・・　３４
（11）　納付相談・指導時や調査等で、国民健康保険料（税）の
滞納者（納付義務者）とその世帯員（被保険者以外も含む）
に借入れ状況を確認しているかについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３５
１）国民健康保険料（税）の滞納者（納付義務者）について・・・・・・・・　３６
２）世帯員（被保険者以外も含む）について・・・・・・・・・・・・・・・・　３９
（12）　納付相談・指導時に借入れ（借金）による返済で
国民健康保険料（税）の支払いが困難になっている場合、
弁護士や司法書士などに債務整理（任意整理）や自己破産
などについて相談できることを相談者に伝えるかについて・・・・・・・・・　４１
（13）　納付相談・指導時や調査等で、国民健康保険料（税）の
滞納者（納付義務者）とその世帯員（被保険者以外も含む）
に滞納状況を確認しているかについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２
１）国民健康保険料（税）の滞納者（納付義務者）について・・・・・・・・　４３
２）世帯員（被保険者以外も含む）について・・・・・・・・・・・・・・・・　５１
（14）　国民健康保険料（税）や介護保険料、個人住民税等を
総合的に管理し、生活困窮者に対応している
自治体内の部署の有無について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５８

(15)　国民健康保険料（税）の徴収猶予（新型コロナ対応分は
除く）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６０
１）　国民健康保険料（税）等に滞納がある場合、
国民健康保険料（税）の徴収猶予（新型コロナ対応分は除く）
の対象となるかについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６０
２）　国民健康保険料（税）の徴収猶予（新型コロナ対応分は除く）
の申請件数と決定件数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６１
(16)　分割納付分（現年度や滞納繰越分を区別せずに
分割納付に関わるもの）の納付方法について・・・・・・・・・・・・・・・・　７０
(17)　国民健康保険料（税）の分割納付を組む際に、
原則として、完納まで何年をめどにしているかについて・・・・・・・・・・　７４
(18)　国民健康保険料（税）の分割納付を組む際の一般的な
分割納付の１回あたりの金額の決め方について・・・・・・・・・・・・・・・　７６
(19)　国民健康保険料（税）の分割納付を組む際の優先
順位について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７８
(20)　分割納付を組む際に時期や状況に応じて、
分割納付を一時中断するという考慮をするかについて・・・・・・・・・・・　７９
(21)　滞納処分（差押え）の対象について・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８７
(22)　平成２９年度～令和３年度における滞納処分の件数の推移
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９１
(23)　滞納処分による国民健康保険料（税）の優先する充当先
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９３
(24)　滞納処分による国民健康保険料（税）の充当先の優先
順位について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９４
(25)　滞納処分について時期や状況に応じて、
滞納処分を一時的に行わないとの判断をするかについて・・・・・・・・・・　９６
(26)　平成２９年度～令和３年度に国民健康保険料（税）に対する
滞納処分として、滞納者の物又は住居その他の場所の捜索を
行った実績の有無について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０５
(27)　国民健康保険料（税）に対する滞納処分の停止（執行停止）について・・１０６
１）　国民健康保険料（税）に対して滞納処分の停止の決定を
した場合、滞納者に対して滞納処分の停止の通知を書面により
行っているかについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０６
２）　滞納処分の停止を書面で通知することで、
納付意識が低下するおそれがあるとの考えについて・・・・・・・・・・・１０６
３）　国民健康保険料（税）の滞納処分の停止（執行停止）について・・・・１０７
４）　国民健康保険料（税）に対して滞納処分の停止を行う場合、
原則として滞納者の物又は住居その他の場所の捜索を
行わなければならないとの取扱いの有無について ・・・・・・・・・・・ １１０
５）　国民健康保険料（税）に対する滞納処分の停止の
基準の有無について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１０
(28)　国民健康保険料（税）滞納者に対する行政サービスの実施
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１２
(29)　短期被保険者証と資格証明書について・・・・・・・・・・・・・・・・１２０
１）　「短期被保険者証」の交付方法について・・・・・・・・・・・・・・・１２０
２）　「資格証明書」の交付方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・１２１
３）　短期被保険者証の有効期限以外に短期被保険者証と

わかる文言等の有無について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２２

Ⅳ　給付について

（１）　一部負担金減免（東日本大震災等の災害対応分は除く）
及び一部負担金の徴収猶予について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２３
１）　一部負担金減免（東日本大震災等の災害対応分は除く）
の算定や決定に生活保護の基準（収入認定額や生活基準
額の1.0倍や1.1倍など）を用いているかについて・・・・・・・・・・・・１２３
２）　国民健康保険料（税）の滞納がある場合、一部負担金
減免（東日本大震災等の災害対応分は除く）の対象に
なるかについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２４
３）　一部負担金減免（東日本大震災等の災害対応分は除く）
の申請数と決定数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２６
４）　一部負担金の徴収猶予の申請件数と決定件数について・・・・・・・・１４１
（２）　高額療養費について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５０
１）　高額療養費の償還払いにおける申請の簡素化
（自動償還）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５０
２）　申請の簡素化（自動償還）を行っていない場合、
高額療養費の申請には医療機関等への一部負担金の
支払いが終わっていることが必須であるかについて・・・・・・・・・・・１５２
３）　償還払い（自動償還払いも含む）の場合、診療月から
最速で何か月後に支給されるかについて・・・・・・・・・・・・・・・・１５４
４）　被保険者が医療機関等に“分割”で医療費
（一部負担金等）を支払っている場合の高額療養費
の時効の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５４
（３）　７０歳未満の「限度額適用認定証」又は「限度額適用
・標準負担額減額認定証」（以下、２つをまとめて「認定証」
という。）の発行について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５６
１）　７０歳未満の認定証を滞納世帯に発行しているかについて・・・・・　１５６
２）　滞納世帯に発行する７０歳未満の認定証の有効期限について・・・・・１５９
３）　滞納世帯に７０歳未満の認定証を発行するかの判断について・・・・・１６０
４）　滞納世帯に７０歳未満の認定証を発行している
件数（「特別な事情」を含む）について・・・・・・・・・・・・・・・・　１６２
５）　認定証を滞納世帯に発行しない（断る）場合、
非課税世帯には「食事療養標準負担額減額認定証」を
発行するかについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６６
６）　滞納を理由に認定証の発行を断られた後に、認定証を
発行するために国民健康保険料（税）を完納する人の有無について・・・１６７
７）　滞納世帯であっても子ども（１８歳の年度末まで）
にのみは認定証を発行するという取扱いについて・・・・・・・・・・・・１６８
（４）　高額療養費の自己負担限度額に係る特例と境界層について・・・・・・１７０
１）　「国保特例高額療養費該当・標準負担額減額該当」、
「国保特例高額療養費該当・標準負担額減額該当（Ⅱ）」

又は「国保特例高額療養費該当・標準負担額減額該当
（Ⅰ）」と記載された保護申請却下通知書又は保護廃止
決定通知書を提出し、自己負担限度額が変更となり発行
した「限度額適用・標準負担額減額認定証」の件数について・・・・・・１７０
２）　「限度額適用・標準負担額減額認定該当(境)」と
記載された保護申請却下通知書又は保護廃止決定通知書を提出し、
境界層該当者として食費及び居住費が減額となり発行した
「限度額適用・標準負担額減額認定証（境)」の件数について・・・・・ １７５
３）　７０歳未満で国民健康保険料（税）の滞納がある場合でも、
「国保特例高額療養費該当・標準負担額減額該当」、「国保特例高額
療養費該当・標準負担額減額該当（Ⅱ）」又は「国保特例高額療養費
該当・標準負担額減額該当（Ⅰ）」（問 40-1）や「限度額適用・標準
負担額減額認定該当(境)」（問 40-2）と記載された保護申請却下通知書
又は保護廃止決定通知書が提出された場合は、「限度額適用・標準負担額
減額認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証（境)」を
発行するかについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７９

Ⅴ　医療費助成について

（１）　通院時の子どもの医療費助成の現物給付（※一部自己負担の
有無は問わない）の対象について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８１
（２）　入院時の子どもの医療費助成の現物給付（※一部自己負担の
有無は問わない）の対象について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８２
（３）　“　国民健康保険被保険者　”の場合に、子どもの医療費助成の
現物給付（※一部自己負担の有無は問わない）を受ける際の、
医療機関等での「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標
準負担額減額認定証」の提示について・・・・・・・・・・・・・・・・・１８４
１）　通院時の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８４
２）　入院時の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８６
（４）　償還払い（自動償還払いも含む）の場合、最速で診療月から
何か月後に支給されるかについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８７

Ⅵ　自由記述

（１）自由記述について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８９

４　資料編

・「国民健康保険事業の運用・取扱いに関する調査」・・・・・・・・・・・１９６
・「回答要項」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０８

1　調査の概要

（1）目的

国民健康保険事業は、「保険者判断」が多くあり、広域化がなされてもなお運営主体である各自治体の裁量に委ねられている。そこで、本調査は、全国すべての自治体(1,718市町村及び23特別区）を対象に調査を行い、各自治体の運用・取扱いを整理し、これからの運用を考える手がかりとすることを目的としている。

本報告書は、本調査をもとに現状を把握するものである。

（2）調査対象

全国すべての自治体（全国1,718市町村及び23特別区）を対象とした。

（3）調査方法

郵送によるアンケート形式で行い、原則として、郵送での回収とした。一部の自治体で電子データでの提出があったが有効票として扱った。

（4）実施時期

令和4年11月17日に郵送で調査票を送付し、期限を令和4年12月21日とした。未回答の自治体には、令和5年1月25日に再依頼の通知を発送し、令和5年3月15日受付分までを集計に含めた。

（5）調査項目

調査項目は大きく、Ⅰ基本情報、Ⅱ賦課と納付方法、Ⅲ納付相談・滞納整理・滞納処分、Ⅳ給付、Ⅴ医療費助成、Ⅵ自由記述に分けられる。また、本報告書の末に資料編として調査票「国民健康保険事業の運用・取扱いに関する調査」及び「回答要項」を添付している。

（6）回収状況

配布数は、1,741部で郵送物の戻りはなかった。回収数は1,096部で、回収率は63.0%である。

（7）調査の実施について

日本学術振興会科学研究費助成事業「世帯内に隠れた女性の貧困の実証的把握（代表：北海道大学准教授鳥山まどか)」の一環として行った。

2　集計方法等について

（1）設問の設計

原則として、令和4年12月1日時点での取扱いについて尋ね、すべての設問で単一回答とした。各自治体の特性に応じた選択肢を用意できていない場合は、最も近いもので回答してもらい、回答の補足欄にその旨を記入してもらう方法をとった。また、個別のケースで対応が異なることが多いと考えられるため、一般的な取扱いについ

て尋ねた。

（2）留意点

表の比率（パーセント表示）は、回答者数（合計）を母数に表示している。パーセント表示は原則として横計の構成比率を表示している。小数第２位で四捨五入しているため、内数の計が合計に一致しないことがある。

（3）分類方法

被保険者数規模別（以下、「規模別」という。）では、下記のＡからＦの「国民健康保険実態調査」と同様の被保険者数による分類方法を使用する。ただし、本報告書で使用する被保険者数は「令和２年度国民健康保険事業年報」による。

Ａ・・・１万人未満
Ｂ・・・１万人以上５万人未満
Ｃ・・・５万人以上１０万人未満
Ｄ・・・１０万人以上２０万人未満
Ｅ・・・２０万人以上及び特別区（東京２３区）
Ｆ・・・データなし

３　調査結果

本報告書では、全体の数値と「2 集計方法等について（3）分類方法」で示した分類（被保険者数規模別）による数値を表で示し、基本的に全体の数値についてのみ記述することとした。また、被保険者数規模別（以下、「規模別」という。）での記述が特別に必要と思われるもののみ規模別の数値について記述した。

Ⅰ　基本情報

（１）回収数と回収率について（問 1）

全体及び令和 2 年度の規模別での回収数は、表１－１のとおりである。また、表の比率は、規模別の回収率を示している。本調査では、国民健康保険事業に関して一部事務組合等を設けて行っている市町村についても、各自治体で回答するようにした。

表１－１　回収数と回収率　（単位：自治体、%）

	合計	被保険者数規模別					
		A	B	C	D	E	F
全体	1,741	1,128	470	62	19	33	29
実数	1,096	653	339	49	17	22	16
比率	63.0	57.9	72.1	79.0	89.5	66.7	55.2

Ⅱ　賦課と納付方法について

（１）　令和４年度の“普通徴収”の納期の回数について（問 2）

表２－１は、令和 4 年度の“普通徴収”の納期の回数を示している。令和４年度の“普通徴収”の納期の回数について尋ね、暫定賦課を行っている自治体に関しては、暫定賦課の納期も回数に含むこととした。普通徴収の納期回数を 8 回としている自治体が 39.1%で最も多い。８回～１０回としている自治体が、85.8%である。

表２－１　令和４年度の“普通徴収”納期回数　（単位：自治体、%）

		合計	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回	8 回	9 回	10 回	11 回	12 回	無回答
全体	実数	1,096	1	18	6	48	20	428	216	296	3	55	5
	比率		0.1	1.6	0.5	4.4	1.8	39.1	19.7	27.0	0.3	5.0	0.5
被保険者数規模別	A	653	1	15	5	46	19	263	123	139	3	35	4
			0.2	2.3	0.8	7.0	2.9	40.3	18.8	21.3	0.5	5.4	0.6
	B	339	0	0	0	0	1	143	79	100	0	15	1
			0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	42.2	23.3	29.5	0.0	4.4	0.3
	C	49	0	0	0	0	0	11	10	26	0	2	0
			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	22.4	20.4	53.1	0.0	4.1	0.0
	D	17	0	0	0	0	0	2	3	12	0	0	0
			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.8	17.6	70.6	0.0	0.0	0.0
	E	22	0	0	0	0	0	0	1	18	0	3	0
			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.5	81.8	0.0	13.6	0.0
	F	16	0	3	1	2	0	9	0	1	0	0	0
			0.0	18.8	6.3	12.5	0.0	56.3	0.0	6.3	0.0	0.0	0.0

（２）　令和４年度の“普通徴収”の納期を設定している月について（問 3）

表２－２は、令和４年度の“普通徴収”の納期を設定している月のパターンを納期回数別で示している。本設問では、納期の末日が休日又は土曜日に該当するときにこれらの日の翌日を当該納期の末日とみなしている場合、条例等での規定上の日で回答するようにした。

表の「○」はその月に令和４年度の“普通徴収”の納期を設定していることを示す。また、表の比率はそれぞれの回数での占める割合を指している。

表２－２　令和４年度の“普通徴収”納期設定月　　（単位：自治体、％）

回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	実数	比率
3回				○		○		○					1	100.0
4回			○		○		○		○				4	22.2
				○		○	○		○				1	5.6
				○		○		○		○			7	38.9
				○		○		○			○		2	11.1
				○	○			○	○				1	5.6
					○		○		○		○		1	5.6
		○		○			○			○			1	5.6
				○	○		○		○				1	5.6
5回				○		○		○		○		○	2	33.3
				○		○		○		○	○		2	33.3
				○	○	○	○		○				1	16.7
			○		○		○		○		○		1	16.7
6回	○			○		○		○		○	○		2	4.2
	○		○		○		○		○		○		5	10.4
	○			○		○		○		○	○		1	2.1
		○		○		○		○		○		○	6	12.5
			○	○	○	○	○	○					1	2.1
			○	○		○		○		○		○	1	2.1
				○	○	○	○	○	○				22	45.8
				○	○	○	○	○		○			2	4.2
				○	○		○		○	○	○		2	4.2
				○	○		○	○		○	○		1	2.1
				○		○	○	○		○	○		1	2.1
				○		○		○	○	○	○		1	2.1
				○	○	○	○		○		○		1	2.1
				○		○	○	○	○		○		1	2.1
					○	○	○	○		○	○		1	2.1
7回			○	○	○	○	○	○	○				5	25.0
			○		○	○	○	○		○		○	1	5.0
				○	○	○	○	○	○	○			9	45.0
					○	○	○	○	○	○	○		4	20.0

					○	○	○	○		○	○	○	1	5.0
8回	○			○	○	○	○	○	○	○			3	0.7
		○		○	○	○	○	○	○	○			2	0.5
		○	○	○	○	○	○	○	○				1	0.2
			○	○	○	○	○	○	○	○			17	4.0
			○	○	○	○	○	○		○	○		1	0.2
				○	○	○		○	○	○	○	○	1	0.2
				○	○	○	○	○		○	○	○	3	0.7
					○	○	○	○	○	○	○	○	9	2.1
				○	○	○	○	○	○	○	○		391	91.4
9回	○			○	○	○	○	○	○	○	○		2	0.9
		○	○	○	○	○	○	○	○	○			1	0.5
		○		○	○	○	○	○	○	○	○		2	0.9
			○	○	○	○	○	○	○	○	○		15	6.9
				○	○	○	○	○	○	○	○	○	196	90.7
10回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			5	1.7
	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		2	0.7
	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		4	1.4
	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		1	0.3
	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		1	0.3
	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		1	0.3
	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	0.3
	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		1	0.3
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		19	6.4
		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	0.7
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	259	87.5
11回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		2	66.7
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	33.3
12回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	55	100.0

（３） 国民健康保険料（税）の減免（新型コロナ対応分は除く）の算定や決定に生活保護の基準（収入認定額や生活基準額の 1.0 倍や 1.1 倍など）を用いるかについて（問4）

表２－３は、国民健康保険料（税）の減免（新型コロナ対応分は除く）の算定や決定に、生活保護の基準(収入認定額や生活基準額の 1.0 倍や 1.1 倍など)を用いるかを示している。本設問での生活保護の基準とは、収入認定額（生活保護法による保護の実施要領に基づき、

世帯における各個人の１か月間の就労に伴う収入及びそれ以外の収入の総額から、必要経費等を除いて算出された額を合計したもの。）や生活基準額（生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１１条に規定する保護の種類の各基準に準じ算出した額に○○を乗じて得た額。）等をいう。「用いている」と回答した割合は、32.8%である。

回答の補足では、「一部の減免にのみ用いている」、「生活困窮の程度を確認するため、生活保護基準を用いている」等があげられた。

表２－３　国民健康保険料（税）の減免と生活保護基準　（単位：自治体、%）

		合計	用いている	用いていない	無回答
全体	実数	1,096	360	683	53
	比率		32.8	62.3	4.8
被保険者数規模別	A	653	182	427	44
			27.9	65.4	6.7
	B	339	141	190	8
			41.6	56.0	2.4
	C	49	18	31	0
			36.7	63.3	0.0
	D	17	4	13	0
			23.5	76.5	0.0
	E	22	14	8	0
			63.6	36.4	0.0
	F	16	1	14	1
			6.3	87.5	6.3

（４）　国民健康保険料（税）の減免（新型コロナ対応分は除く）の申請時点で国民健康保険料（税）に滞納がある納付義務者は減免の対象になるかについて（問 5）

表２－４は、国民健康保険料（税）の減免（新型コロナ対応分は除く）の申請時点で国民健康保険料（税）に滞納がある納付義務者は減免の対象とならないとの取扱いがあるかを示している。本設問では、滞納を前年度分までの保険料（税）としている場合や分割誓約書等で保険料（税）の未納分の納付を約束したとき等を除くとしている場合も、「ある」と回答するようにした。4.9%が「ある」、つまり、納付義務者に滞納がある場合は減免の対象とならないとの取扱いがある。

回答の補足では、「減免内容によって、滞納の有無が減免の条件となるものとならないものがある」、「減免については、申請時点で納期未到来分に限る」、「基本的に滞納者に減免なし」、「申請時点で納付済みまたは、納期限が過ぎている保険税は減免対象外としている」、「分割納付等により納付誓約を履行している場合を除く」等があげられた。

表２－４　国民健康保険料（税）の減免と滞納の有無　（単位：自治体、%）

		合計	ある	ない	無回答
全体	実数	1,096	54	965	77
	比率		4.9	88.0	7.0
被保険者数規模別	A	653	35	561	57
			5.4	85.9	8.7
	B	339	14	308	17
			4.1	90.9	5.0
	C	49	4	43	2
			8.2	87.8	4.1
	D	17	0	17	0
			0.0	100.0	0.0
	E	22	1	21	0
			4.5	95.5	0.0
	F	16	0	15	1
			0.0	93.8	6.3

（５）　国民健康保険料（税）の現年度分（令和４年度分）の納付方法について（問 6）

表２－５－１及び表２－５－２は、国民健康保険料（税）の現年度分（令和４年度分）の納付方法について、「実施している」、「実施していない」、「実施検討中」で示している。また、使用している用語について、「電子納付」とは、ペイジー等電子マネーを用いた納付を指しており、「クレジットカード払い」とは、納期ごとにインターネットを利用して納付書番号等を入力して支払うものや、クレジットカード番号を事前登録すること等により一度の手続きで保険料（税）が自動的・継続的に引落しとなるものを指している。

①自治体の窓口での納付、②金融機関納付、③年金特別徴収（年金天引き）、④口座振替は９割以上の自治体で実施されている。⑤コンビニ納付は 81.8%、⑥電子納付（ペイジーなど）は 59.3%が実施している。⑦クレジットカード払いは、「実施している」が 16.3%と比較的少ない。⑧戸別訪問による徴収は 41.5%が実施している。⑨その他では、「市公用車を使用して、市内数カ所をまわり、収納業務を実施」、「納税貯蓄組合により集金している」、「取扱票による納付」、「自治体の指定口座への直接振込」、「給与天引き」、「スマホアプリ決済」があげられた。

また、⑤コンビニ納付は 42 自治体（3.8%）、⑥電子納付は 69 自治体（6.3%）、⑦クレジットカード払いは 62 自治体（5.7%）が実施を検討している。

回答の補足では、①について「課の窓口での直接収納は扱っていないので、市役所内指定金融機関窓口での納付になる」、「自治体窓口での納付については、・市役所内の銀行派出所（平日 9：00～16：00）・会計課窓口（平日 8:30～9:00、16:00～17:15）・国保主管課窓口（毎月最終木曜 17:15～20:30、毎月最終日曜 9:00～12:00）」があげられ、⑧について「一部戸別訪問による徴収を実施しているが、基本的には実施していない」、「徴収嘱託員が滞納者宅を訪問」、「納期限が過ぎても納付されていない場合のみ戸別訪問を実施している」、「連絡がつかない等で自宅を訪問した際に、その場で納付を申し出た場合のみ。払いたいので自宅に来てほしい等は対応していない」、「戸別訪問については、徴収目的ではなく、「納税勧奨」で実施しているが、訪問時にその場で払うと言われた場合のみ現金領収をしている」、「戸別訪問による徴収は滞納分のみ」、「移動手段がない等、依頼があった場合のみ対応している」、「基本的には実施していないが、特別な事情等がある場合に実施している」、「⑧は今年度で廃止予定」等があげられた。

表２－５－1　国民健康保険料（税）の令和４年度分の納付方法（全体）（単位：自治体、%）

		合計	実施している	実施していない	実施検討中	無回答
①自治体の窓口での納付	実数	1,096	1,054	23	0	19
	比率		96.2	2.1	0.0	1.7
②金融機関納付	実数	1,096	1,077	1	0	18
	比率		98.3	0.1	0.0	1.6
③年金特別徴収（年金天引き）	実数	1,096	1,035	41	1	19
	比率		94.4	3.7	0.1	1.7
④口座振替	実数	1,096	1,075	2	1	18
	比率		98.1	0.2	0.1	1.6
⑤コンビニ納付	実数	1,096	897	138	42	19
	比率		81.8	12.6	3.8	1.7
⑥電子納付（ペイジーなど）	実数	1,096	650	352	69	25
	比率		59.3	32.1	6.3	2.3
⑦クレジットカード払い	実数	1,096	179	829	62	26
	比率		16.3	75.6	5.7	2.4
⑧戸別訪問による徴収	実数	1,096	455	610	2	29
	比率		41.5	55.7	0.2	2.6
⑨その他	実数	1,096	135	459	7	495
	比率		12.3	41.9	0.6	45.2

表２－５－２　国民健康保険料（税）の
令和４年度分の納付方法（規模別）　（単位：自治体、％）

	被保険者数規模別		合計	実施している	実施していない	実施検討中	無回答
①自治体の窓口での納付	A	実数	653	634	6	0	13
		比率		97.1	0.9	0.0	2.0
	B	実数	339	322	13	0	4
		比率		95.0	3.8	0.0	1.2
	C	実数	49	46	2	0	1
		比率		93.9	4.1	0.0	2.0
	D	実数	17	16	1	0	0
		比率		94.1	5.9	0.0	0.0
	E	実数	22	20	1	0	1
		比率		90.9	4.5	0.0	4.5
	F	実数	16	16	0	0	0
		比率		100.0	0.0	0.0	0.0
②金融機関納付	A	実数	653	640	1	0	12
		比率		98.0	0.2	0.0	1.8
	B	実数	339	335	0	0	4
		比率		98.8	0.0	0.0	1.2
	C	実数	49	48	0	0	1
		比率		98.0	0.0	0.0	2.0
	D	実数	17	17	0	0	0
		比率		100.0	0.0	0.0	0.0
	E	実数	22	21	0	0	1
		比率		95.5	0.0	0.0	4.5
	F	実数	16	16	0	0	0
		比率		100.0	0.0	0.0	0.0
③年金特別徴収（年金天引き）	A	実数	653	603	37	0	13
		比率		92.3	5.7	0.0	2.0
	B	実数	339	331	3	1	4
		比率		97.6	0.9	0.3	1.2

	C	実数	49	48	0	0	1
		比率		98.0	0.0	0.0	2.0
	D	実数	17	17	0	0	0
		比率		100.0	0.0	0.0	0.0
	E	実数	22	21	0	0	1
		比率		95.5	0.0	0.0	4.5
	F	実数	16	15	1	0	0
		比率		93.8	6.3	0.0	0.0
④口座振替	A	実数	653	638	2	1	12
		比率		97.7	0.3	0.2	1.8
	B	実数	339	335	0	0	4
		比率		98.8	0.0	0.0	1.2
	C	実数	49	48	0	0	1
		比率		98.0	0.0	0.0	2.0
	D	実数	17	17	0	0	0
		比率		100.0	0.0	0.0	0.0
	E	実数	22	21	0	0	1
		比率		95.5	0.0	0.0	4.5
	F	実数	16	16	0	0	0
		比率		100.0	0.0	0.0	0.0
⑤コンビニ納付	A	実数	653	478	127	35	13
		比率		73.2	19.4	5.4	2.0
	B	実数	339	330	3	2	4
		比率		97.3	0.9	0.6	1.2
	C	実数	49	47	0	1	1
		比率		95.9	0.0	2.0	2.0
	D	実数	17	17	0	0	0
		比率		100.0	0.0	0.0	0.0
	E	実数	22	21	0	0	1
		比率		95.5	0.0	0.0	4.5
	F	実数	16	4	8	4	0
		比率		25.0	50.0	25.0	0.0
⑥電子納付（ペイジーなど）	A	実数	653	318	261	57	17
		比率		48.7	40.0	8.7	2.6
	B	実数	339	263	63	7	6
		比率		77.6	18.6	2.1	1.8

	C	実数	49	37	10	1	1
		比率		75.5	20.4	2.0	2.0
	D	実数	17	13	4	0	0
		比率		76.5	23.5	0.0	0.0
	E	実数	22	17	4	0	1
		比率		77.3	18.2	0.0	4.5
	F	実数	16	2	10	4	0
		比率		12.5	62.5	25.0	0.0
⑦クレジットカード払い	A	実数	653	51	541	44	17
		比率		7.8	82.8	6.7	2.6
	B	実数	339	86	231	15	7
		比率		25.4	68.1	4.4	2.1
	C	実数	49	21	26	1	1
		比率		42.9	53.1	2.0	2.0
	D	実数	17	6	10	1	0
		比率		35.3	58.8	5.9	0.0
	E	実数	22	14	6	1	1
		比率		63.6	27.3	4.5	4.5
	F	実数	16	1	15	0	0
		比率		8.3	91.7	0.0	0.0
⑧戸別訪問による徴収	A	実数	653	319	315	2	17
		比率		48.9	48.2	0.3	2.6
	B	実数	339	100	230	0	9
		比率		29.5	67.8	0.0	2.7
	C	実数	49	15	33	0	1
		比率		30.6	67.3	0.0	2.0
	D	実数	17	3	13	0	1
		比率		17.6	76.5	0.0	5.9
	E	実数	22	6	15	0	1
		比率		27.3	68.2	0.0	4.5
	F	実数	16	12	4	0	0
		比率		75.0	25.0	0.0	0.0
⑨その他	A	実数	653	63	286	3	301
		比率		9.6	43.8	0.5	46.1
	B	実数	339	52	140	2	145
		比率		15.3	41.3	0.6	42.8

	C	実数	49	12	13	0	24
		比率		24.5	26.5	0.0	49.0
	D	実数	17	5	7	0	5
		比率		29.4	41.2	0.0	29.4
	E	実数	22	1	9	1	11
		比率		4.5	40.9	4.5	50.0
	F	実数	16	2	4	1	9
		比率		12.5	25.0	6.3	56.3

（６） 国民健康保険料（税）の決定通知書や変更通知書への外国語の併記の有無について（問 7）

表２－６は、国民健康保険料（税）の決定通知書や変更通知書への外国語の併記の有無について示している。95.3%が「併記していない」と回答している。「併記している」のは６自治体（0.5%）のみである。

「その他」では、「外国人宛の封筒には TAX スタンプを押している」、「外国語の案内チラシ同封」、「県が作成した外国人ガイドブックを同封している」、「当初、決定通知書には、見方を記載したリーフレットを同封。変更通知は表面に簡易な説明を外国語で記載している」、「納税通知書を同封する封筒に多言語（英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語・ベトナム語・ネパール語・日本語）で「国民健康保険通知書在中」と表記しているとともにわかりやすい日本語及び在住外国人が多く使用する言語を用いた「市税等のしおり（多言語パンフレット）」を閲覧できるページにアクセスするための QR コードを印字している」、「決定通知書、変更通知書を送付する時に使用している封筒に「納税通知書、納税関係書類在中」の英語表示あり」があげられた。

回答の補足では、「外国人の納税義務者に変更事由に関する外国語パンフレットの写しを同封する事はある」、「発送はしていないが国保制度についての外国語パンフレットは窓口に備えている」、「国民健康保険税の決定通知書、変更通知書とわかるよう通知書の名称と、問い合わせ先がわかるように担当部署名については、外国語を併記しているが、内容部分は併記していない」、「被保険者証交付時に外国語リーフレットを対象者へ同封している」、「窓口に通訳の可能なスタッフがおり、必要に応じて対応している」、「やさしい日本語を使う」、「外国人の在住が少ないため費用対効果が望めない」があげられた。

表２－６　決定通知書や変更通知書への外国語の併記　（単位：自治体、%）

		合計	している	していない	その他	無回答
全体	実数	1,096	6	1045	28	17
	比率		0.5	95.3	2.6	1.6
被保険者数規模別	A	653	1	630	8	14
			0.2	96.5	1.2	2.1
	B	339	4	320	12	3
			1.2	94.4	3.5	0.9
	C	49	1	46	2	0
			2.0	93.9	4.1	0.0
	D	17	0	17	0	0
			0.0	100.0	0.0	0.0
	E	22	0	18	4	0
			0.0	81.8	18.2	0.0
	F	16	0	14	2	0
			0.0	87.5	12.5	0.0

Ⅲ　納付相談・滞納整理・滞納処分について

（１）　国民健康保険料（税）の滞納世帯数について（問 8）

本設問では、滞納世帯数を尋ね、その数値は厚生労働省保険局国民健康保険課の「予算関係等資料の作成について」の「様式 16 の 1」で報告している滞納世帯数の値を転記してもらう形式とした。本報告書での滞納世帯率とは、本設問の数値と国民健康保険事業年報の被保険者世帯数から各自治体の世帯数に占める滞納世帯の割合を求めたものをいう。また、表の区分では「国民健康保険（市町村国保）の財政状況について」から各年度の「全世帯に占める滞納世帯の割合」を元にしたため各年度で区切りが異なる。その値は、平成２９年は 15.3%、平成３０年は 14.5%、令和元年は 13.7%、令和２年は 13.4%、令和３年は 11.9%である。

１）平成２９年について

表３－１－１は、平成２９年の滞納世帯率を示している。「０％（滞納世帯なし)」は被保険者数規模Ａに、「０．１～５．０％未満」は被保険者数規模ＡとＢに集中している。

表３－１－１　国民健康保険料（税）の滞納世帯率（平成 29 年）（単位：自治体、％）

		合計	０％（滞納世帯なし）	０．１～５．０％未満	５．０～１０．０％未満	１０．０～１５．３％未満	１５．３～２０．０％未満	２０％以上	世帯数不明	無回答
全体	実数	1,096	13	132	258	269	107	90	14	213
	比率		1.2	12.0	23.5	24.5	9.8	8.2	1.3	19.4
被保険者数規模別	A	653	13	118	183	139	34	22	1	143
			2.0	18.1	28.0	21.3	5.2	3.4	0.2	21.9
	B	339	0	14	71	105	49	42	1	57
			0.0	4.1	20.9	31.0	14.5	12.4	0.3	16.8
	C	49	0	0	4	15	18	9	0	3
			0.0	0.0	8.2	30.6	36.7	18.4	0.0	6.1
	D	17	0	0	0	6	2	5	0	4
			0.0	0.0	0.0	35.3	11.8	29.4	0.0	23.5
	E	22	0	0	0	4	4	12	0	2
			0.0	0.0	0.0	27.3	27.3	54.5	0.0	9.1
	F	16	0	0	0	0	0	0	12	4
			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	75.0	25.0

２）平成３０年について

表３－１－２は、平成３０年の滞納世帯率を示している。「０％（滞納世帯なし)」は被保険者数規模Ａに、「０．１～５．０％未満」は被保険者数規模ＡとＢに集中している。

表３－１－２　国民健康保険料（税）の滞納世帯率（平成 30 年）（単位：自治体、％）

		合計	０％（滞納世帯なし）	０．１～５．０％未満	５．０～１０．０％未満	１０．０～１４．５％未満	１４．５～２０．０％未満	２０％以上	世帯数不明	無回答
全体	実数	1,096	10	161	302	240	119	75	15	174
	比率		0.9	14.7	27.6	21.9	10.9	6.8	1.4	15.9
被保険者数規模別	A	653	10	144	208	105	39	24	1	122
			1.5	22.1	31.9	16.1	6.0	3.7	0.2	18.7
	B	339	0	17	90	104	57	27	0	44
			0.0	5.0	26.5	30.7	16.8	8.0	0.0	13.0
	C	49	0	0	4	20	15	8	0	2
			0.0	0.0	8.2	40.8	30.6	16.3	0.0	4.1
	D	17	0	0	0	7	2	6	0	2
			0.0	0.0	0.0	41.2	11.8	35.3	0.0	11.8
	E	22	0	0	0	4	6	10	0	2
			0.0	0.0	0.0	18.2	27.3	45.5	0.0	9.1
	F	16	0	0	0	0	0	0	14	2
			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	87.5	12.5

３）令和元年について

表３－１－３は、令和元年の滞納世帯率を示している。「０％（滞納世帯なし)」は被保険者数規模Ａに、「０．１～５．０％未満」は被保険者数規模ＡとＢに集中している。

表３－１－３　国民健康保険料（税）の滞納世帯率（令和元年）（単位：自治体、％）

		合計	０％（滞納世帯なし）	０．１～５．０％未満	５．０～１０．０％未満	１０．０～１３．７％未満	１３．７～２０．０％未満	２０％以上	世帯数不明	無回答
全体	実数	1,096	13	187	327	180	157	65	15	152
	比率		1.2	17.1	29.8	16.4	14.3	5.9	1.4	13.9
被保険者数規模別	A	653	13	165	219	76	48	20	1	111
			2.0	25.3	33.5	11.6	7.4	3.1	0.2	17.0
	B	339	0	22	101	83	77	21	0	35
			0.0	6.5	29.8	24.5	22.7	6.2	0.0	10.3
	C	49	0	0	6	14	19	9	0	1
			0.0	0.0	12.2	28.6	38.8	18.4	0.0	2.0
	D	17	0	0	1	6	5	4	0	1
			0.0	0.0	5.9	35.3	29.4	23.5	0.0	5.9
	E	22	0	0	0	1	8	11	0	2
			0.0	0.0	0.0	4.5	36.4	50.0	0.0	9.1
	F	16	0	0	0	0	0	0	14	2
			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	87.5	12.5

４）令和２年について

表３－１－４は、令和２年の滞納世帯率を示している。「０％（滞納世帯なし)」は被保険者数規模Ａに、及び「０．１～５．０％未満」は被保険者数規模ＡとＢに集中している。

表３－１－４　国民健康保険料（税）の滞納世帯率（令和２年）　（単位：自治体、％）

		合計	０％（滞納世帯なし）	０．１～５．０％未満	５．０～１０．０％未満	１０．０～１３．４％未満	１３．４～２０．０％未満	２０％以上	世帯数不明	無回答
全体	実数	1,096	12	230	367	163	128	45	14	137
	比率		1.1	21.0	33.5	14.9	11.7	4.1	1.3	12.5
被保険者数規模別	A	653	12	194	224	69	39	15	0	100
			1.8	29.7	34.3	10.6	6.0	2.3	0.0	15.3
	B	339	0	36	128	71	60	12	0	32
			0.0	10.6	37.8	20.9	17.7	3.5	0.0	9.4
	C	49	0	0	10	14	17	7	0	1
			0.0	0.0	20.4	28.6	34.7	14.3	0.0	2.0
	D	17	0	0	4	5	5	3	0	0
			0.0	0.0	23.5	29.4	29.4	17.6	0.0	0.0
	E	22	0	0	1	4	7	8	0	2
			0.0	0.0	4.5	18.2	31.8	36.4	0.0	9.1
	F	16	0	0	0	0	0	0	14	2
			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	87.5	12.5

５）令和３年について

表３－１－５は、令和３年の滞納世帯率を示している。「０％（滞納世帯なし)」は被保険者数規模Ａに、「０．１～５．０％未満」は被保険者数規模ＡとＢに集中している。

表３－１－５　国民健康保険料（税）の滞納世帯率（令和３年）　（単位：自治体、％）

		合計	０％（滞納世帯なし）	０．１～５．０％未満	５．０～１１．９％未満	１１．９～１５．０％未満	１５．０～２０．０％未満	２０％以上	世帯数不明	無回答
全体	実数	1,096	8	262	497	86	59	36	17	131
	比率		0.7	23.9	45.3	7.8	5.4	3.3	1.6	12.0
被保険者数規模別	A	653	8	219	276	30	12	13	1	94
			1.2	33.5	42.3	4.6	1.8	2.0	0.2	14.4
	B	339	0	43	185	38	31	8	2	32
			0.0	12.7	54.6	11.2	9.1	2.4	0.6	9.4
	C	49	0	0	23	10	9	6	0	1
			0.0	0.0	46.9	20.4	18.4	12.2	0.0	2.0
	D	17	0	0	8	4	2	3	0	0
			0.0	0.0	47.1	23.5	11.8	17.6	0.0	0.0
	E	22	0	0	5	4	5	6	0	2
			0.0	0.0	22.7	18.2	22.7	27.3	0.0	9.1
	F	16	0	0	0	0	0	0	14	2
			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	87.5	12.5

（２）　令和４年12月１日（又は令和４年11月30日）時点で国民健康保険料（税）の滞納として残っているもの（確定延滞金のみは除く）で最も古い年度（会計年度）について（問9）

表３－２は、令和４年１２月１日(又は令和４年１１月３０日)時点で国民健康保険料(税)の滞納として残っているもの（確定延滞金のみは除く）で最も古い保険料（税）の年度（会計年度)を示している。本設問では、不動産等の差押中の国民健康保険料(税)も対象とし、請求できる保険料（税）(確定延滞金のみは除く）として最も古い年度（会計年度）を回答

する形式をとった。ただし、不納欠損しているがシステム上に残っているものについては、除外するようにした。「会計年度」と「賦課年度」は、例えば、「令和４年６月届出で、令和３年10月まで遡及して国民健康保険の被保険者となり、令和４年７月に令和３年度分の保険料（税）の決定通知書を発送した場合でいうと、「賦課年度」は令和３年をいい、「会計年度」は、令和４年をいう。」と定義した。

最も古いのは、昭和４７年度のもので２自治体が回答した。「昭和４７年～昭和６３年」は4.5%、「平成元年～平成１０年」は17.7%、「平成１１年～平成２０年」は42.1%、「平成２１年～平成３０年」は23.6%、「平成３１年～令和３年」は1.1%である。平成２０年度以前の年度のものと回答した割合は、64.3%である。

表３－２　滞納となっている最も古い保険料（税）の年度　　（単位：自治体、%）

		合計	昭和47年～昭和63年	平成元年～平成10年	平成11年～平成20年	平成21年～平成30年	平成31年～令和3年	無回答
全体	実数	1,096	49	194	461	259	12	121
	比率		4.5	17.7	42.1	23.6	1.1	11.0
被保険者数規模別	A	653	15	95	280	182	9	72
			2.3	14.5	42.9	27.9	1.4	11.0
	B	339	26	82	144	48	2	37
			7.7	24.2	42.5	14.2	0.6	10.9
	C	49	8	11	18	8	0	4
			16.3	22.4	36.7	16.3	0.0	8.2
	D	17	0	4	7	5	0	1
			0.0	23.5	41.2	29.4	0.0	5.9
	E	22	0	1	4	12	0	5
			0.0	4.5	18.2	54.5	0.0	22.7
	F	16	0	1	8	4	1	2
			0.0	6.3	50.0	25.0	6.3	12.5

（３）　国民健康保険料（税）の滞納分（本料（税））を完納し、確定延滞金のみを支払っている人の有無について（問 10）

表３－３は、国民健康保険料（税）の滞納分（本料（税））を完納し、確定延滞金のみを支払っている人がいるかを示している。73.9%が「いる」と回答した。

表３－３　本料（税）完納後、確定延滞金のみを支払っている人の有無（単位：自治体、%）

		合計	いる	いない	無回答
全体	実数	1,096	810	240	46
	比率		73.9	21.9	4.2
被保険者数規模別	A	653	425	199	29
			65.1	30.5	4.4
	B	339	306	22	11
			90.3	6.5	3.2
	C	49	42	5	2
			85.7	10.2	4.1
	D	17	16	1	0
			94.1	5.9	0.0
	E	22	14	6	2
			63.6	27.3	9.1
	F	16	7	7	2
			43.8	43.8	12.5

（４）　加入中の世帯で国民健康保険料（税）に未納はないが確定延滞金のみがある場合、現年度分の国民健康保険料（税）と確定延滞金のどちらの支払いを優先させるかについて（問 11）

表３－４は、加入中の世帯で国民健康保険料（税）に未納はないが確定延滞金のみがある場合に現年度分の保険料（税）と確定延滞金のどちらの支払いを優先させるかを示している。73.8%が「納期未到来の現年度分の保険料（税）」を優先させると回答した。

回答の補足では、「納付義務者の選択による。確定延滞金は当然に滞納中処分の対象とする。」、「現年度分保険料は納期納付、確定延滞金は即時納付」、「延滞金は徴収していないが、現年度分の保険料は過年度分の保険料より優先して徴収している。」、「現年納期分がある月は現年分優先。当月分納期がなく、翌月以降の納付資力に影響が無ければ延滞金を納付させる。」、「現年分の納期内納付は、大前提として、納期内納付を行うよう指導している」、「現年度分の保険税に未納が発生した場合、そちらを優先して納付する計画に変更することがある」、「相談があった場合は現年分を優先させているが、原則として現年分は納期内納付。延滞金を含む滞納分を分割納付している」、「納期未到来の現年度分につい

て、納期到来となれば延滞金より優先させる」、「本税優先であるが、確実に期日内納付（口座振替等）が見込めるなら延滞金にあてる。」、「現年度の納付が順調であれば、という条件付きでの回答。支援が必要な状況ならば、現年度を優先する。」、「両方同時に支払えない場合は、保険料を優先する」、「納期未到達の現年度分保険料について、別途納期内納付を指導した上で、確定延滞金にかかる分割納付を行う」、「毎月納期限到来するため、両方同時進行で納付指示。」、「両方を負担する力が不足する場合は納期未到来の現年度分の保険料（税）であるが、補足説明として「確定延滞金を納付せず長期放置した場合は財産調査や滞納処分を行う可能性がある」と伝えて最終的にどちらを優先するかは納税者の判断。」、「分割納付計画を作成し、納付管理をしている等、今後延滞金が発生する可能性が高い場合は、本税を優先」、「滞納者の状況によって、適時、判断する（ケースバイケース、案件による)」、「ケースごとに異なるため、回答しかねる。」、「延滞金を徴収していない」等があげられた。

表３－４　納期未到来の現年度分の保険料（税）と確定延滞金の優先　（単位：自治体、%）

		合計	納期未到来の現年度分の保険料（税）	確定延滞金	無回答
全体	実数	1,096	809	202	85
	比率		73.8	18.4	7.8
被保険者数規模別	A	653	477	129	47
			73.0	19.8	7.2
	B	339	258	59	22
			76.1	17.4	6.5
	C	49	34	7	8
			69.4	14.3	16.3
	D	17	14	3	0
			82.4	17.6	0.0
	E	22	13	3	6
			59.1	13.6	27.3
	F	16	13	1	2
			81.3	6.3	12.5

（５）　国民健康保険料（税）に関する電話催告を行っているかについて（問 12）

表３－５は、国民健康保険料（税）に関する電話催告を行っているか、行っている場合はどのように行っているかを示している。また、本設問の選択肢「担当部署で行っている。」には、他部署と共同で行っている場合や会計年度任用職員等が行っている場合も含めるとした。担当部署で行っているが最も多く、60.6%である。電話催告を行っているのは、70.6%（「外部委託(国保連合会や民間業者等)で行っている」+「担当部署で行っている」）である。また、電話催告を行っていないのは 21.3%（「行っていない」＋「実施検討中」）である。

「その他」では、18 自治体が「外部委託(国保連合会や民間業者等)で行っている」と「担当部署で行っている」の両方を実施していると回答した。また、「ＳＮＳ催告」、「自動音声電話催告システムを導入して実施」等があげられた。

表３－５　国民健康保険料（税）に関する電話催告の実施　　（単位：自治体、%）

		合計	外部委託(国保連合会や民間業者等)で行っている	担当部署で行っている	行っていない	実施検討中	その他	無回答
全体	実数	1,096	110	664	226	8	64	24
	比率		10.0	60.6	20.6	0.7	5.8	2.2
被保険者数規模別	A	653	30	442	140	5	21	15
			4.6	67.7	21.4	0.8	3.2	2.3
	B	339	41	179	79	3	29	8
			12.1	52.8	23.3	0.9	8.6	2.4
	C	49	18	21	4	0	5	1
			36.7	42.9	8.2	0.0	10.2	2.0
	D	17	8	3	1	0	5	0
			47.1	17.6	5.9	0.0	29.4	0.0
	E	22	13	5	0	0	4	0
			59.1	22.7	0.0	0.0	18.2	0.0
	F	16	0	14	2	0	0	0
			0.0	87.5	12.5	0.0	0.0	0.0

（６）　窓口対応時（納付相談・指導時）に、通訳（他部署と連携した通訳の配置やタブレット端末によるテレビ電話通訳（通訳クラウドサービス）、通訳アプリなどを含む）を設置するなどして外国語で相談ができるようにしているかについて（問 13）

表３－６は、窓口対応時（納付相談・指導時）に通訳（他部署と連携した通訳の配置やタブレット端末によるテレビ電話通訳（通訳クラウドサービス）、通訳アプリなどを含む）を設置しているかを示している。通訳などを設置し、外国語で相談できるようにしているのは、29.2%である。

回答の補足では、「他部門からその都度借入をしており、常設はしていない。」、「納付相談窓口に通訳の設置はしていないが、行政機関への同行通訳などのサービスを提供する外国人相談窓口を本市の他部署にて運営している。」、「県のサービス（通訳支援サービス）を利用」、「相談等の対応が必要な方には、通訳担当がいる日に来庁していただくよう案内している。」、「○○トークを設置、市民課と共用」、「英語を話せる職員を配置。」等があげられた。

表３－６　通訳の設置　　（単位：自治体、%）

		合計	している	していない	無回答
全体	実数	1,096	320	754	22
	比率		29.2	68.8	2.0
被保険者数規模別	A	653	104	536	13
			15.9	82.1	2.0
	B	339	149	182	8
			44.0	53.7	2.4
	C	49	30	19	0
			61.2	38.8	0.0
	D	17	13	3	1
			76.5	17.6	5.9
	E	22	20	2	0
			90.9	9.1	0.0
	F	16	4	12	0
			25.0	75.0	0.0

（７）　督促状と催告書に外国語を併記し重要文書であるとわかるようにしているかについて（問 14）

表３－７は、督促状と催告書に外国語を併記し重要文書であることがわかるようにしているかを示している。外国語を併記しているのは、5.1%である。つまり、多くの自治体が

併記していない。

「その他」では、41 自治体が「催告書のみ」と回答し、2 自治体が「督促状のみ」と回答している。また、「併記ではないが封筒に「IMPORTANT」を記載」、「外国語チラシ同封」、「封筒に外国語で翻訳ページにつながる案内文と QR コードを載せている」があげられた。

回答の補足では、「封筒に送付元及び重要文書である旨がわかるように英語を併記している。また、必要に応じて外国語表記チラシ（7 カ国対応）を同封している。」、「別途市役所へ納付相談に来るように促す文書はある」、「申出があれば行う」があげられた。

表３－７　督促状と催告書への外国語の併記　（単位：自治体、%）

		合計	している	していない	その他	無回答
全体	実数	1,096	56	927	84	29
	比率		5.1	84.6	7.7	2.6
被保険者数規模別	A	653	15	600	20	18
			2.3	91.9	3.1	2.8
	B	339	28	256	45	10
			8.3	75.5	13.3	2.9
	C	49	4	39	6	0
			8.2	79.6	12.2	0.0
	D	17	2	11	4	0
			11.8	64.7	23.5	0.0
	E	22	5	9	7	1
			22.7	40.9	31.8	4.5
	F	16	2	12	2	0
			12.5	75.0	12.5	0.0

（８）　国民健康保険料（税）滞納世帯の家計把握について（問 15）

国民健康保険料（税）滞納世帯の家計把握について、「分割納付管理中の世帯」と「執行停止中の世帯」に分けて尋ねた。表３－８－１－１及び表３－８－２－１における「①定期的に来庁要請を行っている」、「②家計簿の提出を求めている」、「③職員が支出入の状況を聞き取る」、「④口座等の出入金記録から把握する」、「⑤その他」のすべての項目で「分割納付管理中の世帯」の方が「執行停止中の世帯」よりも「行っている」割合が高い。

「その他」としては、「福祉係や他市町村へ照会」、「②を求めていないが、場合によって収支状況等申告書の提出を求めている。④は預金照会による。⑤所得調査に係るもの全て」、「執行停止中は、実態調査による居住地、生保受給確認など」、「勤務先への給付調査、生命

保険等貯蓄性資産の運用状況調査等」、「確定申告書や給与支払報告書の調査確認」、「③聞き取りの有無にかかわらず、住民税の所得申告状況を調査する。⑤執行停止中の世帯については預金照会、生命保険照会等を行う。また、分納中の世帯についても分納が長期に及ぶ者は同様の調査を行う」、「自宅訪問して生活状況調査」、「電話による確認」、「行っているは、行う場合があるということ」、「分割での約束が不履行の場合、来庁要請を行い、来庁されない場合は預金調査を実施」、「２～３月以上分納がない場合、電話連絡、訪問を行っている」、「事業者については、売上げが上がりそうな際に訪問している（口座の情報を確認しながら）」、「来庁要請までは求めず、定期的に電話等による連絡要請を行っている」、「訪問による生計状況調査」、「他部署との連携による情報収集」、「可能な範囲で課税・収入状況を調査している」、「地方税法第 20 条の 11 に基づく調査」、「就業状況の確認をしている」、「分割納付が不履行となった場合、呼び出しをしている」、「分割納付管理中の①～④については一部世帯のみ実施。（高額滞納世帯、定額分納世帯など）預貯金照会、給与照会等」、「市様式「生活状況聞き取りリスト」に収支、口座情報、不動産や自家用車保有の有無等を記載するよう求めている」、「収支状況は基本的には口頭で聞き取りしているが、必要に応じて書面での提出を求めている」、「四半期に一度資格証、短期証の対象者に面会を促し、納付相談を実施。年に数回、福祉部局と税担当部局で生活困窮の方の情報交換を実施」、「生活状況申立書に収入、支出が分かる資料をつけて、提出してもらう」、「滞納者実地調査業務委託により把握する。＊滞納者の住所地を訪問し面接、家屋外観確認及び近隣聞き込みにより、居住の有無（表札、郵便物等）、生活状況（同居者の有無、帰宅状況、在宅時間等）を調査すること」等があげられた。

回答の補足では、「直近２ヶ月の家計収支や財産所有状況等を記入する様式を用意しているが、分納の申し出の際に記入を求めた場合、分納を断られるか、家計の管理が出来ていないために記入いただけないかのどちらかがほとんどのため、近年はほぼ使われていない。」、「分割納付管理中の世帯を完納見込みの立つ計画で、分納約束しており、かつ約束どおりに履行を続けている世帯として回答する。「①定期的に来庁要請を行っている」について、必ずしも来庁は求めないが、手元の納付書を使い切った際に連絡依頼をしている。「④口座等の出入金記録から把握する」は分納約束額の減額を希望された際に、事情を確認するために行う」、「分割納付管理中の世帯については、分割納付を履行している場合は、改めて家計の把握はしていない。履行しなかった場合は催告を行い、納付相談を受けた場合は滞納額や分割納付の申し出額に応じてケースバイケースで家計の把握をしている」、「分割納付の場合、年度内や１年以内（翌年度新規課税までを含む）での完納を達成できない場合の根拠として定期的に家計簿等の提示を求める」、「分割納付を正常履行中であれば①から③は行っていないが、分納不履行中断があった場合、実施する。」、「分割納付管理中の世帯については必要に応じて行っている」、「執行停止中の滞納者への支出入の状況聞き取り（③）については、給与支払い報告書や確定申告書等から収入状況を把握し（⑤）、差押え可能額があると判断される場合に行う」、「①～④は調査の中で、担当者が滞納者の状況に応じて実施している。」、「一律の対応ではなく、ケース毎に様々な要因を考慮して対応している」、「家計把握につい

ては、全世帯必ず実施している訳ではなく、納付状況の悪い世帯に対して、必要に応じて実施している」、「執行停止した場合、充分な追跡調査はできていない」、「執行停止中とは全納期を執行停止している場合としている」、「執行停止中の家計把握について、執行停止３号（居所不明）については、定期的に預貯金調査等を実施しており、財産が判明すれば、執行停止を解除し滞納処分する」、「執行停止中世帯については、停止前に調査し、次の調査は年度変わりで収入、所得等を確認する」、「住民税担当者と協力して、収入状況を確認している」、「ケースバイケースで対応するため、１「行っている」、２「行っていない」のどちらかを選択することはできない」、「分納前、執行停止前の財産調査は行うが、分納中、執行停止中の管理は行わない」、「③について電話連絡要請を含み回答した」、「執行停止の実績なし」、「短期被保険者証の世帯は定期的に来所を依頼し、収支状況の確認をしている」、「対応職員の裁量による部分が多く、要綱等を整備していないため、ケースによっては実際に対応する、しない事がある」等があげられた。

１）分割納付管理中の世帯について

表３－８－１－１及び表３－８－１－２は、国民健康保険料（税）滞納世帯（分割納付管理中の世帯）の家計把握について①から⑤までの項目について行っているかを示している。「行っている」と回答した割合は、「①定期的に来庁要請を行っている」は 60.1%、「②家計簿の提出を求めている」は 19.3%、「③職員が支出入の状況を聞き取る」は 76.0%、「④口座等の出入金記録から把握する」は 62.2%、「⑤その他」8.0%である。

表３－８－１－１　分割納付管理中の世帯の家計把握（全体）　（単位：自治体、%）

		合計	行っている	行っていない	無回答
①定期的に来庁要請を行っている	実数	1,096	659	355	82
	比率		60.1	32.4	7.5
②家計簿の提出を求めている	実数	1,096	212	800	84
	比率		19.3	73.0	7.7
③職員が支出入の状況を聞き取る	実数	1,096	833	184	79
	比率		76.0	16.8	7.2
④口座等の出入金記録から把握する	実数	1,096	682	330	84
	比率		62.2	30.1	7.7
⑤その他	実数	1,096	88	458	550
	比率		8.0	41.8	50.2

表３－８－１－２　分割納付管理中の世帯の家計把握（規模別）　（単位：自治体、%）

	被保険者数規模別		合計	行っている	行っていない	無回答
①定期的に来庁要請を行っている	A	実数	653	409	197	47
		比率		62.6	30.2	7.2
	B	実数	339	200	115	24
		比率		59.0	33.9	7.1
	C	実数	49	31	13	5
		比率		63.3	26.5	10.2
	D	実数	17	5	12	0
		比率		29.4	70.6	0.0
	E	実数	22	9	8	5
		比率		40.9	36.4	22.7
	F	実数	16	5	10	1
		比率		31.3	62.5	6.3
②家計簿の提出を求めている	A	実数	653	99	507	47
		比率		15.2	77.6	7.2
	B	実数	339	89	224	26
		比率		26.3	66.1	7.7
	C	実数	49	10	34	5
		比率		20.4	69.4	10.2
	D	実数	17	4	13	0
		比率		23.5	76.5	0.0
	E	実数	22	9	8	5
		比率		40.9	36.4	22.7
	F	実数	16	1	14	1
		比率		6.3	87.5	6.3
③職員が支出入の状況を聞き取る	A	実数	653	483	125	45
		比率		74.0	19.1	6.9
	B	実数	339	275	41	23
		比率		81.1	12.1	6.8
	C	実数	49	38	6	5

		比率		77.6	12.2	10.2
	D	実数	17	12	5	0
		比率		70.6	29.4	0.0
	E	実数	22	16	1	5
		比率		72.7	4.5	22.7
	F	実数	16	9	6	1
		比率		56.3	37.5	6.3
④口座等の出入金記録から把握する	A	実数	653	377	228	48
		比率		57.7	34.9	7.4
	B	実数	339	244	70	25
		比率		72.0	20.6	7.4
	C	実数	49	31	13	5
		比率		63.3	26.5	10.2
	D	実数	17	11	6	0
		比率		64.7	35.3	0.0
	E	実数	22	15	2	5
		比率		68.2	9.1	22.7
	F	実数	16	4	11	1
		比率		25.0	68.8	6.3
⑤その他	A	実数	653	39	294	320
		比率		6.0	45.0	49.0
	B	実数	339	35	126	178
		比率		10.3	37.2	52.5
	C	実数	49	7	15	27
		比率		14.3	30.6	55.1
	D	実数	17	6	7	4
		比率		35.3	41.2	23.5
	E	実数	22	1	8	13
		比率		4.5	36.4	59.1
	F	実数	16	0	8	8
		比率		0.0	50.0	50.0

２）執行停止中の世帯について

表３－８－２－１及び表３－８－２－２は、国民健康保険料（税）滞納世帯（執行停止中の世帯）の家計把握について①から⑤までの項目について行っているかを示している。「行っている」と回答した割合は、「①定期的に来庁要請を行っている」は 16.2%、「②家計簿の提出を求めている」は 5.6%、「③職員が支出入の状況を聞き取る」は 33.0%、「④口座等の出入金記録から把握する」は 46.2%、「⑤その他」5.7%である。

表３－８－２－１　執行停止中の世帯の家計把握（全体）　（単位：自治体、%）

		合計	行っている	行っていない	無回答
①定期的に来庁要請を行っている	実数	1,096	178	806	112
	比率		16.2	73.5	10.2
②家計簿の提出を求めている	実数	1,096	61	919	116
	比率		5.6	83.9	10.6
③職員が支出入の状況を聞き取る	実数	1,096	362	617	117
	比率		33.0	56.3	10.7
④口座等の出入金記録から把握する	実数	1,096	506	471	119
	比率		46.2	43.0	10.9
⑤その他	実数	1,096	63	487	546
	比率		5.7	44.4	49.8

表３－８－２－2　執行停止中の世帯の家計把握（規模別）　（単位：自治体、%）

	被保険者数規模別		合計	行っている	行っていない	無回答
①定期的に来庁要請を行っている	A	実数	653	111	473	69
		比率		17.0	72.4	10.6
	B	実数	339	59	253	27
		比率		17.4	74.6	8.0
	C	実数	49	2	40	7
		比率		4.1	81.6	14.3

	D	実数	17	2	14	1
		比率		11.8	82.4	5.9
	E	実数	22	2	14	6
		比率		9.1	63.6	27.3
	F	実数	16	2	12	2
		比率		12.5	75.0	12.5
②家計簿の提出を求めている	A	実数	653	27	555	71
		比率		4.1	85.0	10.9
	B	実数	339	31	279	29
		比率		9.1	82.3	8.6
	C	実数	49	1	41	7
		比率		2.0	83.7	14.3
	D	実数	17	0	16	1
		比率		0.0	94.1	5.9
	E	実数	22	2	14	6
		比率		9.1	63.6	27.3
	F	実数	16	0	14	2
		比率		0.0	87.5	12.5
③職員が支出入の状況を聞き取る	A	実数	653	214	367	72
		比率		32.8	56.2	11.0
	B	実数	339	123	187	29
		比率		36.3	55.2	8.6
	C	実数	49	12	30	7
		比率		24.5	61.2	14.3
	D	実数	17	5	11	1
		比率		29.4	64.7	5.9
	E	実数	22	3	13	6
		比率		13.6	59.1	27.3
	F	実数	16	5	9	2
		比率		31.3	56.3	12.5
④口座等の出入金記録から把握する	A	実数	653	291	291	71
		比率		44.6	44.6	10.9
	B	実数	339	184	123	32
		比率		54.3	36.3	9.4
	C	実数	49	15	27	7
		比率		30.6	55.1	14.3

	D	実数	17	8	8	1
		比率		47.1	47.1	5.9
	E	実数	22	3	13	6
		比率		13.6	59.1	27.3
	F	実数	16	5	9	2
		比率		31.3	56.3	12.5
⑤その他	A	実数	653	36	305	312
		比率		5.5	46.7	47.8
	B	実数	339	20	140	179
		比率		5.9	41.3	52.8
	C	実数	49	3	17	29
		比率		6.1	34.7	59.2
	D	実数	17	3	10	4
		比率		17.6	58.8	23.5
	E	実数	22	1	8	13
		比率		4.5	36.4	59.1
	F	実数	16	0	7	9
		比率		0.0	43.8	56.3

（９） 納付相談・指導時に他部署（社会福祉事務所も含む）や社会福祉協議会等での対応が必要と思われる場合、相談者に関係部署を案内しているかについて（問 16）

表３－９は、納付相談・指導時に他部署（社会福祉事務所も含む）や社会福祉協議会等での対応が必要と思われる場合、相談者にそちらを案内しているかを示している。本設問では、「納付相談・指導時」とは、窓口への来庁や電話での相談等の接触時をいい、「案内」については、広く捉えて口頭のみの説明、案内や書面によるものも含むとした。ただし、ポスター等を窓口等に貼っているのみは、「案内」に含まないこととした。また、案内された者が、実際にその部署等に行ったかどうかについては不問としている。案内をするのは、92.4%である。

回答の補足では、「対応職員の裁量による部分が多く、要綱等を整備していないため、ケースによっては実際に対応する、しない事がある。」、「あくまでも案内（提案）をするだけで、最終的な決定は本人の判断であることを伝えている」、「基本は口頭のみの説明、案内」、「社会福祉協議会が行っている支援事業の紹介は行うが、担当者につなぐまでは行っていない」、「案内する場合がある」、「生活困窮担当と同じ課にある為、情報連携を行っている」、「社協の生活福祉資金（１０万円の貸し付け）について、当方で制度の簡単な説明をした場合、相手方の捉え方によっては「市が社協に行けば１０万円貸してくれると言っていた」などと誤解を生むこともあり、社協の対応が難しくなる（クレームが増える）ので、当方とし

て安易に納付相談に応じて社協を案内できない」、「相談することを提案する」、「他部署や社会福祉協議会について、案内や相談のつなぎは行うが、相談自体は本人に行ってもらう形を取っている。」があげられた。

表３－９　相談者を他部署等へ案内するかについて　　（単位：自治体、%）

		合計	する	しない	無回答
全体	実数	1,096	1013	50	33
	比率		92.4	4.6	3.0
被保険者数規模別	A	653	591	42	20
			90.5	6.4	3.1
	B	339	325	4	10
			95.9	1.2	2.9
	C	49	44	3	2
			89.8	6.1	4.1
	D	17	17	0	0
			100.0	0.0	0.0
	E	22	21	0	1
			95.5	0.0	4.5
	F	16	15	1	0
			93.8	6.3	0.0

（10）　他部署（社会福祉事務所も含む）や社会福祉協議会等での対応が必要と思われた場合に職員間で関係部署との連携（情報共有も含む）を行うために、納付相談・指導時に相談者から「個人情報取扱同意書」等を取っているかについて（問 17）

表３－１０は、他部署（社会福祉事務所も含む）や社会福祉協議会等での対応が必要と思われた場合に職員間で関係部署との連携（情報共有も含む）を行うために、納付相談・指導時に相談者から「個人情報取扱同意書」等を取っているかを示している。取っているのは、6.5%である。多くの自治体が“書面で”は取っていない。

回答の補足では、「案内のみで情報共有は行っていない」、「案内のみを行っているため、同意書は取っていない」、「各部署（国保）の情報は直接共有しない。本人からヒアリング行う」、「関係部署職員を呼び本人から聞き取りしている」、「関係部署との連携が必要な場合は同席し対応している」、「関係部署の職員が同意書を取っている」、「口頭で同意の意思確認をしている」、「口頭で同意を得た上で、福祉担当部署に情報を共有」、「口頭で本人の同意のもと連携を行い、拒否された場合は案内のみとなる」、「個人情報取扱同意書はとっていないが、本人同意の上、本人、税務係、社会福祉係の三者で納税相談、生活相談を行っている」、「個人情報を共有した事例がない、案内のみ」、「個人情報を他部署が求める場合、必要とする部署が同意書を取る」、「市独自の書式の中に個人情報の共有について同意をとる欄がある」、「社会福祉協議会側で同意書を取っている」、「社協に情報提供する場合、滞納という言葉を使用して情報を得るわけでもない事や、書面での場合、地方税法を根拠に実施するため、本人の同意は不要と考える」、「情報共有が必要な場合のみ同意書を取っている」、「自立支援センターや民間の家計の相談から支援されているところを紹介する。自分で相談するように行動をするようにさせている。」、「全てのケースではなく、生活困窮者に対して実施している」、「税情報は他部署へは不開示」、「税務課は調査権の範囲で対応できるため」、「その場で本人に福祉関連部署への相談希望を聞き取り、あくまで本人の希望で連絡を取る」、「滞納情報に触れないといけない場合は、滞納者本人から委任状を提出いただいた上で連携している」、「滞納明細を渡し、自ら福祉部門に相談してもらう形で同意を得ている」、「滞納や滞納額等は他部署に伝えずに案内している。」、「他部署に既に提出済みの場合は省略することもある」、「庁舎内の連携においてのみ」、「ファイナンシャルプランナー相談時に同意書を取っている」、「法令上の個人情報調査権限のない関係部署へ本人が相談に行くよう指導しているため同意書を徴取していない」、「役所の中では、情報を知りたい理由を説明し、教えて頂いている。役所以外であれば、国税徴収法第１４１条の質問調査権の根拠を文書で示し、調査の回答を頂いている」、「調査権を持たない部署には開示しない」、「本人に判断をまかせている。「生活で相談が必要なら○○に案内しますが、どうしますか？」と確認して、税務課で把握した内容は伝えず、改めて聞き取りなどをしてもらっている」があげられた。口頭で同意の意思確認を行っていると記入しているのは、33 自治体である。

表３－１０　「個人情報取扱同意書」等の取得　（単位：自治体、%）

		合計	取っている	取っていない	無回答
全体	実数	1,096	71	969	56
	比率		6.5	88.4	5.1
被保険者数規模別	A	653	35	579	39
			5.4	88.7	6.0
	B	339	31	296	12
			9.1	87.3	3.5
	C	49	3	43	3
			6.1	87.8	6.1
	D	17	1	15	1
			5.9	88.2	5.9
	E	22	0	21	1
			0.0	95.5	4.5
	F	16	1	15	0
			6.3	93.8	0.0

（11）　納付相談・指導時や調査等で、国民健康保険料（税）の滞納者（納付義務者）とその世帯員（被保険者以外も含む）に借入れの状況を確認しているかについて（問18）

納付相談・指導時や調査等で、①～④の借入れがあるかを確認しているかについて国民健康保険料（税）の滞納者（納付義務者）とその世帯員（被保険者以外も含む）に分けて尋ねた。本設問では、国民健康保険料（税）の主管課での対応について、個別ケースではなく一般的な方針として確認するようにしているかについて尋ね、他部署等への徴収権の移管後の対応は、不問とした。

「①住宅ローン」、「②奨学金」、「③消費者金融」、「④その他の借金」のすべての項目で「滞納者（納付義務者）」の方が「滞納者の世帯員（被保険者以外も含む）」よりも「確認している」割合が高い。

回答の補足では、「課の方針として、確認項目を定めてはいないが、納付相談の際に滞納者の収支全般について確認しており、必要に応じて世帯員の収支状況も確認している」、「「滞納者」について、相談時に「支出」を聞き取りする中で、借入があれば、「借入の種類、返済額、残額」など確認しているが、こちらから、個別の借入の種類を特定して聞き取りはしていない。」、「１ヶ月の収支を記入してもらうようにしており、その際にローン等の状況

が分かるようにしている」、「家計収支表の提出を依頼し、借入の状況を確認している。」、「借入金全般についての、聞き取り確認をしている」、「話の中で本人が話す場合がある」、「基本的に世帯員に対しての負債等確認は行っていない」、「金融機関への預金調査により、出入金や借入など総合的な調査を行っている」、「こちらから調査は行わない。特に世帯員の借入、滞納調査は世帯員の同意が必要と考える」、「世帯員に関しては、必ずしもしているわけではない。」、「世帯員の確認は状況による」、「世帯員の債務については、納税相談を受ける者が把握している場合に限る」、「世帯構成や所得の状況により聞き取る場合もある。」、「滞納者の借金の状況は確認しているが、借入金の種別等は自己申告。」、「滞納者本人の奨学金返済及び、世帯員の借入の有無は、必要に応じて聞き取りしている。」、「とりたてて「住宅ローンがありますか？」と話し合いの際に項目を決めて聞く事はないが、現在の状況を聞く中で、「借金があって」ということにはなり得る。」、「納付相談時に資力調査の一環として、税の滞納、借入金等債務全体の確認を行っている。世帯員の債務については、納税義務者の資力、支払い能力に影響がある内容について確認している」、「納付相談の際に申出があれば記録に残し、分納額等を考慮することがある。市から積極的に聞き取ることはない。」、「被保険者はする場合が有り」、「預貯金調査の際に照会した金融機関に借入がある場合は判明する」、「基本的に世帯員については、被保険者のみ」、「短期間で完結する分割納付の申し出を受けた場合は、市県民税、固定資産税、軽自動車税の滞納以外は確認しない。長期間に及ぶ分割納付の申し出、または、納付困難の申し出を受けた場合は、家計の収支を詳細に聴取するため、その中で上記のようなことが判明する」、「分割納付額が一定額を下回った場合（5,000円未満）生活状況申し立て調査書の提出を求めている。この書類において、借入や他の滞納の有無について確認を行っている」、「納税相談の中で滞納者が世帯員のいずれかの費用等を負担していることが判明した場合には、そのことについて、聞き取りを行うことがある」、「納付相談の中で世帯員の状況を聞き取る機会もあるが（世帯収入での遣り繰りの場合等)、原則調査は滞納者本人。また生活状況申出をうける中で確認している内容ではあるが、本人が偽証する場合など確実に把握されないことも多い」、「聞き取りの際、話には上るが、必須条件ではない収支を事細かに聞くのが仕事ではなく、即時滞納解消できない理由のひとつとして聴取。優先すべき事柄次第で、細かく聴取する部分もある。世帯員に滞納があるからといって、名義人の滞納国保が払えない理由にはならない」、「口頭での聞き取りを行うとともに、状況により調査を実施している。世帯員については、被保険者に対してのみ口頭聞き取りを実施している」、「やむを得ない借金もあるが、資産形成を含めた借金等の見極めが必要。」、「擬制世帯や資力のない世帯主で世帯員に納税協力を貰う場合には、世帯員の各種状況を確認する事はある」等があげられた。

１）　国民健康保険料（税）の滞納者（納付義務者）について

表３－１１－１－１及び表３－１１－１－２は、国民健康保険料（税）の滞納者（納付義務者）の借入れの有無について、①から④までの項目について確認をしているかを

示している。「している」と回答した割合は、①住宅ローンは 72.0%、②奨学金は 61.9%、③消費者金融は 70.7%、④その他の借金は 71.4%である。

表３－１１－１－１　滞納者の借入れの有無の確認（全体）　　（単位：自治体、%）

		合計	している	していない	無回答
①住宅ローン	実数	1,096	789	234	73
	比率		72.0	21.4	6.7
②奨学金	実数	1,096	678	344	74
	比率		61.9	31.4	6.8
③消費者金融	実数	1,096	775	248	73
	比率		70.7	22.6	6.7
④その他の借金	実数	1,096	783	235	78
	比率		71.4	21.4	7.1

表3－１１－１－2　滞納者の借入れの有無の確認（規模別）　　（単位：自治体、%）

	被保険者数規模別		合計	している	していない	無回答
①住宅ローン	A	実数	653	445	163	45
		比率		68.1	25.0	6.9
	B	実数	339	270	51	18
		比率		79.6	15.0	5.3
	C	実数	49	39	7	3
		比率		79.6	14.3	6.1
	D	実数	17	13	4	0
		比率		76.5	23.5	0.0
	E	実数	22	13	3	6
		比率		59.1	13.6	27.3
	F	実数	16	9	6	1
		比率		56.3	37.5	6.3

②奨学金	A	実数	653	372	236	45
		比率		57.0	36.1	6.9
	B	実数	339	243	78	18
		比率		71.7	23.0	5.3
	C	実数	49	34	12	3
		比率		69.4	24.5	6.1
	D	実数	17	10	7	0
		比率		58.8	41.2	0.0
	E	実数	22	13	3	6
		比率		59.1	13.6	27.3
	F	実数	16	6	8	2
		比率		37.5	50.0	12.5
③消費者金融	A	実数	653	436	172	45
		比率		66.8	26.3	6.9
	B	実数	339	268	53	18
		比率		79.1	15.6	5.3
	C	実数	49	37	9	3
		比率		75.5	18.4	6.1
	D	実数	17	13	4	0
		比率		76.5	23.5	0.0
	E	実数	22	13	3	6
		比率		59.1	13.6	27.3
	F	実数	16	8	7	1
		比率		50.0	43.8	6.3
④その他の借金	A	実数	653	443	163	47
		比率		67.8	25.0	7.2
	B	実数	339	268	52	19
		比率		79.1	15.3	5.6
	C	実数	49	38	8	3
		比率		77.6	16.3	6.1
	D	実数	17	13	3	1
		比率		76.5	17.6	5.9
	E	実数	22	13	3	6
		比率		59.1	13.6	27.3
	F	実数	16	8	6	2
		比率		50.0	37.5	12.5

２）　世帯員（被保険者以外も含む）について

表３－１１－２－１及び表３－１１－２－２は、国民健康保険料（税）の滞納世帯の世帯員（被保険者以外も含む）の借入れの有無について、①から④までの項目について確認をしているかを示している。「している」と回答した割合は、①住宅ローンは23.3%、②奨学金は20.8%、③消費者金融は23.5%、④その他の借金は23.6%である。

表３－１１－２－１　滞納者の世帯員の借入れの有無（全体）　（単位：自治体、%）

		合計	している	していない	無回答
①住宅ローン	実数	1,096	255	741	100
	比率		23.3	67.6	9.1
②奨学金	実数	1,096	228	768	100
	比率		20.8	70.1	9.1
③消費者金融	実数	1,096	258	738	100
	比率		23.5	67.3	9.1
④その他の借金	実数	1,096	259	732	105
	比率		23.6	66.8	9.6

表３－１１－２－２　滞納者の世帯員の借入れの有無（規模別）　（単位：自治体、%）

	被保険者数規模別		合計	している	していない	無回答
①住宅ローン	A	実数	653	155	440	58
		比率		23.7	67.4	8.9
	B	実数	339	76	234	29
		比率		22.4	69.0	8.6
	C	実数	49	9	36	4
		比率		18.4	73.5	8.2
	D	実数	17	5	12	0
		比率		29.4	70.6	0.0
	E	実数	22	5	11	6
		比率		22.7	50.0	27.3

	F	実数	16	5	8	3
		比率		31.3	50.0	18.8
②奨学金	A	実数	653	134	461	58
		比率		20.5	70.6	8.9
	B	実数	339	73	237	29
		比率		21.5	69.9	8.6
	C	実数	49	8	37	4
		比率		16.3	75.5	8.2
	D	実数	17	4	13	0
		比率		23.5	76.5	0.0
	E	実数	22	5	11	6
		比率		22.7	50.0	27.3
	F	実数	16	4	9	3
		比率		25.0	56.3	18.8
③消費者金融	A	実数	653	160	435	58
		比率		24.5	66.6	8.9
	B	実数	339	74	236	29
		比率		21.8	69.6	8.6
	C	実数	49	9	36	4
		比率		18.4	73.5	8.2
	D	実数	17	5	12	0
		比率		29.4	70.6	0.0
	E	実数	22	5	11	6
		比率		22.7	50.0	27.3
	F	実数	16	5	8	3
		比率		31.3	50.0	18.8
④その他の借金	A	実数	653	162	431	60
		比率		24.8	66.0	9.2
	B	実数	339	73	236	30
		比率		21.5	69.6	8.8
	C	実数	49	9	36	4
		比率		18.4	73.5	8.2
	D	実数	17	5	11	1
		比率		29.4	64.7	5.9
	E	実数	22	5	11	6
		比率		22.7	50.0	27.3

	F	実数	16	5	7	4
		比率		31.3	43.8	25.0

(12)　納付相談・指導時に借入れ（借金）による返済で国民健康保険料（税）の支払いが困難になっている場合、弁護士や司法書士などに債務整理（任意整理）や自己破産などについて相談できることを相談者に伝えるかについて（問 19）

表３－１２は、納付相談・指導時に借入れ（借金）による返済で国民健康保険料（税）の支払いが困難になっている場合に、弁護士や司法書士などに債務整理（任意整理）や自己破産などについて相談できることを相談者に伝えるかを示している。「伝える」は、53.9%である。また、この設問に対しては、無回答が 20.0%と多い。

回答の補足では、「市の無料法律相談を案内している」、「相談があった場合には制度として紹介することはあるが、一般的な方針としては伝えていない」、「ケースバイケースである。」、「困難の度合いにより」、「状況に応じて説明する時あり」、「積極的には伝えないが、相談の中で必要と判断すれば、伝える場合もある」、「滞納の原因が債務過多である場合に限り提案している。」、「まず市の生活困窮者支援担当を案内する。」、「協定締結済み、機構改革により業務再編が行われたため、協定については今後検討予定。」、「社会福祉協議会の法テラス相談支援を紹介している。」、「情報提供する場合もあるが、そのことが原因で窓口トラブルになるケースもあり、苦慮している」等があげられた。

表３－１２　債務整理（任意整理）や自己破産などの相談　（単位：自治体、%）

		合計	伝える	伝えない	無回答
全体	実数	1,096	591	286	219
	比率		53.9	26.1	20.0
被保険者数規模別	A	653	304	209	140
			46.6	32.0	21.4
	B	339	225	50	64
			66.4	14.7	18.9
	C	49	33	10	6
			67.3	20.4	12.2
	D	17	11	4	2
			64.7	23.5	11.8
	E	22	12	7	3
			54.5	31.8	13.6
	F	16	6	6	4
			37.5	37.5	25.0

（13）　納付相談・指導時や調査等で、国民健康保険料（税）の滞納者（納付義務者）とその世帯員（被保険者以外も含む）に滞納の状況を確認しているかについて（問20）

納付相談・指導時や調査等で、①～⑰に滞納があるかを確認しているかについて国民健康保険料（税）の滞納者（納付義務者）とその世帯員（被保険者以外も含む）に分けて尋ねた。本設問では、国民健康保険料（税）の主管課での対応について、個別ケースではなく一般的な方針として確認するようにしているかについて尋ね、他部署等への徴収権の移管後の対応は、不問とした。

①から⑰まですべての項目で「滞納者（納付義務者）」の方が「滞納者の世帯員（被保険者以外も含む）」よりも「確認している」割合が高い。

「その他」には、「固定資産税」、「都市計画税」、「軽自動車税」、「後期高齢者医療保険料」、「個人的な借入の返済（知人、親族）」、「滞納者が税を支払うにあたって、全ての債務の把握に努めている」、「個人債務」、「保育給食費」、「他自治体の債権」、「自動車ローン」、「生命保険」、「国税」、「都道府県税」、「社会福祉協議会からの貸付金」、「食費」、「駐車場代」、「法人市民税」等があげられた。

回答の補足では、「各項目は必須ではないが、納付相談時等で可能な場合は確認している。」、「世帯員の被保険者以外については、していない」、「③～⑰は滞納状況だけではなく、主に支出状況で確認している。」、「本人の申し出や家計の相談支援事業を通して確認する」、「①と②と国保税は同一部署で徴収を担当しているため、確認している。「滞納者」について、①②以外は「支出」を聞き取りする中で、滞納があれば「債務の種類、返済額、残額」など確認しているが、個別に料金等を指定しての聞き取りはしていない」、「③～⑯について、納付相談の際に申出があれば記録に残し、分納額等を考慮することがある。市から積極的に聞き取ることはない」、「本市では国民健康保険料と併せて市税、介護保険料、保育料等についても、一元化して滞納整理を行っているため、滞納状況は把握している（滞納者の①、②、④）その他の滞納状況（滞納者の③、⑤～⑰）については確認を行うケースもある。」、「口頭聞き取りのみ。」、「ケースにより、世帯員も確認。」、「②～⑯の項目は、滞納者本人と面談するときに、家計収支表を提出させる方法で確認している」、「①②③⑭⑮以外については、本人からの申し出があった場合に確認」、「家計収支表の項目にない各料金は申し出がない限り聞き取りは行っていない。」、「「確認している」と回答している項目については常に確認しているものではなく、状況に応じて確認する場合もあるということである」、「「確認していない」としたものでも、納税相談の中で聴取して把握することはある」、「①④⑥（市営住宅）は収納システムで状況把握できる。本人等の債務を必ず確認するとはしていないため、全て「確認していない」としている」、「基本的に納税義務者本人の滞納状況について確認しているが、案件によっては世帯員分も聞き取る」、「具体的項目を挙げての確認は行っていないが、納付相談時に必要に応じて各自で聞き取りを行っている」、「ケースごとに異なるため回答しかねる」、「個人住民税、国保税、介護保険料の滞納に関する納付相談については、収税課にてまとめて、実施している。よって、滞納者及び世帯員の未納分については、把握できるので、特段確認はしない。その他の項目については、納付計画を立てる上で、状況に応

じて参考程度に聴取する」、「個別には確認してないが、全体的に滞納がないか確認している」、「支払いが遅れているものについては、固有名詞では確認していないため、本人からの申告がないと漏れてしまうことがある」、「世帯員が滞納しているかどうかシステムで確認するが、個人情報に該当する」、「世帯員の滞納があるかの確認については、滞納者から相談を受けた場合においては、この限りではないとし、確認する場合もある」、「世帯主以外の被保険者の状況は調査する。②～⑰は主に聞き取りによる。必要により調査依頼する。(リスト化していないため、交渉の際、話題になった場合のみ)」、「滞納者との納税折衝で生活状況を聞き出す際に、滞納者本人に町税の他に納付、支払いが遅れているものはあるか、民間の借入はあるかを聞き取っている。その際、滞納者本人以外の債務も回答する滞納者もいる」、「滞納者に対して全て確認しているとしたが、あくまで口頭での聞き取り程度」、「調査上、知り得ることはあるが、積極的に収集は行っていない」、「庁舎内で確認できる滞納について確認している。納付（分納）相談の場合、個別に納付能力調査票の提出を求める（生活費、債務の確認）納付義務者について行う」、「世帯員に直接確認をすることはないが、世帯主を通じて世帯員の収支状況を確認している」、「相談、指導等において、必要に応じて税以外の滞納や借入などの状況確認を行っている」、「全ての項目を納付相談の際に毎回聞き取りをしていませんが、納付相談では単に分納金額を決めるのではなく、納付困難な事由を確認するためにも、生活状況を聴取することとしている」、「世帯員を含めて事案により、個別具体的に確認している場合もあり、世帯員に借財や他の滞納がないか、滞納者に確認している」、「擬主世帯については、世帯員に対しても、納税義務者と同様な確認をしている」、「共に生活状況を聞き取る中で、税以外の滞納の有無ではなく、債務状況を確認（医療費、電話料金、光熱費、家賃、ローンなど)」、「分割納付額が一定額を下回った場合（5,000 円未満）生活状況申し立て調査書の提出を求めている。この書類において、借入や他の滞納の有無について確認を行っている。」、「納付相談の中で世帯員の状況を聞き取る機会もあるが（世帯収入での遣り繰りの場合等)、原則調査は滞納者本人。また生活状況申出をうける中で確認している内容ではあるが、本人が偽証する場合など確実に把握されないことも多い」、「返済中のものとして確認している」等があげられた。

１）　国民健康保険料（税）の滞納者（納付義務者）について

表３－１３－１－１及び表３－１３－１－２は、国民健康保険料（税）の滞納者（納付義務者）の滞納の有無について、①から⑰までの項目に関して確認をしているかを示している。「している」と回答した割合は、①個人住民税は 89.1%、②介護保険料は 64.9%、③公的年金は 31.5%、④保育料は 41.2%、⑤上下水道料は 47.9%、⑥公営住宅の使用料は 46.3%、⑦学校給食費は 31.4%、⑧医療機関の医療費(市区町村立病院を含む)は 32.0%、⑨電話料金（携帯電話、スマートフォンを含む）は 32.5%、⑩電気料金は 34.8%、⑪ガス料金は 34.7%、⑫家賃は 39.4%、⑬住宅ローンは 45.6%、⑭クレジットカードは 41.0%、⑮カードローンは 43.9%、⑯奨学金は 34.8%、⑰その他は 13.8%である。

表３－１３－１－１　滞納者の滞納の有無（全体）　　（単位：自治体、%）

		合計	確認している	確認していない	無回答
①個人住民税	実数	1,096	977	43	76
	比率		89.1	3.9	6.9
②介護保険料	実数	1,096	711	307	78
	比率		64.9	28.0	7.1
③公的年金	実数	1,096	345	662	89
	比率		31.5	60.4	8.1
④保育料	実数	1,096	452	557	87
	比率		41.2	50.8	7.9
⑤上下水道料	実数	1,096	525	489	82
	比率		47.9	44.6	7.5
⑥公営住宅の使用料	実数	1,096	507	507	82
	比率		46.3	46.3	7.5
⑦学校給食費	実数	1,096	344	663	89
	比率		31.4	60.5	8.1
⑧医療機関の医療費（市区町村立病院を含む）	実数	1,096	351	657	88
	比率		32.0	59.9	8.0
⑨電話料金（携帯電話、スマートフォンを含む）	実数	1,096	356	651	89
	比率		32.5	59.4	8.1
⑩電気料金	実数	1,096	381	625	90
	比率		34.8	57.0	8.2
⑪ガス料金	実数	1,096	380	626	90
	比率		34.7	57.1	8.2
⑫家賃	実数	1,096	432	576	88
	比率		39.4	52.6	8.0
⑬住宅ローン	実数	1,096	500	509	87
	比率		45.6	46.4	7.9
⑭クレジットカード	実数	1,096	449	558	89
	比率		41.0	50.9	8.1
⑮カードローン	実数	1,096	481	526	89
	比率		43.9	48.0	8.1

⑯奨学金	実数	1,096	381	624	91
	比率		34.8	56.9	8.3
⑰その他	実数	1,096	151	526	419
	比率		13.8	48.0	38.2

表３－１３－１－２　滞納者の滞納の有無（規模別）　　（単位：自治体、%）

	被保険者数規模別		合計	確認している	確認していない	無回答
①個人住民税	A	実数	653	598	10	45
		比率		91.6	1.5	6.9
	B	実数	339	301	20	18
		比率		88.8	5.9	5.3
	C	実数	49	38	5	6
		比率		77.6	10.2	12.2
	D	実数	17	12	5	0
		比率		70.6	29.4	0.0
	E	実数	22	13	3	6
		比率		59.1	13.6	27.3
	F	実数	16	15	0	1
		比率		93.8	0.0	6.3
②介護保険料	A	実数	653	441	168	44
		比率		67.5	25.7	6.7
	B	実数	339	212	107	20
		比率		62.5	31.6	5.9
	C	実数	49	25	18	6
		比率		51.0	36.7	12.2
	D	実数	17	10	7	0
		比率		58.8	41.2	0.0
	E	実数	22	13	3	6
		比率		59.1	13.6	27.3
	F	実数	16	10	4	2
		比率		62.5	25.0	12.5

③公的年金	A	実数	653	182	420	51
		比率		27.9	64.3	7.8
	B	実数	339	129	186	24
		比率		38.1	54.9	7.1
	C	実数	49	16	27	6
		比率		32.7	55.1	12.2
	D	実数	17	4	13	0
		比率		23.5	76.5	0.0
	E	実数	22	9	7	6
		比率		40.9	31.8	27.3
	F	実数	16	5	9	2
		比率		31.3	56.3	12.5
④保育料	A	実数	653	262	343	48
		比率		40.1	52.5	7.4
	B	実数	339	143	171	25
		比率		42.2	50.4	7.4
	C	実数	49	19	24	6
		比率		38.8	49.0	12.2
	D	実数	17	8	9	0
		比率		47.1	52.9	0.0
	E	実数	22	9	7	6
		比率		40.9	31.8	27.3
	F	実数	16	11	3	2
		比率		68.8	18.8	12.5
⑤上下水道料	A	実数	653	335	273	45
		比率		51.3	41.8	6.9
	B	実数	339	141	174	24
		比率		41.6	51.3	7.1
	C	実数	49	20	23	6
		比率		40.8	46.9	12.2
	D	実数	17	6	11	0
		比率		35.3	64.7	0.0
	E	実数	22	9	7	6
		比率		40.9	31.8	27.3
	F	実数	16	14	1	1
		比率		87.5	6.3	6.3

⑥公営住宅の使用料	A	実数	653	326	282	45
		比率		49.9	43.2	6.9
	B	実数	339	137	178	24
		比率		40.4	52.5	7.1
	C	実数	49	17	26	6
		比率		34.7	53.1	12.2
	D	実数	17	4	13	0
		比率		23.5	76.5	0.0
	E	実数	22	9	7	6
		比率		40.9	31.8	27.3
	F	実数	16	13	1	1
		比率		81.3	6.3	6.3
⑦学校給食費	A	実数	653	195	407	51
		比率		29.9	62.3	7.8
	B	実数	339	114	201	24
		比率		33.6	59.3	7.1
	C	実数	49	16	27	6
		比率		32.7	55.1	12.2
	D	実数	17	4	13	0
		比率		23.5	76.5	0.0
	E	実数	22	8	8	6
		比率		36.4	36.4	27.3
	F	実数	16	7	7	2
		比率		43.8	43.8	12.5
⑧医療機関の医療費（市区町村立病院を含む）	A	実数	653	176	427	50
		比率		27.0	65.4	7.7
	B	実数	339	137	178	24
		比率		40.4	52.5	7.1
	C	実数	49	18	25	6
		比率		36.7	51.0	12.2
	D	実数	17	4	13	0
		比率		23.5	76.5	0.0
	E	実数	22	11	5	6
		比率		50.0	22.7	27.3
	F	実数	16	5	9	2
		比率		31.3	56.3	12.5

⑨電話料金（携帯電話、スマートフォンを含む）	A	実数	653	178	424	51
		比率		27.3	64.9	7.8
	B	実数	339	143	172	24
		比率		42.2	50.7	7.1
	C	実数	49	19	24	6
		比率		38.8	49.0	12.2
	D	実数	17	3	14	0
		比率		17.6	82.4	0.0
	E	実数	22	10	6	6
		比率		45.5	27.3	27.3
	F	実数	16	3	11	2
		比率		18.8	68.8	12.5
⑩電気料金	A	実数	653	195	406	52
		比率		29.9	62.2	8.0
	B	実数	339	148	167	24
		比率		43.7	49.3	7.1
	C	実数	49	21	22	6
		比率		42.9	44.9	12.2
	D	実数	17	5	12	0
		比率		29.4	70.6	0.0
	E	実数	22	10	6	6
		比率		45.5	27.3	27.3
	F	実数	16	2	12	2
		比率		12.5	75.0	12.5
⑪ガス料金	A	実数	653	194	407	52
		比率		29.7	62.3	8.0
	B	実数	339	148	167	24
		比率		43.7	49.3	7.1
	C	実数	49	21	22	6
		比率		42.9	44.9	12.2
	D	実数	17	5	12	0
		比率		29.4	70.6	0.0
	E	実数	22	10	6	6
		比率		45.5	27.3	27.3
	F	実数	16	2	12	2
		比率		12.5	75.0	12.5

⑫家賃	A	実数	653	222	379	52
		比率		34.0	58.0	8.0
	B	実数	339	169	147	23
		比率		49.9	43.4	6.8
	C	実数	49	22	21	6
		比率		44.9	42.9	12.2
	D	実数	17	5	12	0
		比率		29.4	70.6	0.0
	E	実数	22	10	6	6
		比率		45.5	27.3	27.3
	F	実数	16	4	11	1
		比率		25.0	68.8	6.3
⑬住宅ローン	A	実数	653	266	336	51
		比率		40.7	51.5	7.8
	B	実数	339	185	131	23
		比率		54.6	38.6	6.8
	C	実数	49	28	15	6
		比率		57.1	30.6	12.2
	D	実数	17	6	11	0
		比率		35.3	64.7	0.0
	E	実数	22	10	6	6
		比率		45.5	27.3	27.3
	F	実数	16	5	10	1
		比率		31.3	62.5	6.3
⑭クレジットカード	A	実数	653	234	368	51
		比率		35.8	56.4	7.8
	B	実数	339	172	143	24
		比率		50.7	42.2	7.1
	C	実数	49	24	19	6
		比率		49.0	38.8	12.2
	D	実数	17	6	11	0
		比率		35.3	64.7	0.0
	E	実数	22	10	6	6
		比率		45.5	27.3	27.3
	F	実数	16	3	11	2
		比率		18.8	68.8	12.5

⑮カードローン	A	実数	653	260	342	51
		比率		39.8	52.4	7.8
	B	実数	339	176	139	24
		比率		51.9	41.0	7.1
	C	実数	49	25	18	6
		比率		51.0	36.7	12.2
	D	実数	17	6	11	0
		比率		35.3	64.7	0.0
	E	実数	22	10	6	6
		比率		45.5	27.3	27.3
	F	実数	16	4	10	2
		比率		25.0	62.5	12.5
⑯奨学金	A	実数	653	200	401	52
		比率		30.6	61.4	8.0
	B	実数	339	142	172	25
		比率		41.9	50.7	7.4
	C	実数	49	21	22	6
		比率		42.9	44.9	12.2
	D	実数	17	5	12	0
		比率		29.4	70.6	0.0
	E	実数	22	10	6	6
		比率		45.5	27.3	27.3
	F	実数	16	3	11	2
		比率		18.8	68.8	12.5
⑰その他	A	実数	653	91	323	239
		比率		13.9	49.5	36.6
	B	実数	339	46	160	133
		比率		13.6	47.2	39.2
	C	実数	49	10	19	20
		比率		20.4	38.8	40.8
	D	実数	17	1	9	7
		比率		5.9	52.9	41.2
	E	実数	22	3	8	11
		比率		13.6	36.4	50.0
	F	実数	16	0	7	9
		比率		0.0	43.8	56.3

２）　世帯員（被保険者以外も含む）について

表３－１３－２－１及び表３－１３－２－２は、国民健康保険料（税）の滞納者（納付義務者）の滞納の有無について、①から⑰までの項目に関して確認をしているかを示している。「している」と回答した割合は、①個人住民税は 56.5%、②介護保険料は 38.9%、③公的年金は 15.7%、④保育料は 21.7%、⑤上下水道料は 24.2%、⑥公営住宅の使用料は 24.2%、⑦学校給食費は 16.5%、⑧医療機関の医療費（市区町村立病院を含む）は 15.1%、⑨電話料金（携帯電話、スマートフォンを含む）は 13.8%、⑩電気料金は 14.7%、⑪ガス料金は 14.8%、⑫家賃は 16.3%、⑬住宅ローンは 17.8%、⑭クレジットカードは 16.4%、⑮カードローンは 17.0%、⑯奨学金は 14.6%、⑰その他は 7.8%である。

表３－１３－２－１　滞納者の世帯員の滞納の有無（全体）　（単位：自治体、%）

		合計	確認している	確認していない	無回答
①個人住民税	実数	1,096	619	376	101
	比率		56.5	34.3	9.2
②介護保険料	実数	1,096	426	567	103
	比率		38.9	51.7	9.4
③公的年金	実数	1,096	172	812	112
	比率		15.7	74.1	10.2
④保育料	実数	1,096	238	748	110
	比率		21.7	68.2	10.0
⑤上下水道料	実数	1,096	265	723	108
	比率		24.2	66.0	9.9
⑥公営住宅の使用料	実数	1,096	265	724	107
	比率		24.2	66.1	9.8
⑦学校給食費	実数	1,096	181	802	113
	比率		16.5	73.2	10.3
⑧医療機関の医療費（市区町村立病院を含む）	実数	1,096	165	819	112
	比率		15.1	74.7	10.2
⑨電話料金（携帯電話、スマートフォンを含む）	実数	1,096	151	830	115
	比率		13.8	75.7	10.5
⑩電気料金	実数	1,096	161	820	115
	比率		14.7	74.8	10.5

⑪ガス料金	実数	1,096	162	819	115
	比率		14.8	74.7	10.5
⑫家賃	実数	1,096	179	803	114
	比率		16.3	73.3	10.4
⑬住宅ローン	実数	1,096	195	788	113
	比率		17.8	71.9	10.3
⑭クレジットカード	実数	1,096	180	801	115
	比率		16.4	73.1	10.5
⑮カードローン	実数	1,096	186	795	115
	比率		17.0	72.5	10.5
⑯奨学金	実数	1,096	160	820	116
	比率		14.6	74.8	10.6
⑰その他	実数	1,096	86	617	393
	比率		7.8	56.3	35.9

表３－１３－２－２　滞納者の世帯員の滞納の有無（規模別）　（単位：自治体、%）

	被保険者数規模別		合計	確認している	確認していない	無回答
①個人住民税	A	実数	653	408	185	60
		比率		62.5	28.3	9.2
	B	実数	339	174	139	26
		比率		51.3	41.0	7.7
	C	実数	49	15	28	6
		比率		30.6	57.1	12.2
	D	実数	17	5	10	2
		比率		29.4	58.8	11.8
	E	実数	22	4	12	6
		比率		18.2	54.5	27.3
	F	実数	16	13	2	1
		比率		81.3	12.5	6.3

②介護保険料	A	実数	653	283	311	59
		比率		43.3	47.6	9.0
	B	実数	339	117	193	29
		比率		34.5	56.9	8.6
	C	実数	49	11	32	6
		比率		22.4	65.3	12.2
	D	実数	17	5	11	1
		比率		29.4	64.7	5.9
	E	実数	22	3	13	6
		比率		13.6	59.1	27.3
	F	実数	16	7	7	2
		比率		43.8	43.8	12.5
③公的年金	A	実数	653	104	484	65
		比率		15.9	74.1	10.0
	B	実数	339	51	257	31
		比率		15.0	75.8	9.1
	C	実数	49	7	36	6
		比率		14.3	73.5	12.2
	D	実数	17	3	12	2
		比率		17.6	70.6	11.8
	E	実数	22	3	13	6
		比率		13.6	59.1	27.3
	F	実数	16	4	10	2
		比率		25.0	62.5	12.5
④保育料	A	実数	653	154	436	63
		比率		23.6	66.8	9.6
	B	実数	339	62	246	31
		比率		18.3	72.6	9.1
	C	実数	49	8	35	6
		比率		16.3	71.4	12.2
	D	実数	17	4	11	2
		比率		23.5	64.7	11.8
	E	実数	22	2	14	6
		比率		9.1	63.6	27.3
	F	実数	16	8	6	2
		比率		50.0	37.5	12.5

⑤上下水道料	A	実数	653	188	404	61
		比率		28.8	61.9	9.3
	B	実数	339	54	254	31
		比率		15.9	74.9	9.1
	C	実数	49	7	36	6
		比率		14.3	73.5	12.2
	D	実数	17	3	12	2
		比率		17.6	70.6	11.8
	E	実数	22	3	13	6
		比率		13.6	59.1	27.3
	F	実数	16	10	4	2
		比率		62.5	25.0	12.5
⑥公営住宅の使用料	A	実数	653	187	406	60
		比率		28.6	62.2	9.2
	B	実数	339	54	254	31
		比率		15.9	74.9	9.1
	C	実数	49	7	36	6
		比率		14.3	73.5	12.2
	D	実数	17	3	12	2
		比率		17.6	70.6	11.8
	E	実数	22	3	13	6
		比率		13.6	59.1	27.3
	F	実数	16	11	3	2
		比率		68.8	18.8	12.5
⑦学校給食費	A	実数	653	119	468	66
		比率		18.2	71.7	10.1
	B	実数	339	45	263	31
		比率		13.3	77.6	9.1
	C	実数	49	6	37	6
		比率		12.2	75.5	12.2
	D	実数	17	3	12	2
		比率		17.6	70.6	11.8
	E	実数	22	2	14	6
		比率		9.1	63.6	27.3
	F	実数	16	6	8	2
		比率		37.5	50.0	12.5

⑧医療機関の医療費（市区町村立病院を含む）	A	実数	653	95	493	65
		比率		14.5	75.5	10.0
	B	実数	339	53	255	31
		比率		15.6	75.2	9.1
	C	実数	49	6	37	6
		比率		12.2	75.5	12.2
	D	実数	17	2	13	2
		比率		11.8	76.5	11.8
	E	実数	22	4	12	6
		比率		18.2	54.5	27.3
	F	実数	16	5	9	2
		比率		31.3	56.3	12.5
⑨電話料金（携帯電話、スマートフォンを含む）	A	実数	653	85	501	67
		比率		13.0	76.7	10.3
	B	実数	339	50	257	32
		比率		14.7	75.8	9.4
	C	実数	49	7	36	6
		比率		14.3	73.5	12.2
	D	実数	17	2	13	2
		比率		11.8	76.5	11.8
	E	実数	22	4	12	6
		比率		18.2	54.5	27.3
	F	実数	16	3	11	2
		比率		18.8	68.8	12.5
⑩電気料金	A	実数	653	92	493	68
		比率		14.1	75.5	10.4
	B	実数	339	54	254	31
		比率		15.9	74.9	9.1
	C	実数	49	7	36	6
		比率		14.3	73.5	12.2
	D	実数	17	2	13	2
		比率		11.8	76.5	11.8
	E	実数	22	4	12	6
		比率		18.2	54.5	27.3
	F	実数	16	2	12	2
		比率		12.5	75.0	12.5

⑪ガス料金	A	実数	653	93	492	68
		比率		14.2	75.3	10.4
	B	実数	339	54	254	31
		比率		15.9	74.9	9.1
	C	実数	49	7	36	6
		比率		14.3	73.5	12.2
	D	実数	17	2	13	2
		比率		11.8	76.5	11.8
	E	実数	22	4	12	6
		比率		18.2	54.5	27.3
	F	実数	16	2	12	2
		比率		12.5	75.0	12.5
⑫家賃	A	実数	653	103	482	68
		比率		15.8	73.8	10.4
	B	実数	339	59	250	30
		比率		17.4	73.7	8.8
	C	実数	49	8	35	6
		比率		16.3	71.4	12.2
	D	実数	17	2	13	2
		比率		11.8	76.5	11.8
	E	実数	22	4	12	6
		比率		18.2	54.5	27.3
	F	実数	16	3	11	2
		比率		18.8	68.8	12.5
⑬住宅ローン	A	実数	653	113	473	67
		比率		17.3	72.4	10.3
	B	実数	339	64	245	30
		比率		18.9	72.3	8.8
	C	実数	49	8	35	6
		比率		16.3	71.4	12.2
	D	実数	17	3	12	2
		比率		17.6	70.6	11.8
	E	実数	22	4	12	6
		比率		18.2	54.5	27.3
	F	実数	16	3	11	2
		比率		18.8	68.8	12.5

⑭クレジットカード	A	実数	653	104	481	68
		比率		15.9	73.7	10.4
	B	実数	339	59	249	31
		比率		17.4	73.5	9.1
	C	実数	49	7	36	6
		比率		14.3	73.5	12.2
	D	実数	17	3	12	2
		比率		17.6	70.6	11.8
	E	実数	22	4	12	6
		比率		18.2	54.5	27.3
	F	実数	16	3	11	2
		比率		18.8	68.8	12.5
⑮カードローン	A	実数	653	110	475	68
		比率		16.8	72.7	10.4
	B	実数	339	59	249	31
		比率		17.4	73.5	9.1
	C	実数	49	7	36	6
		比率		14.3	73.5	12.2
	D	実数	17	3	12	2
		比率		17.6	70.6	11.8
	E	実数	22	4	12	6
		比率		18.2	54.5	27.3
	F	実数	16	3	11	2
		比率		18.8	68.8	12.5
⑯奨学金	A	実数	653	93	491	69
		比率		14.2	75.2	10.6
	B	実数	339	51	257	31
		比率		15.0	75.8	9.1
	C	実数	49	7	36	6
		比率		14.3	73.5	12.2
	D	実数	17	2	13	2
		比率		11.8	76.5	11.8
	E	実数	22	4	12	6
		比率		18.2	54.5	27.3
	F	実数	16	3	11	2
		比率		18.8	68.8	12.5

⑰その他	A	実数	653	64	366	223
		比率		9.8	56.0	34.2
	B	実数	339	17	197	125
		比率		5.0	58.1	36.9
	C	実数	49	2	27	20
		比率		4.1	55.1	40.8
	D	実数	17	0	10	7
		比率		0.0	58.8	41.2
	E	実数	22	3	9	10
		比率		13.6	40.9	45.5
	F	実数	16	0	8	8
		比率		0.0	50.0	50.0

（14） 国民健康保険料（税）や介護保険料、個人住民税等を総合的に管理し、生活困窮者に対応している自治体内の部署の有無について（問 21）

表３－１４は、自治体内に国民健康保険料（税）や介護保険料、個人住民税等を総合的に管理し、生活困窮者に対応している部署があるかを示している。「ある」と回答した割合は、20.6%である。

回答の補足では、「問２１の対応している部署で問２０の滞納について確認している」、「各種税・料を総合的に管理している部署はないが、総合相談窓口はある」、「徴収一元化を行っており、市税や保険料等の滞納整理をまとめて行う部署がある。また、生活困窮者の自立支援を行う部署もあるが、これら、両方を行う部署はない」、「各課で対応し、情報連携を行っている」、「各種保険料や市税等の管理は行っていないが、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援に対応する部署はあり。家計改善支援等を行っている」、「関係課が連携して対応」、「管理までは行っていないが、サポートする部署はある（生活困窮全般）」、「ケースに応じて、賦課担当、徴収担当、生活保護担当及び社会福祉協議会等と連携している」、「国民健康保険料等について、総合的に管理しているわけではないが、生活困窮者の相談窓口として「生活債権相談室」が存在する」、「国民健康保険料や介護保険料、個人住民税等の収納については、総合的に管理している部署はあり。生活困窮者への対応としては、関係部署と連携を行っている」、「債権回収において、税務課の徴収係で総合管理を行うことはあるが、生活困窮者においては、健康福祉課にて対応」、「市民生活応援窓口がある」、「部署はないが社会福祉協議会で財産管理サービスを行っている。社会福祉協議会のチラシを適宜渡している。」、「収納の担当部署と生活困窮の担当部署でネットワーク会議等を設置して包括的なケアにあたっている」、「生活困窮者自立支援制度に基づく生活サポート窓口はあるが、税・保険料を総合的に管理してはいない」、「生活困窮者に対応する部署はあるが、税情報等を管理しているわけではない」、「生活困窮者に対応する部署は存在し、各種納付状況の聞き取りは実施しているが、総合的に管理を行うものではない。滞納者の多くは税機構に相談されるが、

市で相談に応じる際は、会話の中で状況をお伺いし、場合によっては生活困窮者の窓口を案内することはあるが、確認事項とはしていません」、「生活困窮者に滞納者が含まれれば債権回収対策室が対応している」、「税の管理は担当課が行うが、生活相談を総合的に対応する部署が存在する」、「複数に分かれており、一元的に管理している部署はない」、「部署として設置はしていないが、担当ごとで相談を受けて対応している」、「本市社会福祉協議会の内の本市寄り添いサポートセンターを案内することがあります。なお、市税にも滞納がある者が納付相談のため来庁したら、税の担当者も同席して、納付相談を行う」、「隣接しているため、連携できるようにしている」、「国保、後期、介護、保育の４債権について、債権管理課が集合徴収しつつ、生活支援相談センターと連携を密にして、家計相談を案内するなどして「生活再建型債権回収」を実施」、「債権管理は主に収税部門で行っているが、生活困窮者に対しては、「○○課」という福祉総合窓口的な課で対応している」、「生活困窮者の相談窓口はあるが、税金、料金等の管理は行っていない」、「税（国保含む）、介護保険料、後期高齢者医療保険料の滞納整理は収納対策課、生活困窮者の対応は社会福祉課で行っており、必要に応じて引き継ぐ。税情報等の情報共有は簡単にできるものとは思えないが･･･。」、「総合的に管理している部署はないが、多重債務や生活困窮者の相談に対応している部署はある」、「滞納整理は収税課が一括で行うが、困窮対応の管理はしていない」、「収納管理課で、市税、国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の多能管理業務で実施」、「福祉の相談窓口（生活に関する悩み全般）は設置している」等があげられた。

表３－１４　国民健康保険料（税）や介護保険料、個人住民税等を総合的に管理し、生活困窮者に対応している部署の有無　（単位：自治体、％）

		合計	ある	ない	無回答
全体	実数	1,096	226	817	53
	比率		20.6	74.5	4.8
被保険者数規模別	A	653	112	505	36
			17.2	77.3	5.5
	B	339	87	236	16
			25.7	69.6	4.7
	C	49	11	37	1
			22.4	75.5	2.0
	D	17	4	13	0
			23.5	76.5	0.0
	E	22	6	16	0
			27.3	72.7	0.0
	F	16	6	10	0
			37.5	62.5	0.0

(15)　国民健康保険料（税）の徴収猶予（新型コロナ対応分は除く）について

１）　国民健康保険料（税）等に滞納がある場合、国民健康保険料（税）の徴収猶予（新型コロナ対応分は除く）の対象となるかについて（問 22-1）

表３－１５－１は、国民健康保険料（税）等に滞納がある場合、国民健康保険料（税）の徴収猶予（新型コロナ対応分は除く）の対象となるかを示している。国民健康保険料（税）等に滞納がある場合に対象とならないのは、25.7%である。

回答の補足では、「ただし１年以内に完納する納付計画を要す。」、「地方税法１５条のとおり」、「世帯のケースによって判断、徴収猶予は納税相談の中で判断」、「地方税法に則って行っており、独自の規定はないため、滞納の有無は考慮していない」、「分納・猶予は本人との聴取、証明書面を基に実施。必要に応じて財産調査等を実施。滞納処分は、財産がある時には担保も含めて特別な事情がなければ執行。徴収猶予・換価の猶予以外での分納は、法律的にないので、安易に受けない」、「滞納の理由によるため回答できない」、「徴収猶予の対象かどうかは、滞納の有無で判断するものではない。地方税法第１５条に該当する場合に対象となる」があげられた。

表３－１５－１　徴収猶予と滞納の有無　　（単位：自治体、%）

		合計	なる	ならない	無回答
全体	実数	1,096	724	282	90
	比率		66.1	25.7	8.2
被保険者数規模別	A	653	387	199	67
			59.3	30.5	10.3
	B	339	257	63	19
			75.8	18.6	5.6
	C	49	39	7	3
			79.6	14.3	6.1
	D	17	14	3	0
			82.4	17.6	0.0
	E	22	17	4	1
			77.3	18.2	4.5
	F	16	10	6	0
			62.5	37.5	0.0

２）　国民健康保険料（税）の徴収猶予（新型コロナ対応分は除く）の申請件数と決定件数について（問 22-2）

本設問では、新型コロナ対応分は除いた数値を回答する形式とした。また、「申請件数」は申請を受け付けた件数を記入し、「決定件数」は申請に基づき徴収猶予した件数を記入することとした。（決定件数＝徴収猶予決定通知書等の発行件数）

申請件数は無回答で、決定件数のみ回答している自治体があるため、申請件数より決定件数が上回ることもある。

回答の補足では、「国保のみの集計を行っていない」、「外部に公表していない」があげられた。

（ア）平成２９年度について

①申請件数について

表３－１５－２－１は、平成２９年度における国民健康保険料（税）の徴収猶予（新型コロナ対応分は除く）の申請件数を示している。申請件数が「０件」と回答している割合は、76.6%である。また、無回答を除いた割合では、「0 件」は、93.0%である。

表３－１５－２－１　徴収猶予の申請件数（平成 29 年度）（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	無回答
全体	実数	1,096	839	53	7	3	194
	比率		76.6	4.8	0.6	0.3	17.7
被保険者数規模別	A	653	517	19	3	1	113
			79.2	2.9	0.5	0.2	17.3
	B	339	249	27	4	2	57
			73.5	8.0	1.2	0.6	16.8
	C	49	32	6	0	0	11
			65.3	12.2	0.0	0.0	22.4
	D	17	15	0	0	0	2
			88.2	0.0	0.0	0.0	11.8
	E	22	15	0	0	0	7
			68.2	0.0	0.0	0.0	31.8
	F	16	11	1	0	0	4
			68.8	6.3	0.0	0.0	25.0

②決定件数について

表３－１５－２－２は、平成２９年度における国民健康保険料（税）の徴収猶予（新型コロナ対応分は除く）の決定件数を示している。

表３－１５－２－２　徴収猶予の決定件数（平成 29 年度）（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	無回答
全体	実数	1,096	846	51	7	4	188
	比率		77.2	4.7	0.6	0.4	17.2
被保険者数規模別	A	653	517	19	3	1	113
			79.2	2.9	0.5	0.2	17.3
	B	339	254	26	4	2	53
			74.9	7.7	1.2	0.6	15.6
	C	49	33	5	0	0	11
			67.3	10.2	0.0	0.0	22.4
	D	17	15	0	0	0	2
			88.2	0.0	0.0	0.0	11.8
	E	22	16	0	0	1	5
			72.7	0.0	0.0	4.5	22.7
	F	12	11	1	0	0	4
			68.8	6.3	0.0	0.0	25.0

（イ）平成３０年度について

①申請件数について

表３－１５－２－３は、平成３０年度における国民健康保険料（税）の徴収猶予（新型コロナ対応分は除く）の申請件数を示している。申請件数が「０件」と回答している割合は、75.9%である。また、無回答を除いた割合では、「0 件」は、92.3%である。

表３－１５－２－３　徴収猶予の申請件数（平成 30 年度）（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	無回答
全体	実数	1,096	832	58	9	2	195
	比率		75.9	5.3	0.8	0.2	17.8
被保険者数規模別	A	653	516	22	1	1	113
			79.0	3.4	0.2	0.2	17.3
	B	339	245	30	6	1	57
			72.3	8.8	1.8	0.3	16.8
	C	49	31	5	2	0	11
			63.3	10.2	4.1	0.0	22.4
	D	17	14	1	0	0	2
			82.4	5.9	0.0	0.0	11.8
	E	22	15	0	0	0	7
			68.2	0.0	0.0	0.0	31.8
	F	16	11	0	0	0	5
			68.8	0.0	0.0	0.0	31.3

②決定件数について

表３－１５－２－４は、平成３０年度における国民健康保険料（税）の徴収猶予（新型コロナ対応分は除く）の決定件数を示している。

表３－１５－２－４　徴収猶予の決定件数（平成 30 年度）（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	無回答
全体	実数	1,096	838	57	9	3	189
	比率		76.5	5.2	0.8	0.3	17.2
被保険者数規模別	A	653	653	516	22	1	1
				79.0	3.4	0.2	0.2
	B	339	339	248	31	6	1
				73.2	9.1	1.8	0.3
	C	49	49	32	4	2	0
				65.3	8.2	4.1	0.0
	D	17	17	15	0	0	0
				88.2	0.0	0.0	0.0
	E	22	22	16	0	0	1
				72.7	0.0	0.0	4.5
	F	16	11	0	0	0	5
			68.8	0.0	0.0	0.0	31.3

（ウ）令和元年度について

①申請件数について

表３－１５－２－５は、令和元年度における国民健康保険料（税）の徴収猶予（新型コロナ対応分は除く）の申請件数を示している。申請件数が「０件」と回答している割合は、75.4%である。また、無回答を除いた割合では、「0 件」は、91.4%である。

表３－１５－２－５　徴収猶予の申請件数（令和元年度）（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	無回答
全体	実数	1,096	826	68	9	1	192
	比率		75.4	6.2	0.8	0.1	17.5
被保険者数規模別	A	653	510	28	3	0	112
			78.1	4.3	0.5	0.0	17.2
	B	339	246	30	6	1	56
			72.6	8.8	1.8	0.3	16.5
	C	49	30	8	0	0	11
			61.2	16.3	0.0	0.0	22.4
	D	17	14	2	0	0	1
			82.4	11.8	0.0	0.0	5.9
	E	22	15	0	0	0	7
			68.2	0.0	0.0	0.0	31.8
	F	16	11	0	0	0	5
			68.8	0.0	0.0	0.0	31.3

②決定件数について

表３－１５－２－６は、令和元年度における国民健康保険料（税）の徴収猶予（新型コロナ対応分は除く）の決定件数を示している。

表３－１５－２－６　徴収猶予の決定件数（令和元年度）（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	無回答
全体	実数	1,096	831	68	9	2	186
	比率		75.8	6.2	0.8	0.2	17.0
被保険者数規模別	A	653	510	28	3	0	112
			78.1	4.3	0.5	0.0	17.2
	B	339	249	31	6	1	52
			73.5	9.1	1.8	0.3	15.3
	C	49	30	8	0	0	11
			61.2	16.3	0.0	0.0	22.4
	D	17	15	1	0	0	1
			88.2	5.9	0.0	0.0	5.9
	E	22	16	0	0	1	5
			72.7	0.0	0.0	4.5	22.7
	F	16	11	0	0	0	5
			68.8	0.0	0.0	0.0	31.3

（エ）令和２年度について

①申請件数について

表３－１５－２－７は、令和２年度における国民健康保険料（税）の徴収猶予（新型コロナ対応分は除く）の申請件数を示している。申請件数が「０件」と回答している割合は、71.8%である。また、無回答を除いた割合では、「0 件」は、84.7%である。

表３－１５－２－７　徴収猶予の申請件数（令和２年度）（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	無回答
全体	実数	1,096	787	113	25	4	167
	比率		71.8	10.3	2.3	0.4	15.2
被保険者数規模別	A	653	501	40	8	1	103
			76.7	6.1	1.2	0.2	15.8
	B	339	224	56	13	1	45
			66.1	16.5	3.8	0.3	13.3
	C	49	25	13	2	1	8
			51.0	26.5	4.1	2.0	16.3
	D	17	15	1	0	1	0
			88.2	5.9	0.0	5.9	0.0
	E	22	11	3	2	0	6
			50.0	13.6	9.1	0.0	27.3
	F	16	11	0	0	0	5
			68.8	0.0	0.0	0.0	31.3

②決定件数について

表３－１５－２－８は、令和２年度における国民健康保険料（税）の徴収猶予（新型コロナ対応分は除く）の決定件数を示している。

表３－１５－２－８　徴収猶予の決定件数（令和２年度）（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	無回答
全体	実数	1,096	791	114	23	5	163
	比率		72.2	10.4	2.1	0.5	14.9
被保険者数規模別	A	653	501	40	6	1	105
			76.7	6.1	0.9	0.2	16.1
	B	339	227	57	13	1	41
			67.0	16.8	3.8	0.3	12.1
	C	49	25	13	2	1	8
			51.0	26.5	4.1	2.0	16.3
	D	17	15	1	0	1	0
			88.2	5.9	0.0	5.9	0.0
	E	22	12	3	2	1	4
			54.5	13.6	9.1	4.5	18.2
	F	16	11	0	0	0	5
			68.8	0.0	0.0	0.0	31.3

（オ）令和３年度について

①申請件数について

表３－１５－２－９は、令和３年度における国民健康保険料（税）の徴収猶予（新型コロナ対応分は除く）の申請件数を示している。申請件数が「０件」と回答している割合は、71.5%である。また、無回答を除いた割合では、「0 件」は、84.2%である。

表３－１５－２－９　徴収猶予の申請件数（令和３年度）（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	無回答
全体	実数	1,096	784	122	23	2	165
	比率		71.5	11.1	2.1	0.2	15.1
被保険者数規模別	A	653	501	50	3	0	99
			76.7	7.7	0.5	0.0	15.2
	B	339	220	57	15	1	46
			64.9	16.8	4.4	0.3	13.6
	C	49	28	10	4	0	7
			57.1	20.4	8.2	0.0	14.3
	D	17	12	3	0	1	1
			70.6	17.6	0.0	5.9	5.9
	E	22	12	2	1	0	7
			54.5	9.1	4.5	0.0	31.8
	F	16	11	0	0	0	5
			68.8	0.0	0.0	0.0	31.3

②決定件数について

表３－１５－２－１０は、令和３年度における国民健康保険料（税）の徴収猶予（新型コロナ対応分は除く）の決定件数を示している。

表３－１５－２－１０　徴収猶予の決定件数（令和３年度）（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	無回答
全体	実数	1,096	788	124	22	3	159
	比率		71.9	11.3	2.0	0.3	14.5
被保険者数規模別	A	653	501	50	3	0	99
			76.7	7.7	0.5	0.0	15.2
	B	339	223	59	14	1	42
			65.8	17.4	4.1	0.3	12.4
	C	49	28	10	4	0	7
			57.1	20.4	8.2	0.0	14.3
	D	17	12	3	0	1	1
			70.6	17.6	0.0	5.9	5.9
	E	22	13	2	1	1	5
			59.1	9.1	4.5	4.5	22.7
	F	16	11	0	0	0	5
			68.8	0.0	0.0	0.0	31.3

（16）　分割納付分（現年度や滞納繰越分を区別せずに分割納付に関わるもの）の納付方法について（問 23）

表３－１６－１及び表３－１６－２は、国民健康保険料（税）の分割納付分（現年度や滞納繰越分を区別せずに分割納付に関わるもの）の納付方法について、「実施している」、「実施していない」、「実施検討中」で示している。また、使用している用語について、「電子納付」とは、ペイジー等電子マネーを用いた納付を指しており、「クレジットカード払い」とは、納期ごとにインターネットを利用して納付書番号等を入力して支払うものや、クレジットカード番号を事前登録すること等により一度の手続きで保険料（税）が自動的・継続的に引落しとなるものを指している。

①自治体の窓口での納付及び②金融機関納付は、9 割以上の自治体で実施されており、現年度分の納付方法と同程度である。③口座振替は 33.7%、④コンビニ納付は 72.0%、⑤電

子納付（ペイジーなど）は 45.8%、⑥クレジットカード払いは 11.0%、⑦戸別訪問による徴収は 38.0%となっており、現年度分と比べると分割納付分は納付方法が少ない。

⑧その他では、「市公用車を使用して、市内数カ所をまわり、収納業務を実施」、「納税貯蓄組合により集金している」、「取扱票による納付」、「自治体の指定口座への直接振込」、「給与天引き」、「スマホアプリ決済」があげられた。

回答の補足では、「③口座振替は令和４年１２月１日時点では対応しているが、令和５年２月をもって廃止する」、「①課の窓口での直接収納は扱っていないが、庁舎内の金融機関の収納窓口での納付を案内している」、「③金融機関からの申出により縮小、廃止の方向。」、「⑦今年度（令和４年度）で廃止予定」、「⑦本人が自力で納付できない場合のみ、戸別訪問による徴収を行っている」、「⑦どうしても困難な場合に対応。」があげられた。

表３－１６－１　国民健康保険料（税）の分割納付分の納付方法（全体）（単位：自治体、%）

		合計	実施している	実施していない	実施検討中	無回答
①自治体の窓口での納付	実数	1,096	1,032	22	0	42
	比率		94.2	2.0	0.0	3.8
②金融機関納付	実数	1,096	1,026	27	0	43
	比率		93.6	2.5	0.0	3.9
③口座振替	実数	1,096	369	680	2	45
	比率		33.7	62.0	0.2	4.1
④コンビニ納付	実数	1,096	789	238	26	43
	比率		72.0	21.7	2.4	3.9
⑤電子納付（ペイジーなど）	実数	1,096	502	501	48	45
	比率		45.8	45.7	4.4	4.1
⑥クレジットカード払い	実数	1,096	121	875	52	48
	比率		11.0	79.8	4.7	4.4
⑦戸別訪問による徴収	実数	1,096	417	631	3	45
	比率		38.0	57.6	0.3	4.1
⑧その他	実数	1,096	93	507	5	491
	比率		8.5	46.3	0.5	44.8

表３－１６－２　国民健康保険料（税）の分割納付分の
納付方法（規模別）　（単位：自治体、%）

	被保険者数規模別		合計	実施している	実施していない	実施検討中	無回答
①自治体の窓口での納付	A	実数	653	613	9	0	31
		比率		93.9	1.4	0.0	4.7
	B	実数	339	319	10	0	10
		比率		94.1	2.9	0.0	2.9
	C	実数	49	48	1	0	0
		比率		98.0	2.0	0.0	0.0
	D	実数	17	16	1	0	0
		比率		94.1	5.9	0.0	0.0
	E	実数	22	21	1	0	0
		比率		95.5	4.5	0.0	0.0
	F	実数	16	15	0	0	1
		比率		93.8	0.0	0.0	6.3
②金融機関納付	A	実数	653	598	22	0	33
		比率		91.6	3.4	0.0	5.1
	B	実数	339	325	4	0	10
		比率		95.9	1.2	0.0	2.9
	C	実数	49	49	0	0	0
		比率		100.0	0.0	0.0	0.0
	D	実数	17	17	0	0	0
		比率		100.0	0.0	0.0	0.0
	E	実数	22	22	0	0	0
		比率		100.0	0.0	0.0	0.0
	F	実数	16	15	1	0	0
		比率		93.8	6.3	0.0	0.0
③口座振替	A	実数	653	241	377	1	34
		比率		36.9	57.7	0.2	5.2
	B	実数	339	94	234	1	10
		比率		27.7	69.0	0.3	2.9
	C	実数	49	16	33	0	0

		比率		32.7	67.3	0.0	0.0
	D	実数	17	4	13	0	0
		比率		23.5	76.5	0.0	0.0
	E	実数	22	9	12	0	1
		比率		40.9	54.5	0.0	4.5
	F	実数	16	5	11	0	0
		比率		31.3	68.8	0.0	0.0
④コンビニ納付	A	実数	653	422	177	22	32
		比率		64.6	27.1	3.4	4.9
	B	実数	339	288	40	1	10
		比率		85.0	11.8	0.3	2.9
	C	実数	49	43	5	1	0
		比率		87.8	10.2	2.0	0.0
	D	実数	17	13	4	0	0
		比率		76.5	23.5	0.0	0.0
	E	実数	22	21	0	0	1
		比率		95.5	0.0	0.0	4.5
	F	実数	16	2	12	2	0
		比率		12.5	75.0	12.5	0.0
⑤電子納付（ペイジーなど）	A	実数	653	242	339	38	34
		比率		37.1	51.9	5.8	5.2
	B	実数	339	201	120	7	11
		比率		59.3	35.4	2.1	3.2
	C	実数	49	29	19	1	0
		比率		59.2	38.8	2.0	0.0
	D	実数	17	10	7	0	0
		比率		58.8	41.2	0.0	0.0
	E	実数	22	18	4	0	0
		比率		81.8	18.2	0.0	0.0
	F	実数	16	2	12	2	0
		比率		12.5	75.0	12.5	0.0
⑥クレジットカード払い	A	実数	653	35	547	35	36
		比率		5.4	83.8	5.4	5.5
	B	実数	339	53	261	14	11
		比率		15.6	77.0	4.1	3.2
	C	実数	49	15	32	2	0

		比率		30.6	65.3	4.1	0.0
	D	実数	17	5	12	0	0
		比率		29.4	70.6	0.0	0.0
	E	実数	22	13	7	1	1
		比率		59.1	31.8	4.5	4.5
	F	実数	16	0	16	0	0
		比率		0.0	100.0	0.0	0.0
⑦戸別訪問による徴収	A	実数	653	302	316	3	32
		比率		46.2	48.4	0.5	4.9
	B	実数	339	88	239	0	12
		比率		26.0	70.5	0.0	3.5
	C	実数	49	11	38	0	0
		比率		22.4	77.6	0.0	0.0
	D	実数	17	2	15	0	0
		比率		11.8	88.2	0.0	0.0
	E	実数	22	2	19	0	1
		比率		9.1	86.4	0.0	4.5
	F	実数	16	12	4	0	0
		比率		75.0	25.0	0.0	0.0
⑧その他	A	実数	653	39	317	2	295
		比率		6.0	48.5	0.3	45.2
	B	実数	339	36	149	1	153
		比率		10.6	44.0	0.3	45.1
	C	実数	49	11	19	0	19
		比率		22.4	38.8	0.0	38.8
	D	実数	17	4	7	0	6
		比率		23.5	41.2	0.0	35.3
	E	実数	22	1	10	2	9
		比率		4.5	45.5	9.1	40.9
	F	実数	16	2	5	0	9
		比率		12.5	31.3	0.0	56.3

(17)　国民健康保険料（税）の分割納付を組む際に、原則として、完納まで何年をめどにしているかについて（問 24）

表３－１７は、国民健康保険料（税）の分割納付を組む際に、原則として、完納まで何年をめどにしているかを示している。「６か月以内」は 2.6%、「１年以内」は 59.8%、「２年以内」は 15.3%、「３年以内」は 1.4%、「４年以内」は 0.0%、「５年以内」は 0.6%、

「その他」は 14.1%である。

「その他」では、「３回以内」、「３ヶ月以内」、「一括納付のみ」、「該当世帯の状況に応じて変動」、「期限を定めていない」、「原則１２月もしくは３月に終える分納を組む」、「資力による」、「原則一括、無理なら３回分納」、「自主的な納付に任せている」、「相談者と相談し決める」、「滞納額による」、「翌年度５月末まで（会計年度内）」、「当該年度内」、「次年度の賦課前まで」があげられた。「当該年度内」は 53 自治体、「翌年度５月末まで（会計年度内）」は 16 自治体、「次年度の賦課前まで」は８自治体、「滞納額による」は 13 自治体、「期限を定めていない」は６自治体である。

回答の補足では、「１年以内の完納が不可能な場合は２年以内」、「１年で困難な場合は基本的に最長２年」、「各年７月までの新たな税が発生するまでとの考え方」、「課税額や申し出の時期等により、年内や翌年度５月（新規課税前）を期限に設定する場合がある」、「滞納額による」、「原則、最短期間。」、「原則は１年以内だが、生活状況に応じて対応する」、「収支資料の提出がない場合は３ヶ月」、「滞納者によって複数年になるケースがあり」、「短期完納が第一優先。」、「本人の状況において判断するケースもある。」、「原則最小回数。長くても１年以内だが、半年を超える場合は再相談を指示することもある」、「ケース毎に様々な要因を考慮し対応している」、「徴収猶予をした場合の完納年数のめどを提示」があげられた。

表３－１７　分割納付を組む際の完納までのめど　　（単位：自治体、%）

		合計	6か月以内	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	その他	無回答
全体	実数	1,096	28	655	168	15	0	7	155	68
	比率		2.6	59.8	15.3	1.4	0.0	0.6	14.1	6.2
被保険者数規模別	A	653	13	375	102	14	0	7	96	46
			2.0	57.4	15.6	2.1	0.0	1.1	14.7	7.0
	B	339	7	223	48	1	0	0	45	15
			2.1	65.8	14.2	0.3	0.0	0.0	13.3	4.4
	C	49	2	29	10	0	0	0	5	3
			4.1	59.2	20.4	0.0	0.0	0.0	10.2	6.1
	D	17	0	13	3	0	0	0	1	0
			0.0	76.5	17.6	0.0	0.0	0.0	5.9	0.0
	E	22	6	8	2	0	0	0	2	4
			27.3	36.4	9.1	0.0	0.0	0.0	9.1	18.2
	F	16	0	7	3	0	0	0	6	0
			0.0	43.8	18.8	0.0	0.0	0.0	37.5	0.0

（18）　国民健康保険料（税）の分割納付を組む際の一般的な分割納付の１回あたりの金額の決め方について（問 25）

表３－１８は、国民健康保険料（税）の分割納付を組む際に、一般的に分割納付の１回あたりの金額をどのように決めるかを示している。「自治体が決める。」は 4.7%、「相談者が提示した金額を採用する。」は 1.5%、「相談者と相談し決める。」は 84.5%、「その他」は 4.3%である。

「その他」では、「返済能力に応じて」、「収支等を確認し、金額を決める。基準は給与等差押え可能金額とし、できるだけその金額に近い分納額を提示する」、「滞納者が提示した納付計画が妥当である場合は承認する」、「自治体が決める又は相談者と相談して決める」、「３月末、５月末、保険証に影響の出ない回数の３パターンを提示して相談者が決定している」、「基本は給与差押相当額」、「１年または年度内で完納する額を提示している」、「分納が長期化しないようにして決める」、「滞納額と担税力により決定」、「分割納付は基本的に認めていない。自主的な納付として分割納付は受け付けている」、「自治体が主となり、相談者と相談して決める」、「原則、年度の残月数で割った額を提示する」、「資力に見合った納付を促し、最終的には相談者と決める」、「差押え可能額以上（給与等）」、「納付が困難な額と家計収支により決定。最長で１年」、「ケース毎に様々な要因を考慮し対応している」があげられた。

回答の補足では、「任意での納付の場合は「相談者が提示した金額を採用する」とし、滞納整理を進める」、「家計の状況による」、「原則として、現年度分で新たに納期が到来するものについては、納期内納付を行いながら、過年度分の滞納については、１年以内に完納となるような納付計画を自身で考えて提出いただくこととしているため、本市から具体的な金額提示等は行っていない。なお、１年以内に完納が見込めない場合は、納付機会の確保として、分割納付書の送付は行うが、並行して財産調査を実施し、差押え可能財産が判明した場合は差押え処分を検討していく旨を説明している。」、「徴収猶予をした場合の金額について回答」、「「相談者が提示した金額を採用する」だが、あまりにも少ない場合は増額を促す」、「相談者が提示した金額で完納が見込める場合は採用。見込めない場合は相談して決める」、「最終的な支払額が少なくなるように分割納付を実施」、「相談者に提示させ、その額が適正なのか、やむを得ないか確認の上、最終的に市が決める」等があげられた。

表３－１８　分割納付の１回あたりの金額の決め方　　（単位：自治体、%）

		合計	自治体が決める。	相談者が提示した金額を採用する。	相談者と相談し決める。	その他	無回答
全体	実数	1,096	51	16	926	47	56
	比率		4.7	1.5	84.5	4.3	5.1
被保険者数規模別	A	653	23	10	568	20	32
			3.5	1.5	87.0	3.1	4.9
	B	339	24	3	274	21	17
			7.1	0.9	80.8	6.2	5.0
	C	49	3	2	37	4	3
			6.1	4.1	75.5	8.2	6.1
	D	17	0	0	16	1	0
			0.0	0.0	94.1	5.9	0.0
	E	22	1	1	15	1	4
			4.5	4.5	68.2	4.5	18.2
	F	16	0	0	16	0	0
			0.0	0.0	100.0	0.0	0.0

（19）　国民健康保険料（税）の分割納付を組む際の優先順位について（問 26）

表３－１９は、国民健康保険料（税）の分割納付を組む際の優先順位を示している。本設問では、下記の〈参考〉のとおり番号を振り、督促手数料を除いての優先順位を回答する形式とした。「①→②→③→④→⑤→⑥」は 5.3%、「①→③→⑤→②→④→⑥」は 70.8%、「①→③→②→④→⑤→⑥」は 1.3%、「その他」は 17.0%である。

「その他」では、「納付義務者の意思による」、「⑤→①→③（延滞金は取らない）」、「⑤→③→①（延滞金は取らない）」、「滞納の状況による」、「分割納付を認めない」、「⑤→①→③→②→④→⑥」、「⑤→①→③→⑥→②→④」、「⑤→③→①→⑥→④→②」があげられた。「⑤→①→③→②→④→⑥」は 90 自治体、「⑤→①→③→⑥→②→④」は 16 自治体、「⑤→③→①→⑥→④→②」は 43 自治体である。

回答の補足では、「回答は「①→③→⑤→②→④→⑥」だが、時効完成が近い場合はこの限りではない。」、「Ｎ年度を現年とした場合で回答」、「基本的には「①→③→⑤→②→④→⑥」だが、本税額が近づいている年度があれば、そちらを優先している。」、「現年度優先の場合もあり」、「ただし現年度優先」、「場合により⑤を優先させることもある」、「場合により変更になることもある」、「人によって異なる場合もある。」、「分割納付の場合、延滞金は請求しない」、「既に納期限が到来した現年度がある場合は現年度本料を優先し「①→③→⑤→②→④→⑥」の順位。」「「Ｎ年度」が現年度であれば回答のとおり。滞納年度であれば「①→③→⑤→②→④→⑥」の順番となる」、「延滞金を取り扱っていない。充当先の優先順位としては、現年度分→滞納分（古いものから）となっている」、「状況によって変更あり。滞納者の状況に合わせ順番の決定をしているため、必ずしも回答した番号ではない」、「現年度が最優先」等があげられた。

〈参考〉

滞納分		本料（税）	延滞金
Ｍ年度Ａ期	古	①	②
Ｍ年度Ｂ期	↓	③	④
Ｎ年度Ａ期	新	⑤	⑥

表３－１９　国民健康保険料（税）の分割納付を組む際の優先順位　（単位：自治体、%）

		合計	①→②→③→④→⑤→⑥	①→③→⑤→②→④→⑥	①→③→②→④→⑤→⑥	その他	無回答
全体	実数	1,096	58	776	14	186	62
	比率		5.3	70.8	1.3	17.0	5.7
被保険者数規模別	A	653	42	468	11	96	36
			6.4	71.7	1.7	14.7	5.5
	B	339	12	252	2	57	16
			3.5	74.3	0.6	16.8	4.7
	C	49	3	29	1	10	6
			6.1	59.2	2.0	20.4	12.2
	D	17	0	12	0	5	0
			0.0	70.6	0.0	29.4	0.0
	E	22	0	7	0	11	4
			0.0	31.8	0.0	50.0	18.2
	F	16	1	8	0	7	0
			6.3	50.0	0.0	43.8	0.0

（20）　分割納付を組む際に時期や状況に応じて、分割納付を一時中断するという考慮をするかについて（問 27）

表３－２０－１及び表３－２０－２は、分割納付を組む際に①～⑪の場合について、分割納付を一時中断する（①～⑪の時期に納期限を設定しないなど）という考慮をするかを「単独でも申出があれば、分割納付を一時中断する。」、「単独では考慮しないが、総合的に判断するときに判断要素となる。」、「まったく考慮しない。」で示している。本設問では、国民健康保険料（税）の主管課での対応について、個別ケースではなく一般的な方針としてどう判断するかを回答する形式とした。また、使用する語句として、「単独」とは、①～⑪の事象がそれぞれ１つだけ該当している場合でも考慮することを指す。「考慮」とは、その月に納期限を設けない等をいうこととした。さらに、他部署等への移管後の対応は、不問とした。

「単独でも申出があれば、分割納付を一時中断する。」と回答した割合は、「①生活費が足りないと主張しているとき」は 13.3%、「②生計維持者が失業しているとき」は 24.4%、「③世帯主・世帯員に医療（治療）が必要なとき」は 18.2%、「④世帯主又は世帯員が妊娠して

いるとき」は 10.3%、「⑤世帯員が死亡したとき」は 15.9%、「⑥子どもがいる世帯において、子どもに支出が必要なとき」は 9.0%、「⑦受験生がいる世帯において、受験料の支払いや入学金の支払い時期」は 8.1%、「⑧収入が一定ではなく、毎月の定期的な納付が困難な場合」は 11.4%、「⑨生活に必要な物が壊れたなど、急に大きな出費が必要なとき」は 9.6%、「⑩世帯主・世帯員が借金の返済に追われていると主張しているとき」は 6.4%、「⑪その他」は 1.6%である。

「単独では考慮しないが、総合的に判断するときに判断要素となる。」と回答した割合は、「①生活費が足りないと主張しているとき」は 71.4%、「②生計維持者が失業しているとき」は 63.6%、「③世帯主・世帯員に医療（治療）が必要なとき」は 69.2%、「④世帯主又は世帯員が妊娠しているとき」は 72.5%、「⑤世帯員が死亡したとき」は 69.5%、「⑥子どもがいる世帯において、子どもに支出が必要なとき」は 72.7%、「⑦受験生がいる世帯において、受験料の支払いや入学金の支払い時期」は 71.9%、「⑧収入が一定ではなく、毎月の定期的な納付が困難な場合」は 73.0%、「⑨生活に必要な物が壊れたなど、急に大きな出費が必要なとき」は 72.4%、「⑩世帯主・世帯員が借金の返済に追われていると主張しているとき」は 66.9%、「⑪その他」は 15.3%である。

「まったく考慮しない。」と回答した割合は、「①生活費が足りないと主張しているとき」は 6.7%、「②生計維持者が失業しているとき」は 3.6%、「③世帯主・世帯員に医療（治療）が必要なとき」は 4.3%、「④世帯主又は世帯員が妊娠しているとき」は 8.7%、「⑤世帯員が死亡したとき」は 6.2%、「⑥子どもがいる世帯において、子どもに支出が必要なとき」は 9.8%、「⑦受験生がいる世帯において、受験料の支払いや入学金の支払い時期」は 11.2%、「⑧収入が一定ではなく、毎月の定期的な納付が困難な場合」は 7.0%、「⑨生活に必要な物が壊れたなど、急に大きな出費が必要なとき」は 9.4%、「⑩世帯主・世帯員が借金の返済に追われていると主張しているとき」は 18.2%、「⑪その他」は 12.7%である。

「その他」では、「年度内完納をベースとして、各月の分納額の増減の相談に応じている」、「自立支援、要介護者、障がい者の場合で、定職に就けない状況にあるとき」、「相談内容に応じてその他の事情を判断要素とする場合もある」、「分納中断の必要に迫られた場合は、納付の見通しを検討した上で計画の変更を行う」、「法に基づかない分納は「滞納のある間は差し押さえを受けることがある」ことを必ず説明し、滞納者承諾の上で滞納者が提示した金額を採用する。分納継続も一時中断も滞納者の判断」、「申し出があれば基本的に対応する」、「生活保護には該当しないが、それに近い生活状況と判断できる時」、「天災による被害を受けたとき」、「滞納者と連絡がとれる場合は、総合的に判断して一定期間納付を中断する。場合によっては減免もある」、「①～⑩を総合的に勘案して、真に納付が困難と主張され、相当と認めざるを得ない場合。」、「納税者から納付の見直しの相談があってから対応している。減免や免除等の実施に当たっては、規則等で一律の対応はしておらず、本人の申し出と財産調査の結果を総合的に判断して実施している」、「災害及び新型コロナ感染症のみ考慮」、「世帯主、世帯員の行方不明等」、「相談があれば随時対応」、「基本的に全く考慮しないという選

択はないが、支出が必要なのは支出した根拠資料があれば認める方針」、「地震・大雨等の災害があった場合」、「生活保護受給中」、「社会情勢による会社の稼働状況」、「基本的に国税通則法の徴収猶予の要件を参考に判断する」、「生活サポートセンターや市民相談所に相談する等、客観的に生活再建を目指していると認められるとき」、「病気や事故等で一時的に収入が減少したとき」があげられた。

回答の補足では、「一時中断を考慮するというよりも、一方的に中断されるのが実情です。」、「期限を設けないわけではないが、状況に応じて金額の変更や納期限の延長などの措置を取っている」、「基本的には納付を継続させる。ただし、状況により判断する場合もある。」、「基本的には毎月の分納を約束し、納付できない事情がある場合には必ず連絡するように伝えている。」、「基本的に分割納付ではなく、自主納付として対応しており、財産調査等により、財産判明した時は、滞納処分（差押え）することを説明している」、「原則として分割納付の一時中断はしない方針ではあるが、個別の事情が発生した場合、「やむなし」と認められる案件については考慮している」、「考慮はするが、一時中断した月の納付は、その他で補填するよう伝える。」、「国保保険料の納付相談、滞納処分は個々の状況により総合的に判断している」、「このような場合は、一時中断ではなく、１～２ヶ月くらいなら減額、長く続くようなら執行停止とする為、「考慮する」を選んでいる。」、「実際、分納者の都合で「それ以降の履行がなされない」ということになる。」、「とりあえず回答しましたが、実際にはこれまでの納付状況、滞納額、滞納者の生活状況等によりケースバイケース」、「納付相談での聞き取りや財産調査の結果から、総合的に分納の一時中断や滞納処分の執行停止を判断している」、「分割納付、滞納処分について困難だと申し出があれば、金額の相談や期限延長などの対応はしている。申し出が虚偽の場合は、滞納処分など行う。」、「分割納付の中断ではなく、計画を再編し、毎月の自主納付の継続を促す。」、「申し出を受けた上で調査によって得た情報をもとに虚偽の申し出でないと判断できれば減額等の対応を行う。」、「やむを得ない事情により納付できない場合は、担当者宛に必ず連絡することを条件に考慮している。」、「納付可能額の相談には応じるが、原則、中断はしない。」、「様々なケースがあり、一概に言えない」、「徴収の緩和制度（徴収の猶予、換価の猶予）に該当すれば一時中断もしくは滞納処分を一時的に行わないと判断している」、「ひとつの観点で判断することなく、生活状況を総合的に考えて判断している」、「①～⑩のような状況について申出があった場合、分割納付の一時中断ではなく、納付計画の見直しを行う。」、「滞納者から申し出があった際には、適宜柔軟に分割納付計画の見直しを行っている。しかし計画が長期にわたるものについては、財産調査を行い、差押え可能な財産が判明した場合には差押え処分を行う。」、「収入自体が無くなったかどうかを重視」、「①～⑩について、根拠資料の写しが提出され、一時中断がやむを得ないと判断できる場合、妥当と判断する理由があれば、総合的に判断し、考慮します」、「「単独では考慮しないが、総合的に判断するときに判断要素となる。」と回答したものについて「判断要素となる」ではなく「判断材料になる場合がある」と読み替えてください」、「ファイナンシャルプランナー相談機会を設け、総合的に判断している」、「生活困窮

であれば執行停止を検討する」、「設問のような事態の時、滞納者は約束そのものを守らないことが多い」があげられた。

表３－２０－１　分割納付を一時中断する際の考慮について（全体）　（単位：自治体、％）

		合計	単独でも申出があれば、分割納付を一時中断する。	単独では考慮しないが、総合的に判断するときに判断要素となる。	まったく考慮しない。	無回答
①生活費が足りないと主張しているとき	実数	1,096	146	783	73	94
	比率		13.3	71.4	6.7	8.6
②生計維持者が失業しているとき	実数	1,096	267	697	40	92
	比率		24.4	63.6	3.6	8.4
③世帯主・世帯員に医療（治療）が必要なとき	実数	1,096	199	758	47	92
	比率		18.2	69.2	4.3	8.4
④世帯主又は世帯員が妊娠しているとき	実数	1,096	113	795	95	93
	比率		10.3	72.5	8.7	8.5
⑤世帯員が死亡したとき	実数	1,096	174	762	68	92
	比率		15.9	69.5	6.2	8.4
⑥子どもがいる世帯において、子どもに支出が必要なとき	実数	1,096	99	797	107	93
	比率		9.0	72.7	9.8	8.5
⑦受験生がいる世帯において、受験料の支払いや入学金の支払い時期	実数	1,096	89	788	123	96
	比率		8.1	71.9	11.2	8.8
⑧収入が一定ではなく、毎月の定期的な納付が困難な場合	実数	1,096	125	800	77	94
	比率		11.4	73.0	7.0	8.6
⑨生活に必要な物が壊れたなど、急に大きな出費が必要なとき	実数	1,096	105	794	103	94
	比率		9.6	72.4	9.4	8.6

⑩世帯主・世帯員が借金の返済に追われていると主張しているとき	実数	1,096	70	733	199	94
	比率		6.4	66.9	18.2	8.6
⑪その他	実数	1,096	17	168	139	772
	比率		1.6	15.3	12.7	70.4

表３－２０－２　分割納付を一時中断する際の考慮について（規模別）　（単位：自治体、%）

	被保険者数規模別		合計	単独でも申出があれば、分割納付を一時中断する。	単独では考慮しないが、総合的に判断するときに判断要素となる。	まったく考慮しない。	無回答
①生活費が足りないと主張しているとき	A	実数	653	93	458	46	56
		比率		14.2	70.1	7.0	8.6
	B	実数	339	45	245	22	27
		比率		13.3	72.3	6.5	8.0
	C	実数	49	7	34	3	5
		比率		14.3	69.4	6.1	10.2
	D	実数	17	0	15	1	1
		比率		0.0	88.2	5.9	5.9
	E	実数	22	1	16	0	5
		比率		4.5	72.7	0.0	22.7
	F	実数	16	0	15	1	0
		比率		0.0	93.8	6.3	0.0
②生計維持者が失業しているとき	A	実数	653	168	408	23	54
		比率		25.7	62.5	3.5	8.3
	B	実数	339	82	217	13	27
		比率		24.2	64.0	3.8	8.0
	C	実数	49	11	31	2	5
		比率		22.4	63.3	4.1	10.2

	D	実数	17	1	14	1	1
		比率		5.9	82.4	5.9	5.9
	E	実数	22	3	14	0	5
		比率		13.6	63.6	0.0	22.7
	F	実数	16	2	13	1	0
		比率		12.5	81.3	6.3	0.0
③世帯主・世帯員に医療（治療）が必要なとき	A	実数	653	126	443	30	54
		比率		19.3	67.8	4.6	8.3
	B	実数	339	59	240	13	27
		比率		17.4	70.8	3.8	8.0
	C	実数	49	10	32	2	5
		比率		20.4	65.3	4.1	10.2
	D	実数	17	1	14	1	1
		比率		5.9	82.4	5.9	5.9
	E	実数	22	2	15	0	5
		比率		9.1	68.2	0.0	22.7
	F	実数	16	1	14	1	0
		比率		6.3	87.5	6.3	0.0
④世帯主又は世帯員が妊娠しているとき	A	実数	653	74	463	61	55
		比率		11.3	70.9	9.3	8.4
	B	実数	339	32	253	27	27
		比率		9.4	74.6	8.0	8.0
	C	実数	49	5	37	2	5
		比率		10.2	75.5	4.1	10.2
	D	実数	17	0	15	1	1
		比率		0.0	88.2	5.9	5.9
	E	実数	22	1	13	3	5
		比率		4.5	59.1	13.6	22.7
	F	実数	16	1	14	1	0
		比率		6.3	87.5	6.3	0.0
⑤世帯員が死亡したとき	A	実数	653	116	440	43	54
		比率		17.8	67.4	6.6	8.3
	B	実数	339	46	246	20	27
		比率		13.6	72.6	5.9	8.0
	C	実数	49	8	34	2	5
		比率		16.3	69.4	4.1	10.2

	D	実数	17	0	15	1	1
		比率		0.0	88.2	5.9	5.9
	E	実数	22	3	13	1	5
		比率		13.6	59.1	4.5	22.7
	F	実数	16	1	14	1	0
		比率		6.3	87.5	6.3	0.0
⑥子どもがいる世帯において、子どもに支出が必要なとき	A	実数	653	66	466	66	55
		比率		10.1	71.4	10.1	8.4
	B	実数	339	27	250	35	27
		比率		8.0	73.7	10.3	8.0
	C	実数	49	4	38	2	5
		比率		8.2	77.6	4.1	10.2
	D	実数	17	0	15	1	1
		比率		0.0	88.2	5.9	5.9
	E	実数	22	1	14	2	5
		比率		4.5	63.6	9.1	22.7
	F	実数	16	1	14	1	0
		比率		6.3	87.5	6.3	0.0
⑦受験生がいる世帯において、受験料の支払いや入学金の支払い時期	A	実数	653	57	459	81	56
		比率		8.7	70.3	12.4	8.6
	B	実数	339	27	248	36	28
		比率		8.0	73.2	10.6	8.3
	C	実数	49	3	39	2	5
		比率		6.1	79.6	4.1	10.2
	D	実数	17	0	15	1	1
		比率		0.0	88.2	5.9	5.9
	E	実数	22	1	14	2	5
		比率		4.5	63.6	9.1	22.7
	F	実数	16	1	13	1	1
		比率		6.3	81.3	6.3	6.3
⑧収入が一定ではなく、毎月の定期的な納付が困難な場合	A	実数	653	81	467	50	55
		比率		12.4	71.5	7.7	8.4

	B	実数	339	37	252	22	28
		比率		10.9	74.3	6.5	8.3
	C	実数	49	5	36	3	5
		比率		10.2	73.5	6.1	10.2
	D	実数	17	1	14	1	1
		比率		5.9	82.4	5.9	5.9
	E	実数	22	1	16	0	5
		比率		4.5	72.7	0.0	22.7
	F	実数	16	0	15	1	0
		比率		0.0	93.8	6.3	0.0
⑨生活に必要な物が壊れたなど、急に大きな出費が必要なとき	A	実数	653	65	464	69	55
		比率		10.0	71.1	10.6	8.4
	B	実数	339	34	251	27	27
		比率		10.0	74.0	8.0	8.0
	C	実数	49	5	37	2	5
		比率		10.2	75.5	4.1	10.2
	D	実数	17	0	15	1	1
		比率		0.0	88.2	5.9	5.9
	E	実数	22	1	13	3	5
		比率		4.5	59.1	13.6	22.7
	F	実数	16	0	14	1	1
		比率		0.0	87.5	6.3	6.3
⑩世帯主・世帯員が借金の返済に追われていると主張しているとき	A	実数	653	47	434	118	54
		比率		7.2	66.5	18.1	8.3
	B	実数	339	20	227	65	27
		比率		5.9	67.0	19.2	8.0
	C	実数	49	2	31	11	5
		比率		4.1	63.3	22.4	10.2
	D	実数	17	0	14	2	1
		比率		0.0	82.4	11.8	5.9
	E	実数	22	1	14	2	5
		比率		4.5	63.6	9.1	22.7
	F	実数	16	0	13	1	2
		比率			81.3	6.3	12.5

⑪その他	A	実数	653	12	102	81	458
		比率		1.8	15.6	12.4	70.1
	B	実数	339	4	51	44	240
		比率		1.2	15.0	13.0	70.8
	C	実数	49	1	9	7	32
		比率		2.0	18.4	14.3	65.3
	D	実数	17	0	2	4	11
		比率		0.0	11.8	23.5	64.7
	E	実数	22	0	2	2	18
		比率		0.0	9.1	9.1	81.8
	F	実数	16	0	2	1	13
		比率		0.0	12.5	6.3	81.3

（21）　滞納処分（差押え）の対象について（問 28）

表３－２１－１及び表３－２１－２は、①～⑧のものが滞納処分（差押え）の対象となるかを示している。本設問では、実績のあるものだけではなく、行う可能性のあるものは「1.行う」と回答することとした。また、他部署等への徴収権の移管後の対応は、不問とした。「行う」と回答した割合は、①預貯金は 92.6%、②給与は 91.1%、③年金は 77.6%、④生命保険は 83.7%、⑤学資保険は 67.0%、⑥不動産は 80.2%、⑦自動車は 68.8%、⑧その他は 40.7%である。

「その他」では、「売掛金等確定申告による還付金」、「還付金」、「動産」、「所得税還付金」、「経営所得安定対策等交付金」、「国税還付金」、「事業売掛金」、「県税還付金」、「自動車税還付金」、「漁協出資金」、「土地賃貸料」、「出資金」、「農業の交付金」、「農業出資金」、「葬祭互助会出資金」、「消防団報酬及び退職金」、「売電収入」、「不動産収入」、「線下補償等」、「取引代金」、「株式」、「船舶」、「債権」、「無体財産」、「現金」、「請負報酬」、「割戻金」、「原子力立地給付金」、「委託料」、「太陽光発電」、「ＪＡ出資金」、「差し押さえ残余金の支払い請求権」、「投資信託に係る保証金又は現金」、「小規模共済」、「自動販売機手数料」、「仮想通貨」、「暗号資産」、「ＦＸ証拠金」、「外注費支払い請求権」、「後期高齢者医療保険料還付金」、「私債権」、「診療報酬」、「ボートレース賞金」、「著作権」、「出演料」、「供託金」、「クレジット立替金」、「スマホ決済売上金」、「議員報酬」、「選挙供託金」、「交通安全教育指導員出動手当及び報酬」、「集落調整連絡員報酬」、「自治会長費」、「敷金」があげられた。

回答の補足では、「②③については差押可能額が出た場合。④持病がある場合は配慮している。尚、差押の前に予告を滞納者宛に送付して、反応がなければ実施する」、「⑤は実績なし。」、「⑤学資保険については、世帯の状況による。」、「「⑥不動産」「⑦自動車」は換価性を踏まえて新規差押はほとんどない」があげられた。

表３－２１－１　滞納処分（差押え）の対象（全体）　　（単位：自治体、%）

		合計	行う	行わない	無回答
①預貯金	実数	1,096	1015	13	68
	比率		92.6	1.2	6.2
②給与	実数	1,096	999	22	75
	比率		91.1	2.0	6.8
③年金	実数	1,096	851	170	75
	比率		77.6	15.5	6.8
④生命保険	実数	1,096	917	100	79
	比率		83.7	9.1	7.2
⑤学資保険	実数	1,096	734	275	87
	比率		67.0	25.1	7.9
⑥不動産	実数	1,096	879	136	81
	比率		80.2	12.4	7.4
⑦自動車	実数	1,096	754	259	83
	比率		68.8	23.6	7.6
⑧その他	実数	1,096	446	181	469
	比率		40.7	16.5	42.8

表３－２１－２　滞納処分（差押え）の対象（規模別）　　（単位：自治体、%）

	被保険者数規模別		合計	実施している	実施していない	無回答
①預貯金	A	実数	653	597	11	45
		比率		91.4	1.7	6.9
	B	実数	339	321	0	18
		比率		94.7	0.0	5.3
	C	実数	49	47	0	2
		比率		95.9	0.0	4.1
	D	実数	17	17	0	0
		比率		100.0	0.0	0.0

	E	実数	22	19	0	3
		比率		86.4	0.0	13.6
	F	実数	16	14	2	0
		比率		87.5	12.5	0.0
②給与	A	実数	653	586	17	50
		比率		89.7	2.6	7.7
	B	実数	339	321	0	18
		比率		94.7	0.0	5.3
	C	実数	49	45	0	4
		比率		91.8	0.0	8.2
	D	実数	17	17	0	0
		比率		100.0	0.0	0.0
	E	実数	22	17	2	3
		比率		77.3	9.1	13.6
	F	実数	16	13	3	0
		比率		81.3	18.8	0.0
③年金	A	実数	653	461	141	51
		比率		70.6	21.6	7.8
	B	実数	339	306	15	18
		比率		90.3	4.4	5.3
	C	実数	49	46	0	3
		比率		93.9	0.0	6.1
	D	実数	17	14	3	0
		比率		82.4	17.6	0.0
	E	実数	22	16	3	3
		比率		72.7	13.6	13.6
	F	実数	16	8	8	0
		比率		50.0	50.0	0.0
④生命保険	A	実数	653	511	87	55
		比率		78.3	13.3	8.4
	B	実数	339	316	5	18
		比率		93.2	1.5	5.3
	C	実数	49	46	0	3
		比率		93.9	0.0	6.1
	D	実数	17	17	0	0
		比率		100.0	0.0	0.0

	E	実数	22	19	0	3
		比率		86.4	0.0	13.6
	F	実数	16	8	8	0
		比率		50.0	50.0	0.0
⑤学資保険	A	実数	653	366	226	61
		比率		56.0	34.6	9.3
	B	実数	339	285	36	18
		比率		84.1	10.6	5.3
	C	実数	49	43	2	4
		比率		87.8	4.1	8.2
	D	実数	17	16	1	0
		比率		94.1	5.9	0.0
	E	実数	22	17	1	4
		比率		77.3	4.5	18.2
	F	実数	16	7	9	0
		比率		43.8	56.3	0.0
⑥不動産	A	実数	653	491	107	55
		比率		75.2	16.4	8.4
	B	実数	339	310	11	18
		比率		91.4	3.2	5.3
	C	実数	49	43	2	4
		比率		87.8	4.1	8.2
	D	実数	17	13	4	0
		比率		76.5	23.5	0.0
	E	実数	22	15	3	4
		比率		68.2	13.6	18.2
	F	実数	16	7	9	0
		比率		43.8	56.3	0.0
⑦自動車	A	実数	653	431	165	57
		比率		66.0	25.3	8.7
	B	実数	339	268	53	18
		比率		79.1	15.6	5.3
	C	実数	49	31	14	4
		比率		63.3	28.6	8.2
	D	実数	17	8	9	0
		比率		47.1	52.9	0.0

	E	実数	22	9	9	4
		比率		40.9	40.9	18.2
	F	実数	16	7	9	0
		比率		43.8	56.3	0.0
⑧その他	A	実数	653	209	132	312
		比率		32.0	20.2	47.8
	B	実数	339	190	32	117
		比率		56.0	9.4	34.5
	C	実数	49	29	5	15
		比率		59.2	10.2	30.6
	D	実数	17	7	4	6
		比率		41.2	23.5	35.3
	E	実数	22	10	4	8
		比率		45.5	18.2	36.4
	F	実数	16	1	4	11
		比率		6.3	25.0	68.8

(22)　平成２９年度～令和３年度における滞納処分の件数の推移について（問 29）

表３－２２は、平成２９年度から令和３年度までの滞納処分の件数の推移を示している。「増加傾向にある」は 21.0%、「減少傾向にある」は 31.6%、「横ばいである」は 32.1%、「その他」は 8.0%である。

「その他」では、「滞納処分の実績がない」、「年度ごとの方針により、増減にばらつきがある」、「コロナ禍当初は減少したが、その後は元に戻った」、「令和２年度まで増加し、その後減少傾向にある」、「令和元年まで増加、令和２年度以降減少傾向」、「平成２７年度～令和２年度までは減少傾向にあったが、令和３年度に急増している。おそらくコロナの影響」、「平成２９年度が多く３０年度に減少し、３年間横ばいだったが、令和３年度に増加した」、「令和元年度を境に増加傾向である」、「コロナ禍により令和２年度に著しく減少。その後回復しつつある」、「預貯金差押えから給与差押えへシフトした結果、処分件数が減少した」、「平成２９年度～３１年度は増加傾向にあったが、令和２年度、３年度は減少した」、「年度による」、「コロナの影響で、一時減少。以降は増加傾向にある」、「平成３０年度まで増加し、以降減少している」、「人員不足のため実施できていない」、「コロナ禍である令和元、２年度の件数は特に減少した」、「令和元年度まで増加、横ばい傾向にあったが、令和２年度から減少に転じた」、「年度や社会情勢（コロナ等）により変動する」、「他業務や人員等の影響から、滞納処分件数には波がある」、「令和元年度までは増加傾向だったが、コロナの影響により令和２年度以降は減少している」、「平成 29 年から令和元年は増加傾向、令和元年から令和２年は減少傾向、令和２年から令和３年は増加傾向」、「コロナ影響等を考慮して処分を控えていた時期があるため、年度により増減がある」、「令和２年度以外横ばい。コロナの影響によ

り差押より猶予に比重をおいたため」、「令和元年台風、令和２年新型コロナウイルス等の影響により差押等の滞納処分は控えていたが、令和３年度からは震災前の状況まで滞納処分は進んでいる」、「令和２年度は新型コロナウイルスの影響を鑑み減少したが、令和３年度以降は例年並みに推移している」、「平成３１年度までは上昇傾向にあったが、令和２年度はコロナの影響により減少し、令和３年度も横ばいである」、「平成２９年から令和元年にかけては増加傾向にあったが、コロナの時期に減少している」、「新型コロナ感染拡大の影響により令和２年度は大幅減少、令和３年度回復傾向」、「平成３０年度、令和元年度は前年度比増加。令和２年度は前年度比減少。令和３年度は前年度比増加するが、平成２９年度の件数を下回る」、「Ｖ字で推移」、「平成３０年までは増加し、その後減少傾向にある」、「平成３０年度をピークに令和２年度まで減少。令和３年度再び増加している」、「増加傾向にあるが、令和２年度のみ新型コロナ感染症の影響により減少した」、「平成３１年度を最高値として、それ以前は増加傾向、以降は減少傾向にある」、「コロナ禍においては、大きく減少したが、相対的に増加傾向にある」、「増加傾向にあった、令和２年度にコロナ感染症の影響により減少、その後増加している」、「コロナの影響もあり、令和２年度以降は以前より少ない」、「専門員配置がなくなって、減少傾向だったが、少しずつ増加に転じている」、「令和２年度はコロナ感染症の影響を鑑み差押えを控えたが、他の年はほぼ横ばいである」があげられた。

表３－２２　滞納処分の件数の推移　（単位：自治体、%）

		合計	増加傾向にある	減少傾向にある	横ばいである	その他	無回答
全体	実数	1,096	230	346	352	88	80
	比率		21.0	31.6	32.1	8.0	7.3
被保険者数規模別	A	653	109	211	232	41	60
			16.7	32.3	35.5	6.3	9.2
	B	339	86	106	90	38	19
			25.4	31.3	26.5	11.2	5.6
	C	49	15	19	12	2	1
			30.6	38.8	24.5	4.1	2.0
	D	17	9	2	5	1	0
			52.9	11.8	29.4	5.9	0.0
	E	22	9	4	4	5	0
			40.9	18.2	18.2	22.7	0.0
	F	16	2	4	9	1	0
			12.5	25.0	56.3	6.3	0.0

(23)　滞納処分による国民健康保険料（税）の優先する充当先について（問 30）

表３－２３は、滞納処分による国民健康保険料（税）の優先する充当先を示している。「現年度の納期到来分」は 18.0%、「滞納繰越分」は 74.0%、「その他」は 2.5%である。

「その他」では、「時期や状況による」、「滞納状況による」、「納期限の古い順番で充当する事が定められている」、「法律により順位で決めている」があげられた。

回答の補足では、「差押え税目で納期限の古い順」、「法令順序」、「状況によって変更あり。滞納者の状況に合わせ順番の決定をしているため、必ずしも回答した番号ではない」があげられた。

表３－２３　滞納処分による国民健康保険料（税）の優先する充当先　（単位：自治体、%）

		合計	現年度の納期到来分	滞納繰越分	その他	無回答
全体	実数	1,096	197	811	27	61
	比率		18.0	74.0	2.5	5.6
被保険者数規模別	A	653	135	465	13	40
			20.7	71.2	2.0	6.1
	B	339	40	277	9	13
			11.8	81.7	2.7	3.8
	C	49	5	37	4	3
			10.2	75.5	8.2	6.1
	D	17	2	15	0	0
			11.8	88.2	0.0	0.0
	E	22	5	12	1	4
			22.7	54.5	4.5	18.2
	F	16	10	5	0	1
			62.5	31.3	0.0	6.3

（24）　滞納処分による国民健康保険料（税）の充当先の優先順位について（問 31）

表３－２４は、滞納処分による国民健康保険料（税）の充当先の優先順位を示している。本設問では、下記の〈参考〉のとおり番号を振り、督促手数料を除いての優先順位を回答する形式とした。「①→②→③→④→⑤→⑥」は 7.0%、「①→③→⑤→②→④→⑥」は 76.5%、「①→③→②→④→⑤→⑥」は 1.1%、「その他」は 9.3%である。

「その他」では、「①→③→⑤（延滞金は取らない)」、「滞納の状況による」、「⑤→①→③→②→④→⑥」、「⑤→③→①→②→④→⑥」、「⑤→③→①→⑥→④→②」、「⑤→⑥→①→②→③→④」、「⑤→⑥→③→④→①→②」があげられた。「⑤→①→③→②→④→⑥」は 55 自治体、「⑤→③→①→②→④→⑥」は 6 自治体、「⑤→③→①→⑥→④→②」は 12 自治体、「⑤→⑥→①→②→③→④」は 6 自治体、「⑤→⑥→③→④→①→②」は 3 自治体である。

回答の補足では、「基本的には「①→③→⑤→②→④→⑥」だが、本税額が近づいている年度があれば、そちらを優先している。」、「○○年度から延滞金徴収を開始している。○○年度以降未納保険料へ優先して充当している」、「督促手数料から充当する」、「人によって異なる」、「十分な納税相談を行い、過年度分も考慮しながら、現年度分へ充てている」、「状況によって変更あり。滞納者の状況に合わせ順番の決定をしているため、必ずしも回答した番号ではない」等があげられた。

〈参考〉

滞納分		本料（税）	延滞金
M 年度 A 期	古	①	②
M 年度 B 期	↓	③	④
N 年度 A 期	新	⑤	⑥

表３－２４　滞納処分による国民健康保険料(税)の充当先の優先順位　(単位:自治体、%)

		合計	①→②→③→④→⑤→⑥	①→③→⑤→②→④→⑥	①→③→②→④→⑤→⑥	その他	無回答
全体	実数	1,096	77	838	12	102	67
	比率		7.0	76.5	1.1	9.3	6.1
被保険者数規模別	A	653	57	487	9	60	40
			8.7	74.6	1.4	9.2	6.1
	B	339	13	283	3	23	17
			3.8	83.5	0.9	6.8	5.0
	C	49	6	32	0	6	5
			12.2	65.3	0.0	12.2	10.2
	D	17	0	15	0	2	0
			0.0	88.2	0.0	11.8	0.0
	E	22	0	13	0	5	4
			0.0	59.1	0.0	22.7	18.2
	F	16	1	8	0	6	1
			6.3	50.0	0.0	37.5	6.3

（25）　滞納処分について時期や状況に応じて、滞納処分を一時的に行わないとの判断をするかについて（問 32）

表３－２５－１及び表３－２５－２は、①～⑪の時期や状況の時は滞納処分を一時的に行わないとの判断をするかを「単独でも申出があれば、滞納処分を行わない。」、「単独では考慮しないが、総合的に判断するときに判断要素となる。」、「まったく考慮しない。」で示している。本設問では、国民健康保険料（税）の主管課での対応について、個別ケースではなく一般的な方針としてどう判断するかを回答する形式とした。また、使用する語句として、「単独」とは、①～⑪の事象がそれぞれ 1 つだけ該当している場合でも考慮することを指す。「考慮」とは、その時期や状況時に滞納処分を一時的にでも行わないこと等をいうこととした。さらに、他部署等への移管後の対応は、不問とした。

「単独でも申出があれば、滞納処分を行わない。」と回答した割合は、「①生活費が足りないと主張しているとき」は 6.4%、「②生計維持者が失業しているとき」は 14.1%、「③世帯主・世帯員に医療（治療）が必要なとき」は 11.0%、「④世帯主又は世帯員が妊娠しているとき」は 5.9%、「⑤世帯員が死亡したとき」は 12.3%、「⑥子どもがいる世帯において、子どもに支出が必要なとき」は 4.4%、「⑦受験生がいる世帯において、受験料の支払いや入学金の支払い時期」は 4.0%、「⑧差押え対象の預貯金に対して、「子どもの進学資金である」との主張がある場合」は 4.7%、「⑨生活に必要な物が壊れたなど、急に大きな出費が必要なとき」は 4.4%、「⑩世帯主・世帯員が借金の返済に追われていると主張しているとき」は 3.6%、「⑪その他」は 1.4%である。

「単独では考慮しないが、総合的に判断するときに判断要素となる。」と回答した割合は、「①生活費が足りないと主張しているとき」は 72.2%、「②生計維持者が失業しているとき」は 70.0%、「③世帯主・世帯員に医療（治療）が必要なとき」は 72.9%、「④世帯主又は世帯員が妊娠しているとき」は 71.4%、「⑤世帯員が死亡したとき」は 69.0%、「⑥子どもがいる世帯において、子どもに支出が必要なとき」は 71.8%、「⑦受験生がいる世帯において、受験料の支払いや入学金の支払い時期」は 69.9%、「⑧差押え対象の預貯金に対して、「子どもの進学資金である」との主張がある場合」は 69.6%、「⑨生活に必要な物が壊れたなど、急に大きな出費が必要なとき」は 71.1%、「⑩世帯主・世帯員が借金の返済に追われていると主張しているとき」は 66.1%、「⑪その他」は 16.7%である。

「まったく考慮しない。」と回答した割合は、「①生活費が足りないと主張しているとき」は 12.6%、「②生計維持者が失業しているとき」は 7.1%、「③世帯主・世帯員に医療（治療）が必要なとき」は 7.2%、「④世帯主又は世帯員が妊娠しているとき」は 13.8%、「⑤世帯員が死亡したとき」は 9.9%、「⑥子どもがいる世帯において、子どもに支出が必要なとき」は 14.8%、「⑦受験生がいる世帯において、受験料の支払いや入学金の支払い時期」は 17.0%、「⑧差押え対象の預貯金に対して、「子どもの進学資金である」との主張がある場合」は

16.7%、「⑨生活に必要な物が壊れたなど、急に大きな出費が必要なとき」は 15.5%、「⑩世帯主・世帯員が借金の返済に追われていると主張しているとき」は 21.5%、「⑪その他」は 12.9%である。

「その他」では、「自立支援、要介護者、障がい者の場合で、定職に就けない状況にあるとき」、「基本的には、差押えをするにあたり、その差押えの行為が、直接生活を脅かすと判断できる時（特に直前に申し出があったもの）は一時的に差押えを見送る」、「生活保護には該当しないが、それに近い生活状況と判断できる時」、「滞納者が生活保護受給者となった場合」、「換価の猶予や徴収猶予が必要と認める時は職権申請により行う」、「滞納処分等を行う前に予告書を送付して連絡、相談ができる場合は一時的に行わない」、「①～⑩に準じる状況が生じたとき」、「天災による被害を受けたとき」、「世帯主、世帯員の行方不明等」、「資力調査により生活困窮と判断された場合、滞納処分の執行停止とする」、「事前に相談があれば猶予等の納税緩和措置をとり、滞納処分を行わず、分割納付を検討できるが、反応がない場合は預貯金の使途を考慮しない（できない）」、「根拠資料の写しが提出され、一時中断がやむを得ないと判断できる場合」、「換価猶予、徴収猶予を行っているとき」、「個人事業主の場合で事業継続困難の申し出があるとき」、「連絡があり、具体的な案があれば、一時的に行わない」、「滞納処分に準ずるか、それ以上の分納誓約を結んだとき」、「滞納者と連絡がとれていれば、基本的に差押えは行わない」、「コロナ感染、社会情勢による会社の稼働状況」、「生活保護を受給の方（生活困窮）を判断とする」、「収入がない、若しくは収入より出費が多い世帯の数ヶ月分の生活賃金」があげられた。

回答の補足では、「市では滞納分の納付は自主的な納付として納税者の意思に任せている。法による分割納付（徴収、換価の猶予）以外の分割納付はない。従って、法による分割納付以外は自主納付中も法に従い完納するまで差し押さえを継続していく」、「組み合わせによっては、一時的に滞納処分を行わない。滞納処分の停止相当事案となる」、「原則本人の申し出のみで滞納処分を行わないという判断は行っていない。また、滞納処分を一時的に行わないという判断については、世帯主の資力や財産の保有状況など様々な事情を考慮して行っている」、「差押えすべき財産があれば、差押えを執行する」、「差押えの可否については、基本法的に禁止財産かどうか、たとえば預金があっても、その入金が差押え禁止財産である手当かどうかなどの判断による」、「収入がその世帯員数等を確認した時に、差押えとなる金額を上回っているか否かを考慮」、「生活困窮に至る可能性が認められる場合は、執行しない」、「折衝分納から処分へ方向転換」、「相談がなく換価可能な財産が判明した場合は、滞納処分を実施している」、「滞納処分について、相談もなく差押え可能財産があれば基本的に実施する」、「滞納処分は生活状況等勘案のうえ、処分可能と判断した場合に実施する」、「滞納処分を行う場合は、様々な事情を総合的に考慮したうえで実施している」、「納税相談の結果、完納に至る納付計画ができれば、処分を一時的に行わない」、「「単独でも申出があれば、滞納処分を行わない」であっても、確証がなければ考慮しない」、「⑦～⑩差押え前であれば考慮

する、差押え後の申し出は考慮しない」、「法に明記されていないため、一切考慮していない。換価可能なものがあれば滞納処分している」、「本市では、滞納処分については、国税徴収法に基づく厳格な対応が求められる国民健康保険税としている。本人の主張に基づき財産調査を行い実情により判断している。」、「本町では滞納処分まで行う場合、非常に悪質な滞納者に対して行うため、法的な可能額がある場合、事前通知を行い基本的には自主的な納付がない限り実施する」、「本人からの相談もなく、生活状況が分からない人の差押えをしているため、状況によって滞納処分を行わないと判断することはない。滞納処分に事前予告はないので、本人からの相談によって判断はしない」、「本町が差押えをする軍用地は不労所得であるため、問３２のような設問の事態が発生しない限り実施している」、「余剰財産と判断した段階で、基本的には滞納処分を執行し、相談の時期や状況に応じて、事案ごとに配慮している」、「連絡がとれていても、納税相談など来庁の約束、分納約束を守ってもらえない場合は連絡をした上で差し押さえる」、「基本的に本人との面談の中で①から⑪のようなことを聞き取った場合、状況をふまえた納付の約束をする。そのため約束を破った場合は即時処分に移る。本人から①から⑪のような急な納付の遅延、停止を申し出た場合は事実確認の上、一時的に処分を延期する」、「既に差押えを執行している場合は国税徴収法第７９条の解除要件を満たす必要があり、本人からの申し出のみをもって解除する事はない。差押え執行の判断にあたっても、国税徴収法に基づき、本人の財産状況をみている。①から⑪のようなことも判断材料とはなりますが、申し出のみをもって判断としない」、「国保料の納付相談、滞納処分は個々の状況により総合的に判断している」、「納付交渉により一部解除することはある」、「納付相談での聞き取りや財産調査の結果から、総合的に分納の一時中断や滞納処分の執行停止を判断している」、「分割納付、滞納処分について困難だと申し出があれば、金額の相談や期限延長などの対応はしている。申し出が虚偽の場合は、滞納処分など行う。」、「相談時には考慮するが、滞納処分する判断を行う際には、考慮していない。滞納処分後に猶予の要件に該当する場合は、必要に応じて適用しており、考慮することによって、事務が停滞する可能性があるため」、「⑥～⑩基本的に税の納付が優先されると考える。事前に納付相談があり、時期や金額が提示されている場合は考慮する」、「ＦＰ相談を案内する等、他の解決方法も検討する」、「収入自体が無くなったかどうかを重視」、「滞納処分をする前に①から⑪のような内容が確認できていれば「単独では考慮しないが、総合的に判断するときに判断要素となる。」になるが、確認できていないのであれば「まったく考慮しない。」となる」、「状況により考慮する場合もある」、「催告を通じて納税相談に誘導し、分納による定期納付を主とした滞納整理を行っている事から、滞納処分件数は県内市町村平均の 60%程度である。催告無反応者や分納不履行者に対しては公平確保のため滞納処分を執行している。原則、分納履行者には滞納処分は行わない」、「差押えなど滞納処分をする場合の多くは、音信不通になる。設問されているような主張などは行政側に情報が入ってこないのが現状」、「滞納処分が預金など換価可能な債券の差押えをいうのであれば「主張」で判断するのではなく、「主張」と「換価可能な財産」とで検討し処分を判断する」、「滞納処分を行わないということは、執行停止にするということだと捉えて「判断要素となる」を選んでいる」、「特別の事情に該

当する事由や、処分することによって、生活困窮に陥る場合等は考慮する場合はある」、「財産調査をして財産があれば差押をする」、「一時的に行わないというのではなく、執行停止で対応可能か検討する。」、「分納の履行がなく、町への相談がない場合は、預金や給与の差押に至る可能性はある。ただし、その後の相談に応じないわけではない。」、「未処分の段階では問２７と同様だが、給与や預貯金等を差押え後に申し出があった場合は、差押え可能額満額を取り立てずに、状況を考慮した金額を取り立てている」、「差押え財産の種類により、生活困窮にならないのであればどのような場合であっても差押えは行う」、「再三の納付催告に対し反応がない、または、納付可能な状況にもかかわらず、自主的な納付に応じていただけない場合に、滞納処分を実施している」、「調査の結果、相談時の話の内容等により総合的に判断をしている」、「問３２①～⑩のような具体的な事情ではなく、あくまで資産の状況を見て判断する」、「「単独では考慮しないが、総合的に判断するときに判断要素となる。」と回答したものについて「判断要素となる」ではなく「判断材料になる場合がある」と読み替えてください」、「総合的な判断材料とするが、納税相談時に考慮しているため、虚偽申告等が判明した場合は全く考慮しない」、「徴収の緩和制度（徴収の猶予、換価の猶予）に該当すれば一時中断もしくは滞納処分を一時的に行わないと判断している」、「単独の状況だけでなく、総合的に最低生活の維持ができないと認められる場合や、分割納付の申し出があれば、滞納処分は一時的に行わない」、「ひとつの観点で判断することなく、生活状況を総合的に考えて判断している」、「過去の経過によっては、考慮しない場合があり、また、処分後に主張され、解除しない場合がある。」があげられた。

表３－２５－１　滞納処分を一時的に行わないとの判断について（全体）（単位：自治体、％）

		合計	単独でも申出があれば、滞納処分を行わない。	単独では考慮しないが、総合的に判断するときに判断要素となる。	まったく考慮しない。	無回答
①生活費が足りないと主張しているとき	実数	1,096	70	791	138	97
	比率		6.4	72.2	12.6	8.9
②生計維持者が失業しているとき	実数	1,096	155	767	78	96
	比率		14.1	70.0	7.1	8.8

③世帯主・世帯員に医療（治療）が必要なとき	実数	1,096	121	799	79	97
	比率		11.0	72.9	7.2	8.9
④世帯主又は世帯員が妊娠しているとき	実数	1,096	65	783	151	97
	比率		5.9	71.4	13.8	8.9
⑤世帯員が死亡したとき	実数	1,096	135	756	108	97
	比率		12.3	69.0	9.9	8.9
⑥子どもがいる世帯において、子どもに支出が必要なとき	実数	1,096	48	787	162	99
	比率		4.4	71.8	14.8	9.0
⑦受験生がいる世帯において、受験料の支払いや入学金の支払い時期	実数	1,096	44	766	186	100
	比率		4.0	69.9	17.0	9.1
⑧差押え対象の預貯金に対して、「子どもの進学資金である」との主張がある場合	実数	1,096	51	763	183	99
	比率		4.7	69.6	16.7	9.0
⑨生活に必要な物が壊れたなど、急に大きな出費が必要なとき	実数	1,096	48	779	170	99
	比率		4.4	71.1	15.5	9.0
⑩世帯主・世帯員が借金の返済に追われていると主張しているとき	実数	1,096	39	724	236	97
	比率		3.6	66.1	21.5	8.9
⑪その他	実数	1,096	15	183	141	757
	比率		1.4	16.7	12.9	69.1

表３－２５－２　滞納処分を一時的に行わないとの判断について（規模別）　（単位：自治体、％）

	被保険者数規模別		合計	単独でも申出があれば、滞納処分を行わない。	単独では考慮しないが、総合的に判断するときに判断要素となる。	まったく考慮しない。	無回答
①生活費が足りないと主張しているとき	A	実数	653	49	456	92	56
		比率		7.5	69.8	14.1	8.6
	B	実数	339	17	254	38	30
		比率		5.0	74.9	11.2	8.8
	C	実数	49	3	36	5	5
		比率		6.1	73.5	10.2	10.2
	D	実数	17	0	16	0	1
		比率		0.0	94.1	0.0	5.9
	E	実数	22	1	15	1	5
		比率		4.5	68.2	4.5	22.7
	F	実数	16	0	14	2	0
		比率		0.0	87.5	12.5	0.0
②生計維持者が失業しているとき	A	実数	653	106	444	48	55
		比率		16.2	68.0	7.4	8.4
	B	実数	339	42	243	24	30
		比率		12.4	71.7	7.1	8.8
	C	実数	49	4	38	2	5
		比率		8.2	77.6	4.1	10.2
	D	実数	17	0	15	1	1
		比率		0.0	88.2	5.9	5.9
	E	実数	22	2	14	1	5
		比率		9.1	63.6	4.5	22.7
	F	実数	16	1	13	2	0
		比率		6.3	81.3	12.5	0.0

③世帯主・世帯員に医療（治療）が必要なとき	A	実数	653	84	460	54	55
		比率		12.9	70.4	8.3	8.4
	B	実数	339	29	259	20	31
		比率		8.6	76.4	5.9	9.1
	C	実数	49	5	37	2	5
		比率		10.2	75.5	4.1	10.2
	D	実数	17	0	16	0	1
		比率		0.0	94.1	0.0	5.9
	E	実数	22	2	14	1	5
		比率		9.1	63.6	4.5	22.7
	F	実数	16	1	13	2	0
		比率		6.3	81.3	12.5	0.0
④世帯主又は世帯員が妊娠しているとき	A	実数	653	50	449	98	56
		比率		7.7	68.8	15.0	8.6
	B	実数	339	10	258	41	30
		比率		2.9	76.1	12.1	8.8
	C	実数	49	3	34	7	5
		比率		6.1	69.4	14.3	10.2
	D	実数	17	0	15	1	1
		比率		0.0	88.2	5.9	5.9
	E	実数	22	1	14	2	5
		比率		4.5	63.6	9.1	22.7
	F	実数	16	1	13	2	0
		比率		6.3	81.3	12.5	0.0
⑤世帯員が死亡したとき	A	実数	653	91	440	67	55
		比率		13.9	67.4	10.3	8.4
	B	実数	339	32	242	34	31
		比率		9.4	71.4	10.0	9.1
	C	実数	49	6	34	4	5
		比率		12.2	69.4	8.2	10.2
	D	実数	17	1	15	0	1
		比率		5.9	88.2	0.0	5.9
	E	実数	22	3	13	1	5
		比率		13.6	59.1	4.5	22.7
	F	実数	16	2	12	2	0
		比率		12.5	75.0	12.5	0.0

⑥子どもがいる世帯において、子どもに支出が必要なとき	A	実数	653	38	453	105	57
		比率		5.8	69.4	16.1	8.7
	B	実数	339	7	255	46	31
		比率		2.1	75.2	13.6	9.1
	C	実数	49	1	35	8	5
		比率		2.0	71.4	16.3	10.2
	D	実数	17	0	16	0	1
		比率		0.0	94.1	0.0	5.9
	E	実数	22	1	15	1	5
		比率		4.5	68.2	4.5	22.7
	F	実数	16	1	13	2	0
		比率		6.3	81.3	12.5	0.0
⑦受験生がいる世帯において、受験料の支払いや入学金の支払い時期	A	実数	653	36	440	120	57
		比率		5.5	67.4	18.4	8.7
	B	実数	339	5	249	54	31
		比率		1.5	73.5	15.9	9.1
	C	実数	49	1	34	9	5
		比率		2.0	69.4	18.4	10.2
	D	実数	17	0	16	0	1
		比率		0.0	94.1	0.0	5.9
	E	実数	22	1	15	1	5
		比率		4.5	68.2	4.5	22.7
	F	実数	16	1	12	2	1
		比率		6.3	75.0	12.5	6.3
⑧差押え対象の預貯金に対して、「子どもの進学資金である」との主張がある場合	A	実数	653	38	447	112	56
		比率		5.8	68.5	17.2	8.6
	B	実数	339	10	240	58	31
		比率		2.9	70.8	17.1	9.1
	C	実数	49	2	33	9	5
		比率		4.1	67.3	18.4	10.2
	D	実数	17	0	15	1	1
		比率		0.0	88.2	5.9	5.9

	E	実数	22	1	15	1	5
		比率		4.5	68.2	4.5	22.7
	F	実数	16	0	13	2	1
		比率		0.0	81.3	12.5	6.3
⑨生活に必要な物が壊れたなど、急に大きな出費が必要なとき	A	実数	653	35	447	115	56
		比率		5.4	68.5	17.6	8.6
	B	実数	339	10	253	45	31
		比率		2.9	74.6	13.3	9.1
	C	実数	49	2	36	6	5
		比率		4.1	73.5	12.2	10.2
	D	実数	17	0	16	0	1
		比率		0.0	94.1	0.0	5.9
	E	実数	22	1	14	2	5
		比率		4.5	63.6	9.1	22.7
	F	実数	16	0	13	2	1
		比率		0.0	81.3	12.5	6.3
⑩世帯主・世帯員が借金の返済に追われていると主張しているとき	A	実数	653	31	421	146	55
		比率		4.7	64.5	22.4	8.4
	B	実数	339	6	231	72	30
		比率		1.8	68.1	21.2	8.8
	C	実数	49	1	31	12	5
		比率		2.0	63.3	24.5	10.2
	D	実数	17	0	13	3	1
		比率		0.0	76.5	17.6	5.9
	E	実数	22	1	15	1	5
		比率		4.5	68.2	4.5	22.7
	F	実数	16	0	13	2	1
		比率		0.0	81.3	12.5	6.3
⑪その他	A	実数	653	9	107	88	449
		比率		1.4	16.4	13.5	68.8
	B	実数	339	4	58	41	236
		比率		1.2	17.1	12.1	69.6
	C	実数	49	1	8	7	33
		比率		2.0	16.3	14.3	67.3

	D	実数	17	0	3	3	11
		比率		0.0	17.6	17.6	64.7
	E	実数	22	1	6	1	14
		比率		4.5	27.3	4.5	63.6
	F	実数	16	0	1	1	14
		比率		0.0	6.3	6.3	87.5

（26）　平成２９年度～令和３年度に国民健康保険料（税）に対する滞納処分として、滞納者の物又は住居その他の場所の捜索を行った実績の有無について（問 33）

表３－２６は、平成２９年度から令和３年度までに国民健康保険料（税）の滞納処分として、滞納者の物又は住居その他の場所の捜索を行った実績の有無を示している。実績があると回答した割合は、46.5%である。

回答の補足では、「○○県税事務所との共同により実施」、「差し押さえを目的とした捜索ではなく、執行停止目的での捜索を行った」、「市単独での実績なしだが、滞納分を移管している○○租税債権管理機構（一部事務組合）での実績あり」、「捜索は行ったが、必ずしも国保税の処分のためとは限らない。他税目と合わせて実施している」、「「捜索」とは換価価値のあるもの（テレビ等）を差し押さえる前提という意味で回答している」があげられた。

表３－２６　国民健康保険料（税）に対する滞納処分として
捜索を行った実績の有無　　（単位：自治体、%）

		合計	ある	ない	無回答
全体	実数	1,096	510	512	74
	比率		46.5	46.7	6.8
被保険者数規模別	A	653	263	342	48
			40.3	52.4	7.4
	B	339	203	117	19
			59.9	34.5	5.6
	C	49	25	20	4
			51.0	40.8	8.2
	D	17	7	10	0
			41.2	58.8	0.0
	E	22	8	11	3
			36.4	50.0	13.6
	F	16	4	12	0
			25.0	75.0	0.0

(27)　国民健康保険料（税）に対する滞納処分の停止（執行停止）について

１）　国民健康保険料（税）に対して滞納処分の停止の決定をした場合、滞納者に対して滞納処分の停止の通知を書面により行っているかについて（問 34-1）

表３－２７－１は、国民健康保険料（税）に対して滞納処分の停止の決定をした場合、滞納者に対して滞納処分の停止の通知を書面により行っているかを示している。「行っている」と回答した割合は、31.7%である。

回答の補足では、「滞納者より発行依頼があり、又は停止について告知済みの場合は通知することがある。」、「通知は法律要件」、「滞納処分の停止（執行停止）は行っていない」、「徴収対策上回答しかねる」、「ケースによる」、「法を承知した上で。」、「未回答としています」、「行政運営情報につき回答を控える。」、「回答は差し控えます。」があげられた。

表３－２７－１　滞納処分の停止の書面による通知　（単位：自治体、%）

		合計	行っている	行っていない	無回答
全体	実数	1,096	347	647	102
	比率		31.7	59.0	9.3
被保険者数規模別	A	653	214	381	58
			32.8	58.3	8.9
	B	339	92	216	31
			27.1	63.7	9.1
	C	49	19	23	7
			38.8	46.9	14.3
	D	17	5	11	1
			29.4	64.7	5.9
	E	22	6	11	5
			27.3	50.0	22.7
	F	16	11	5	0
			68.8	31.3	0.0

２）　滞納処分の停止を書面で通知することで、納付意識が低下するおそれがあるとの考えについて（問 34-2）

表３－２７－２は、滞納処分の停止を書面で通知することで、納付意識が低下するおそれがあるとの考えがあるかを示している。本設問は、通知している自治体もしていない自

治体も回答する形式をとった。「ある」と回答した割合は、72.6%である。

回答の補足では、「他の住民に及ぼす影響を危惧する。」、「事実上納付義務の一部を停止しているため、納付意識の低下が懸念される」、「地方税法第１５条の７に基づく取扱であるため、どちらの場合もあり得る。」、「納付意識が低下するおそれがあることを踏まえて、通知しないケースもあり」があげられた。

表３－２７－２　滞納処分の停止を書面で通知することによる
納付意識の低下への危惧　（単位：自治体、%）

		合計	ある	ない	無回答
全体	実数	1,096	796	217	83
	比率		72.6	19.8	7.6
被保険者数規模別	A	653	477	126	50
			73.0	19.3	7.7
	B	339	255	61	23
			75.2	18.0	6.8
	C	49	28	15	6
			57.1	30.6	12.2
	D	17	14	2	1
			82.4	11.8	5.9
	E	22	14	5	3
			63.6	22.7	13.6
	F	16	8	8	0
			50.0	50.0	0.0

３）　国民健康保険料（税）の滞納処分の停止（執行停止）について（問 34-3）

表３－２７－３－１及び表３－２７－３－２は、国民健康保険料（税）の滞納処分の停止（執行停止）について、①～④の考えがあるかを示している。「ある」と回答した割合は、「①不納欠損に繋がるため、進んで行うことができない」は 19.3%、「②負担の公平性に反する」は 41.5%、「③滞納者の資力の回復や生活再建に効果的である」は 68.9%、「④適切な滞納処分の停止は、実益のない滞納整理による業務負担を削減し、徴収業務の効率化を図ることができる」は 84.7%である。

回答の補足では、「③税が生活に影響を及ぼすということはないので生活水準に変化はない。現年度分が納付しきれないため、結果的に執行停止を繰り返す事になる。」があげられた。

表３－２７－３－１　国民健康保険料（税）の滞納処分の停止についての考え（全体）　（単位：自治体、%）

		合計	ある	ない	無回答
①不納欠損に繋がるため、進んで行うことができない	実数	1,096	212	788	96
	比率		19.3	71.9	8.8
②負担の公平性に反する	実数	1,096	455	541	100
	比率		41.5	49.4	9.1
③滞納者の資力の回復や生活再建に効果的である	実数	1,096	755	246	95
	比率		68.9	22.4	8.7
④適切な滞納処分の停止は、実益のない滞納整理による業務負担を削減し、徴収業務の効率化を図ることができる	実数	1,096	928	74	94
	比率		84.7	6.8	8.6

表３－２７－３－２　国民健康保険料（税）の滞納処分の停止についての考え（規模別）　（単位：自治体、%）

	被保険者数規模別		合計	ある	ない	無回答
①不納欠損に繋がるため、進んで行うことができない	A	実数	653	156	437	60
		比率		23.9	66.9	9.2
	B	実数	339	46	269	24
		比率		13.6	79.4	7.1
	C	実数	49	5	38	6
		比率		10.2	77.6	12.2
	D	実数	17	0	16	1
		比率		0.0	94.1	5.9
	E	実数	22	1	16	5
		比率		4.5	72.7	22.7
	F	実数	16	4	12	0
		比率		25.0	75.0	0.0
②負担の公平性に反する	A	実数	653	304	285	64
		比率		46.6	43.6	9.8

	B	実数	339	120	196	23
		比率		35.4	57.8	6.8
	C	実数	49	14	29	6
		比率		28.6	59.2	12.2
	D	実数	17	5	11	1
		比率		29.4	64.7	5.9
	E	実数	22	4	12	6
		比率		18.2	54.5	27.3
	F	実数	16	8	8	0
		比率		50.0	50.0	0.0
③滞納者の資力の回復や生活再建に効果的である	A	実数	653	432	163	58
		比率		66.2	25.0	8.9
	B	実数	339	249	65	25
		比率		73.5	19.2	7.4
	C	実数	49	35	8	6
		比率		71.4	16.3	12.2
	D	実数	17	15	1	1
		比率		88.2	5.9	5.9
	E	実数	22	15	2	5
		比率		68.2	9.1	22.7
	F	実数	16	9	7	0
		比率		56.3	43.8	0.0
④適切な滞納処分の停止は、実益のない滞納整理による業務負担を削減し、徴収業務の効率化を図ることができる	A	実数	653	540	54	59
		比率		82.7	8.3	9.0
	B	実数	339	304	12	23
		比率		89.7	3.5	6.8
	C	実数	49	41	2	6
		比率		83.7	4.1	12.2
	D	実数	17	16	0	1
		比率		94.1	0.0	5.9
	E	実数	22	16	1	5
		比率		72.7	4.5	22.7
	F	実数	16	11	5	0
		比率		68.8	31.3	0.0

４）　国民健康保険料（税）に対して滞納処分の停止を行う場合、原則として滞納者の物又は住居その他の場所の捜索を行わなければならないとの取扱いの有無について（問 34-4）

表３－２７－４は、国民健康保険料（税）に対して滞納処分の停止を行う場合、原則として滞納者の物又は住居その他の場所の捜索を行わなければならないとの取扱いがあるかを示している。「ある」と回答した割合は、6.6%である。

回答の補足では、「取扱はないが、実務上捜索等を行わないと滞納処分の停止を行っていない」、「倫理的には行わなければならないが、マニュアル化していない。実状できていない」、「行政運営情報につき回答を控える」、「ケースによる。」、「滞納額１００万円以上で差押えをしていないものは原則捜索を必要としている。」、「取扱いをマニュアルと解釈して「ない」と回答」、「国税徴収法第１４２条に基づく取扱を行っている」があげられた。

表３－２７－４　滞納処分の停止と捜索　　（単位：自治体、%）

		合計	ある	ない	無回答
全体	実数	1,096	72	924	100
	比率		6.6	84.3	9.1
被保険者数規模別	A	653	49	539	65
			7.5	82.5	10.0
	B	339	18	297	24
			5.3	87.6	7.1
	C	49	2	42	5
			4.1	85.7	10.2
	D	17	0	17	0
			0.0	100.0	0.0
	E	22	0	16	6
			0.0	72.7	27.3
	F	16	3	13	0
			18.8	81.3	0.0

５）　国民健康保険料（税）に対する滞納処分の停止の基準の有無について（問 34-5）

表３－２７－５は、国民健康保険料（税）に対する滞納処分の停止の基準の有無及び何で基準が示されているかを示している。本設問では、「要綱や内規等である」と「マニュアル等の引き継ぎレベルである」の両方が選択されている場合は、「要綱や内規等である」を優先とした。「要綱や内規等である」は 39.7%、「マニュアル等の引き継ぎレベルである」は 33.1%、「ない」は 14.4%、「その他」は 5.2%である。

「その他」では、「国税徴収法及び地方税法に基づき判断する」、「適宜相手に合わせる

ため、規定等はない」、「マニュアル（引き継ぎレベルではない）」、「他市町村の要綱や内規を参考にしている」、「独自の調査書により判定」、「徴収事務提要（国税庁）及び国税徴収法基本通達を引用する」、「参考図書」、「条例」、「県の指針に基づいて判断している」、「必要な財産調査を行った上で事案毎に決議している」、「国民健康保険税としてのマニュアルはなく、他の市税（料）と同様の基準がある」、「他市町と共有する事務処理基準」、「給与の差押え禁止額の基準を参考」、「○○県滞納整理機構の判断・助言を参考に処分を実施」、「歳入管理官通達」、「過去の執行停止決議書を参考にしている」、「対象者ごとに調査して総合的に判断している」、「捜索、調査の結果を踏まえ、徴税吏員が個別に判断」、「課内での話し合いによる総合的な判断」があげられた。

回答の補足では、「○○市滞納処分の執行停止事務処理基準による」、「○○市債権管理マニュアル」、「令和４年度策定予定」、「作成中」、「作成予定」、「内規制定予定」、「要綱制定作業中」、「要綱等作成中」、「令和４年度中に要綱作成予定」、「地方税法の規定」、「内部情報につき回答を差し控えます」があげられた。

表３－２７－５　国民健康保険料（税）に対する
滞納処分の停止の基準の有無　　（単位：自治体、％）

		合計	要綱や内規等である	マニュアル等の引き継ぎレベルである	ない	その他	無回答
全体	実数	1,096	435	363	158	57	83
	比率		39.7	33.1	14.4	5.2	7.6
被保険者数規模別	A	653	246	203	113	40	51
			37.7	31.1	17.3	6.1	7.8
	B	339	141	128	31	15	24
			41.6	37.8	9.1	4.4	7.1
	C	49	17	18	9	1	4
			34.7	36.7	18.4	2.0	8.2
	D	17	12	5	0	0	0
			70.6	29.4	0.0	0.0	0.0
	E	22	14	3	1	0	4
			63.6	13.6	4.5	0.0	18.2
	F	16	5	6	4	1	0
			31.3	37.5	25.0	6.3	0.0

（28）国民健康保険料（税）滞納者に対する行政サービスの実施について（問 35）

表３－２８－１及び表３－２８－２は、国民健康保険料（税）を滞納していることを理由に、滞納者に対する行政サービスが制限されるかを「している」、「していない」、「事業実施なし」で示している。本設問では、「給付の一時差し止め」とは、国民健康保険法第 63 条の 2 の規定によるものをいう。「している」と回答した割合は、①資格証明書の発行は 71.4%、②短期被保険者証の発行は 94.5%、③70 歳未満の限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証の発行停止は 57.9%、④給付の一時差し止めは 24.8%、⑤出産育児一時金の差し止めは 8.2%、⑥特定健診の補助停止は 3.8%、⑦人間ドックの補助停止は 36.8%、⑧脳ドックの補助停止は 26.3%、⑨トレーニングルームや保養施設（温泉施設等）の利用助成の停止は 3.0%、⑩医療費助成の差し止めは 5.8%、⑪特定不妊治療費助成の差し止めは 15.6%、⑫その他は 3.3%である。

「その他」では、「高額療養費貸付の停止」、「出産育児一時金前渡し金の助成停止」、「太陽光パネルの設置補助の停止」、「コンクリートブロック撤去補助の停止」、「結婚祝い金や子どもの誕生祝い金等の市町村単独の補助事業」、「市営墓地使用許可」、「障がい者医療費受給者現物給付差し止め」、「各種補助金等交付要綱による」、「公営住宅の入居申し込み」、「各種補助金等の申請などを制限」、「はり、きゅう、あんまマッサージ指圧施術（保険適用外）利用助成」、「当市では賦課年度の 3 月 31 日において 18 歳未満の被保険者のうち 3 人目以降に係る均等割額を減免している。（要申請）減免の要件に前年度の国民健康保険税、市・県民税、固定資産税に未納がないこと（世帯主のみ）がある。」、「国の教育ローンの利子補給の交付。」、「生活バス路線維持等対策事業補助金」、「留学生地域交流支援事業補助金」、「婚活支援事業補助金」、「不妊治療費助成金」、「不育治療費助成金」、「三世代ファミリー同居・近居促進事業補助金」、「地域介護・福祉空間整備等事業費補助金」、「介護基盤施設等整備補助金」、「保健衛生等事業補助金」、「人間ドック検査費用助成金」、「生ゴミ処理設備設置事業補助金」、「坂網猟後継者育成支援事業補助金」、「企業立地促進補助金」、「商工振興事業補助金」、「観光振興事業補助金」、「勤労者福祉雇用促進事業補助金」、「未組織労働者信用保証料補給金」、「農林漁業振興事業補助金」、「農業近代化資金利子補給金」、「農業経営基盤強化資金利子補給金」、「農業次世代人材投資資金交付事業」、「経営体育成支援事業費補助金」、「農業振興と企業誘致の調和に関する事業費補助金」、「農地集積協力金」、「漁業近代化資金利子補給金」、「がけ地防災工事等補助金」、「〇〇市住宅用太陽光発電システム設置事業及び住宅用リチウムイオン蓄電池設置事業補助金」、「木造物耐震改修促進事業補助金」、「景観整備事業補助金」、「伝統的建造物群保存地区整備事業補助金」、「町屋再生事業補助金」、「屋外広告物撤去事業補助金」、「移住住宅取得助成事業補助金」、「若年層定住住宅取得助成事業補助金」、「合併処理浄化槽等設置事業補助金」、「下水道接続促進事業補助金」、「育英資金貸与」、「公害防止施設整備資金融資」、「産業振興資金融資」、「地域総合整備資金貸し付け」、「水洗便所等改造資金貸し付け及び融資」、「排水設備等改造資金融資及び利子補給金」、「合併処理浄化槽設置資金貸し付け」、「市営住宅入居者資格」、「指定配食サービス事業者指定」、「ふるさと納税返礼品提供事業者資格」、「建設工事等の競争入札参加資格」、「建築物等の管理業務

の競争入札参加資格」、「廃棄物処理手数料の収納の委託」、「下水道指定工事店指定」、「指定排水装置工事業者の指定」、「一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可」、「地域福祉計画推進事業」、「介護慰労金支給事業」、「自主防災組織育成強化特別推進事業補助金（地域防災人材育成）」、「○○市移住支援金」、「新しい働き方移住支援金」、「リモートワーク活動支援金」、「国民健康保険一日人間ドック助成事業」、「後期高齢者一日人間ドック助成事業」、「後期高齢者脳ドック助成事業」、「市民活動活性化支援事業」、「生ごみ処理機等購入助成金」、「合併処理浄化槽設置整備事業」、「社会福祉協議会補助金」、「社会福祉施設等整備費補助金」、「障がい者等の社会活動参加支援事業」、「知的障害児・知的障害者の育成及び福祉増進援助事業補助金」、「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付事業」、「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業」、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」、「保育士資格取得支援事業」、「幼稚園教諭免許状取得支援事業」、「保育所等地域活動事業」、「看護職員確保対策事業補助金」、「公衆浴場施設衛生管理事業補助金」、「○○フィールドスタディ支援事業」、「商店街活動支援事業助成金」、「商店街空き店舗リノベーション支援事業補助金」、「○○市ビジネススクール運営補助金」、「労働者福祉増進事業（補助金）」、「○○中核工業団地賃貸型企業立地促進費補助金」、「障がい者雇用促進事業（短期職場実習事業等補助金）」、「サテライトオフィストライアル補助金」、「事業継続支援緊急対策事業補助金（家賃支援）」、「事業継続支援緊急対策事業助成金（自己所有物件事業者支援）」、「商工業振興条例助成金」、「経営改善普及事業等補助金」、「小中企業連携組織等支援事業補助金」、「事業活動応援資金支援（県融資制度協調支援）補助金」、「経営安定化資金支援（県融資制度協調支援）補助金」、「ふるさとものづくり支援事業補助金」、「地域貢献人材活用促進補助金」、「○○市新事業チャレンジ支援補助金」、「観光コンベンション推進事業補助金」、「○○開催事業補助金」、「宿泊施設緊急対策支援金」、「新規就農者定着化支援事業費補助金」、「地域振興作物等産地化推進事業補助金」、「転作営農集団育成事業補助金」、「トマトハウス整備事業補助金」、「稲わら収集機整備事業補助金」、「グリーン・ブルーツーリズム活動促進事業」、「○○市スマート農業チャレンジ事業」、「水田農業高度化推進事業」、「収入保険加入促進事業」、「移住就農支援事業」、「特産果樹産地育成・ブランド確立事業補助金」、「りんご園防風網張替支援事業」、「生産者第６次産業化支援事業補助金」、「ふるさと納税進呈品導入支援事業補助金」、「森林整備地域活動支援交付金」、「民間バス事業者緊急対策支援金」、「タクシー事業者等緊急対策支援金」、「市営住宅入居者申込資格」、「市営住宅駐車場申込資格」、「○○地区第一種市街地再開発事業補助金」、「○○地区優良建築物等整備事業補助金」、「○○地区一般保留地購入費助成事業」、「○○地区一般保留地販売促進助成事業」、「木造住宅耐震診断支援事業」、「木造住宅耐震改修支援事業」、「耐震診断義務化建築物耐震改修工事支援事業」、「民間建築物アスベスト対策普及啓発事業」、「○○市ブロック塀等耐震改修支援事業」、「除雪オペレーター担い手育成支援事業」、「○○地区バドミントン移住学生支援金」、「高齢者世帯等冬期除雪サービス」、「職業能力開発資金貸与事業」、「地域総合整備資金貸付事業」、「地場産業振興資金保証融資」、「協同組合等振興資金融資」、「融雪施設設置支援制度」、「屋根雪処理施設設置支援制度」、「水洗便所改造等工事支援制度」、「行政財産目的外使用及び普通財産貸付」、「生産性

向上特別措置法関係計画認定事務」、「企業立地奨励制度の奨励金の交付。」、「市営住宅の入居」、「雨水浸透施設等設置助成金」、「スマートハウス関連施設設置補助金等の補助金」、「市営住宅の入居資格がない」、「水中健康教室への参加」、「独自インセンティブ（健康づくり推進奨励賞）支給停止」、「高齢者タクシー料金助成」、「離島高校生修学支援補助金」、「離島小中学生交通費助成」、「事業補助金」、「一般不妊治療支援」、「不妊治療支援」、「妊産婦医療費助成」、「弱視等治療用眼鏡給付」、「妊婦医療交通費助成」、「子どもの食と居場所づくり支援事業補助金」、「創業支援」、「空き店舗等活用事業費補助金」、「農作物有害獣防止対策事業補助金」、「狩猟免許取得費等補助金」、「住宅リフォーム助成金」、「スマートエネルギー導入補助金」、「特定不妊治療費助成について、夫婦の所得が７３０万円以上の場合（市単独事業）は、滞納者への助成は行っていない」、「浄化槽設置整備事業費補助金の差し止め」、「スズメバチ駆除費補助金の差し止め」、「定住促進住宅改修補助金の差し止め」、「中古住宅取得補助金の差し止め」、「保育士就職緊急支援金の差し止め」、「移住者住宅取得奨励金の差し止め」、「ブロック塀撤去費補助金の差し止め」、「水洗便所改造補助金の差し止め」、「保育士生活貸付金の差し止め」、「海外展開支援事業費補助金の差し止め」、「新婚の方への定住促進奨励金」、「定住促進補助金の補助停止」、「土木費補助事業の災害補助金の補助停止」、「高額療養費の自動支給の停止」、「町の町政サービスの停止」、「公営住宅への入居条件」、「生ゴミ処理助成制度の対象条件」、「市から市民に対して交付される各種補助金」、「集落排水処理施設接続推進事業補助金」、「排水設備接続等資金貸し付け」、「公共下水接続促進補助金」、「融資」、「健康ポイント事業（健診の受診状況に応じ、クオカード等の景品を贈呈）の抽選から除外」、「葬祭費支給の一部停止」があげられた。

回答の補足では、「③⑦⑩については資格証明書が発行されている世帯を除く」、「③は「特別事情」の届け出があれば審査を経て発行。④療養費、高額療養費について、給付額のうち任意で国保税に充当してもらっている」、「④⑤が発生した場合は税へ充当している」、「④⑤については、本人同意が取れれば納税に充てている」、「新型コロナウイルスの影響を考慮し、令和２年度以降は資格証明書の発行なし。」、「資格証明書の発行については制度上存在するが、実績なし」、「③資格証明書の対象者のみ」、「③特別な事情により交付」、「③標準負担額認定証のみ発行可」、「③④⑤については、要領、要綱等で滞納者の取り扱いについて規定されているが、現状は殆どが特別の事情の届出をしてもらい、交付、給付している。また③については、納税担当課との相談により、納税計画が不十分で「交付不適当」と判断された場合は「適当」と判断されるまで交付していない」、「③について、食事療養標準負担額減額認定証は交付している。」、「③については、納税相談実施後に交付している」、「給付の差し止めは行っていないが、給付申請時、保険料の納付相談を行っている。」、「④⑤条例上規定はあるが、実際に差し止めをしているケースはほとんどない」、「⑥短期被保険者証が交付されていれば補助可」、「⑦⑧人間ドックは原則保険料に滞納があった場合、対象外としているが、納付相談、納付指導において取り決めた支払い方法で誠意を持って履行している場合は対象者とする」、「⑪助成対象者の案件中「補助金交付申請において、夫婦共に市税滞納がないこと」の記載あり」、「③・④は短期証を対

象、資格証対象者への認定証発行及び保険給付は行っていない。ただし、資格証対象者の保険給付については特別療養費の申請により償還可能。⑤について資格証対象者への支給申請、実績はなし。」、「⑪現時点では該当はいないが、税務課に照会ができるため滞納があれば差し止められる」、「短期証、資格証以外の滞納者に対するサービスの停止の有無について公表していない」があげられた。

表３－２８－１　滞納者に対する行政サービスの制限（全体）　　（単位：自治体、%）

		合計	している	していない	事業実施なし	無回答
①資格証明書の発行	実数	1,096	783	271		42
	比率		71.4	24.7		3.8
②短期被保険者証の発行	実数	1,096	1036	25		35
	比率		94.5	2.3		3.2
③70 歳未満の限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証の発行停止	実数	1,096	635	402		59
	比率		57.9	36.7		5.4
④給付の一時差し止め	実数	1,096	272	762		62
	比率		24.8	69.5		5.7
⑤出産育児一時金の差し止め	実数	1,096	90	918	25	63
	比率		8.2	83.8	2.3	5.7
⑥特定健診の補助停止	実数	1,096	42	957	32	65
	比率		3.8	87.3	2.9	5.9
⑦人間ドックの補助停止	実数	1,096	403	458	174	61
	比率		36.8	41.8	15.9	5.6
⑧脳ドックの補助停止	実数	1,096	288	379	367	62
	比率		26.3	34.6	33.5	5.7
⑨トレーニングルームや保養施設（温泉施設等）の利用助成の停止	実数	1,096	33	485	509	69
	比率		3.0	44.3	46.4	6.3
⑩医療費助成の差し止め	実数	1,096	64	870	85	77
	比率		5.8	79.4	7.8	7.0
⑪特定不妊治療費助成の差し止め	実数	1,096	171	599	240	86
	比率		15.6	54.7	21.9	7.8
⑫その他	実数	1,096	36	305		755
	比率		3.3	27.8		68.9

表３－２８－２　滞納者に対する行政サービスの制限（規模別）　（単位：自治体、%）

	被保険者数規模別		合計	している	していない	事業実施なし	無回答
①資格証明書の発行	A	実数	653	424	200		29
		比率		64.9	30.6		4.4
	B	実数	339	269	60		10
		比率		79.4	17.7		2.9
	C	実数	49	40	6		3
		比率		81.6	12.2		6.1
	D	実数	17	17	0		0
		比率		100.0	0.0		0.0
	E	実数	22	21	1		0
		比率		95.5	4.5		0.0
	F	実数	16	12	4		0
		比率		75.0	25.0		0.0
②短期被保険者証の発行	A	実数	653	609	19		25
		比率		93.3	2.9		3.8
	B	実数	339	329	3		7
		比率		97.1	0.9		2.1
	C	実数	49	45	1		3
		比率		91.8	2.0		6.1
	D	実数	17	17	0		0
		比率		100.0	0.0		0.0
	E	実数	22	21	1		0
		比率		95.5	4.5		0.0
	F	実数	16	15	1		0
		比率		93.8	6.3		0.0
③70 歳未満の限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証の発行停止	A	実数	653	358	253		42
		比率		54.8	38.7		6.4
	B	実数	339	215	112		12
		比率		63.4	33.0		3.5

	C	実数	49	33	14		2
		比率		67.3	28.6		4.1
	D	実数	17	12	5		0
		比率		70.6	29.4		0.0
	E	実数	22	13	7		2
		比率		59.1	31.8		9.1
	F	実数	16	4	11		1
		比率		25.0	68.8		6.3
④給付の一時差し止め	A	実数	653	171	440		42
		比率		26.2	67.4		6.4
	B	実数	339	71	253		15
		比率		20.9	74.6		4.4
	C	実数	49	13	33		3
		比率		26.5	67.3		6.1
	D	実数	17	6	11		0
		比率		35.3	64.7		0.0
	E	実数	22	7	14		1
		比率		31.8	63.6		4.5
	F	実数	16	4	11		1
		比率		25.0	68.8		6.3
⑤出産育児一時金の差し止め	A	実数	653	66	524	19	44
		比率		10.1	80.2	2.9	6.7
	B	実数	339	19	301	4	15
		比率		5.6	88.8	1.2	4.4
	C	実数	49	1	46	0	2
		比率		2.0	93.9	0.0	4.1
	D	実数	17	2	15	0	0
		比率		11.8	88.2	0.0	0.0
	E	実数	22	2	19	0	1
		比率		9.1	86.4	0.0	4.5
	F	実数	16	0	13	2	1
		比率			81.3	12.5	6.3
⑥特定健診の補助停止	A	実数	653	32	553	23	45
		比率		4.9	84.7	3.5	6.9
	B	実数	339	9	310	4	16
		比率		2.7	91.4	1.2	4.7

	C	実数	49	1	46	0	2
		比率		2.0	93.9	0.0	4.1
	D	実数	17	0	16	1	0
		比率		0.0	94.1	5.9	0.0
	E	実数	22	0	18	3	1
		比率		0.0	81.8	13.6	4.5
	F	実数	16	0	14	1	1
		比率			87.5	6.3	6.3
⑦人間ドックの補助停止	A	実数	653	217	306	89	41
		比率		33.2	46.9	13.6	6.3
	B	実数	339	159	112	53	15
		比率		46.9	33.0	15.6	4.4
	C	実数	49	18	17	12	2
		比率		36.7	34.7	24.5	4.1
	D	実数	17	5	6	6	0
		比率		29.4	35.3	35.3	0.0
	E	実数	22	4	8	8	2
		比率		18.2	36.4	36.4	9.1
	F	実数	16	0	9	6	1
		比率		0.0	56.3	37.5	6.3
⑧脳ドックの補助停止	A	実数	653	150	260	201	42
		比率		23.0	39.8	30.8	6.4
	B	実数	339	120	88	117	14
		比率		35.4	26.0	34.5	4.1
	C	実数	49	13	14	20	2
		比率		26.5	28.6	40.8	4.1
	D	実数	17	4	4	9	0
		比率		23.5	23.5	52.9	0.0
	E	実数	22	1	5	13	3
		比率		4.5	22.7	59.1	13.6
	F	実数	16	0	8	7	1
		比率		0.0	50.0	43.8	6.3
⑨トレーニングルームや保養施設（温泉施設等）の利用助成の停止	A	実数	653	15	310	279	49
		比率		2.3	47.5	42.7	7.5
	B	実数	339	12	130	182	15
		比率		3.5	38.3	53.7	4.4

	C	実数	49	4	16	27	2
		比率		8.2	32.7	55.1	4.1
	D	実数	17	0	7	10	0
		比率		0.0	41.2	58.8	0.0
	E	実数	22	2	12	6	2
		比率		9.1	54.5	27.3	9.1
	F	実数	16	0	10	5	1
		比率			62.5	31.3	6.3
⑩医療費助成の差し止め	A	実数	653	49	503	48	53
		比率		7.5	77.0	7.4	8.1
	B	実数	339	13	281	28	17
		比率		3.8	82.9	8.3	5.0
	C	実数	49	1	41	4	3
		比率		2.0	83.7	8.2	6.1
	D	実数	17	0	14	3	0
		比率		0.0	82.4	17.6	0.0
	E	実数	22	0	18	1	3
		比率		0.0	81.8	4.5	13.6
	F	実数	16	1	13	1	1
		比率		6.3	81.3	6.3	6.3
⑪特定不妊治療費助成の差し止め	A	実数	653	98	377	118	60
		比率		15.0	57.7	18.1	9.2
	B	実数	339	68	154	98	19
		比率		20.1	45.4	28.9	5.6
	C	実数	49	2	35	10	2
		比率		4.1	71.4	20.4	4.1
	D	実数	17	1	10	6	0
		比率		5.9	58.8	35.3	0.0
	E	実数	22	0	13	5	4
		比率		0.0	59.1	22.7	18.2
	F	実数	16	2	10	3	1
		比率		12.5	62.5	18.8	6.3
⑫その他	A	実数	653	17	190		446
		比率		2.6	29.1		68.3
	B	実数	339	16	87		236
		比率		4.7	25.7		69.6

	C	実数	49	3	14		32
		比率		6.1	28.6		65.3
	D	実数	17	0	6		11
		比率		0.0	35.3		64.7
	E	実数	22	0	5		17
		比率		0.0	22.7		77.3
	F	実数	16	0	3		13
		比率		0.0	18.8		81.3

（29） 短期被保険者証と資格証明書について

本設問では、特定の世帯のみを窓口交付にしているなどの個別ケース事案は除き、一般的な取扱いで回答してもらい、短期被保険者証において、１か月証、３か月証、６か月証等で取扱いが異なる場合は、その他に具体的な内容を記入してもらう形式とした。

１） 「短期被保険者証」の交付方法について（問 36-1）

表３－２９－１は、「短期被保険者証」の交付方法を示している。交付方法の割合は、「発行なし」は 2.5%、「郵送」は 20.8%、「窓口交付」は 28.6%、「国民健康保険法第９条第６項該当者のみ郵送、他は窓口交付」は 5.2%、「郵送・窓口交付」は 35.9%、「その他」は 5.7%である。

「その他」では、「納付状況により郵送と窓口交付のどちらかで交付」、「分割納付誓約履行者は郵送、他は窓口交付」、「納付状況に応じて郵送か窓口交付かを決定」、「原則は窓口交付、定期納付を行っているものにのみ郵送」、「納付がある世帯は郵送、納付のない世帯は窓口交付」、「基本、郵送で、接触ができない対象者は窓口交付」、「納税相談を行っている人は郵送、その他は窓口交付。ただし、窓口交付対象者のうち、65 歳以上及び 18 歳未満は納税相談していなくとも郵送している」、「１ヶ月証→窓口交付、６ヶ月証→郵送」、「窓口交付が原則だが、コロナ禍により、全件郵送対応としている」、「分納計画履行中の滞納世帯の１８歳未満、又は重度障がい医療助成を受給中の被保険者は郵送、それ以外の世帯は窓口交付」、「原則、窓口交付だが、来庁しない方には郵送」があげられた。

回答の補足では、「短期証は１ヶ月証と４ヶ月証があり、１ヶ月証は基本的に窓口交付、４ヶ月証は郵送交付としている」、「相談期間に来庁しなければ、更新直前に郵送している」、「原則６ヶ月の短期証として郵送。窓口交付は滞納及び納税状況により来庁納付を要す事案について、毎月又は隔月納付（年金受給者等）に応じ、１～２ヶ月の短期証を交付するもの」、「交付方法については、納税係と協議の上決定。納税係が被保険者との接触を要した場合は窓口交付、それ以外は郵送での交付」、「コロナで特別対応中」、「資格証明書の発行はしないが、短期証も発行されていない世帯が存在する。短期証の交付は郵送又は窓口交付の併用」、「新型コロナウイルス感染症拡大前は窓口交付を基本としていた」、「電

話にて相談があれば、郵送も行う」、「窓口交付とする世帯について、税金の徴収担当部署と連携し、国保税の納税について、改めて相談の機会を設ける必要があると判断した世帯については、納税相談後に交付することとしている」、「来庁がなく、窓口交付できない場は勧奨文を送付。一定期間経過後、未交付の世帯については郵送」、「令和５年度短期被保険者証の発行について協議中」等があげられた。

表３－２９－１　「短期被保険者証」の交付方法　（単位：自治体、%）

		合計	発行なし	郵送	窓口交付	国民健康保険法第９条第６項該当者のみ郵送、他は窓口交付	郵送・窓口交付	その他	無回答
全体	実数	1,096	27	228	313	57	394	62	15
	比率		2.5	20.8	28.6	5.2	35.9	5.7	1.4
被保険者数規模別	A	653	20	83	244	33	34	228	11
			3.1	12.7	37.4	5.1	5.2	34.9	1.7
	B	339	2	102	52	20	22	137	4
			0.6	30.1	15.3	5.9	6.5	40.4	1.2
	C	49	1	25	3	2	4	14	0
			2.0	51.0	6.1	4.1	8.2	28.6	0.0
	D	17	0	8	2	1	1	5	0
			0.0	47.1	11.8	5.9	5.9	29.4	0.0
	E	22	1	10	1	1	1	8	0
			4.5	45.5	4.5	4.5	4.5	36.4	0.0
	F	16	3	0	11	0	0	2	0
			18.8	0.0	68.8	0.0	0.0	12.5	0.0

２）　「資格証明書」の交付方法について（問 36-2）

表３－２９－２は、「資格証明書」の交付方法を示している。交付方法の割合は、「発行なし」は 28.0%、「郵送」は 41.6%、「窓口交付」は 13.0%、「郵送・窓口交付」は 14.9%、「その他」は 1.2%である。

「その他」では、「窓口交付とし、納税相談と共にお渡しが原則だが、納税相談に訪れ

ない場合は郵送」、「原則窓口交付だが、来庁しない場合郵送交付している」、「職員が現地訪問し、送達」があげられた。

回答の補足では、「原則窓口交付だが、１ヶ月以上交付できなかった者については、郵送している」、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止期間中は郵送しており、通常は窓口交付していた」、「新型コロナウイルスの影響を考慮し、令和２年度以降は資格証明書の発行なし。令和元年度以前は郵送」があげられた。

表３－２９－２　「資格証明書」の交付方法　（単位：自治体、%）

		合計	発行なし	郵送	窓口交付	郵送・窓口交付	その他	無回答
全体	実数	1,096	307	456	142	163	13	15
	比率		28.0	41.6	13.0	14.9	1.2	1.4
被保険者数規模別	A	653	227	221	111	7	76	11
			34.8	33.8	17.0	1.1	11.6	1.7
	B	339	63	182	22	5	63	4
			18.6	53.7	6.5	1.5	18.6	1.2
	C	49	9	27	2	1	10	0
			18.4	55.1	4.1	2.0	20.4	0.0
	D	17	0	13	1	0	3	0
			0.0	76.5	5.9	0.0	17.6	0.0
	E	22	2	11	0	0	9	0
			9.1	50.0	0.0	0.0	40.9	0.0
	F	16	6	2	6	0	2	0
			37.5	12.5	37.5	0.0	12.5	0.0

３）　短期被保険者証の有効期限以外に短期被保険者証とわかる文言等の有無について（問 36-3）

表３－２９－３は、短期被保険者証の有効期限以外に短期被保険者証とわかる文言等の有無を示している。本設問では、「短期証」と印字されている、＊が印字されている等を短期被保険者証とわかる文言等として捉えている。「ある」と回答した割合は、26.4%である。「以前はあった」は、4.3%である。

回答の補足では、「（短）という朱印を押印している」、「（短）と印字されるが、より目立つようにスタンプを押す」、「（短期）と印字」、「「有効期限注意」のゴム印」、「18 歳に

達する日以後の最初の３月 31 日までの間にあたる者は（短）と印字しない」、「システムでは印字できないので、「短期証」のゴム印を押している」、「有効期限の横に首長印を押して交付している」、「短期保険証はピンク色で発行している」、「通常の有効期限に線を引いて、短い有効期限を記載している」があげられた。

表３－２９－３　短期被保険者証とわかる文言等の有無　（単位：自治体、%）

		合計	ある	ない	以前はあった	発行なし	無回答
全体	実数	1,096	289	707	47	30	23
	比率		26.4	64.5	4.3	2.7	2.1
被保険者数規模別	A	653	201	388	23	24	17
			30.8	59.4	3.5	3.7	2.6
	B	339	74	239	18	3	5
			21.8	70.5	5.3	0.9	1.5
	C	49	9	36	4	0	0
			18.4	73.5	8.2	0.0	0.0
	D	17	3	13	1	0	0
			17.6	76.5	5.9	0.0	0.0
	E	22	1	19	0	2	0
			4.5	86.4	0.0	9.1	0.0
	F	16	1	11	1	1	1
			6.3	68.8	6.3	6.3	6.3

Ⅳ　給付について

（１）　一部負担金減免（東日本大震災等の災害対応分は除く）及び一部負担金の徴収猶予について

本設問での一部負担金減免及び一部負担金の徴収猶予とは、国民健康保険法第４４条の規定によるものをいう。

１）　一部負担金減免（東日本大震災等の災害対応分は除く）の算定や決定に生活保護の基準（収入認定額や生活基準額の 1.0 倍や 1.1 倍など）を用いているかについて（問 37-1）

表４－1－１は、一部負担金減免（東日本大震災等の災害対応分は除く）の算定や決定に生活保護の基準（収入認定額や生活基準額の 1.0 倍や 1.1 倍など）を用いているかを示している。本設問での生活保護の基準とは、収入認定額（生活保護法による保護の実施要領に基づき、世帯における各個人の１か月間の就労に伴う収入及びそれ以外の収入の総額から、必要経費等を除いて算出された額を合計したもの。）や生活基準額（生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１１条に規定する保護の種類の各基準に準じ算出した額に○○を乗じて得た額。）等をいう。「用いている」と回答した割合は、66.0%である。

回答の補足では、「一部負担金減免していない」、「一部負担金の免除または徴収猶予に関する要綱を制定する予定」、「一部負担金減免及び一部負担金徴収猶予につきましては、要綱が制定されていないため詳細の規定はない状況」、「一部は用いる」、「国民健康保険法に準ずる」等があげられた。

表４－１－１　一部負担金減免と生活保護基準　（単位：自治体、%）

		合計	用いている	用いていない	無回答
全体	実数	1,096	723	296	77
	比率		66.0	27.0	7.0
被保険者数規模別	A	653	363	230	60
			55.6	35.2	9.2
	B	339	272	53	14
			80.2	15.6	4.1
	C	49	46	3	0
			93.9	6.1	0.0
	D	17	16	1	0
			94.1	5.9	0.0
	E	22	19	2	1
			86.4	9.1	4.5
	F	16	7	7	2
			43.8	43.8	12.5

２）　国民健康保険料（税）の滞納がある場合、一部負担金減免（東日本大震災等の災害対応分は除く）の対象になるかについて（問 37-2）

表４－１－２は、国民健康保険料（税）の滞納がある場合、一部負担金減免（東日本大震災等の災害対応分は除く）の対象になるかを示している。「なる」と回答した割合は、

54.1%である。

回答の補足では、「例外として、自主的な納付が見込まれる場合は、対象となる事がある。」、「悪質な滞納ではないかどうか確認し、協議する。」、「一部負担金の減免申請をした日までに納期到来した国保税がある場合は、対象外。ただし、納付誓約を行い、誓約事項を履行している又は滞納について特別事情に限り対象」、「完納しているか未納分の納付相談をしている等、誠実に履行していることが条件。」、「国民健康保険税が分割納付により計画的に納付されている時及び、国民健康保険税の滞納の理由について、町長がやむを得ないと認めるときは、この限りではない」、「事務取扱要領で「納税誓約を行い、誠実に履行し、完納の見込みがある者を除く」としている。」、「滞納がある場合、完納または完納確約を条件としている。＊収入減少による申請で入院療養にかかる申請の場合を除く。減免事由が収入減少（入院）以外の場合、完納の確約が必要」、「滞納がある場合でも資格証明書の交付を受けていない場合は一部負担金の減免対象になる。」、「短期証交付世帯のみが対象となる」、「免除･･･実収月額が生活保護基準以下の場合は不問、減額・猶予･･･完納もしくは完納確約」、「但し、分割誓約を提出し、履行している者は対象とする」等があげられた。

表４－１－２　一部負担金減免と滞納の有無　（単位：自治体、%）

		合計	なる	ならない	無回答
全体	実数	1,096	593	393	110
	比率		54.1	35.9	10.0
被保険者数規模別	A	653	303	264	86
			46.4	40.4	13.2
	B	339	217	101	21
			64.0	29.8	6.2
	C	49	36	13	0
			73.5	26.5	0.0
	D	17	14	3	0
			82.4	17.6	0.0
	E	22	17	4	1
			77.3	18.2	4.5
	F	16	6	8	2
			37.5	50.0	12.5

３） 一部負担金減免（東日本大震災等の災害対応分は除く）の申請数と決定数について（問 37-3）

一部負担金減免の件数は、国基準に該当しないものも含めることとしたが、東日本大震災等の災害対応分は除くこととした。

また、本設問では、無回答が多い。さらに、申請件数は無回答で、決定件数のみ回答している自治体があるため、申請件数より決定件数が上回ることがある。

回答の補足では、「一部負担金減免、一部負担金の徴収猶予は行っていない」が多くあげられた。

（ア）平成２９年度について

①申請件数について

表４－１－３－１は、平成２９年度における一部負担金減免（東日本大震災等の災害対応分は除く）の申請件数を示している。申請件数が「０件」と回答している割合は、80.2%である。また、無回答を除いた割合では、「0 件」は、91.8%である。

表４－１－３－１　一部負担金減免の申請件数（平成 29 年度）　（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	無回答
全体	実数	1,096	879	62	12	4	139
	比率		80.2	5.7	1.1	0.4	12.7
被保険者数規模別	A	653	545	8	2	1	97
			83.5	1.2	0.3	0.2	14.9
	B	339	276	32	2	0	29
			81.4	9.4	0.6	0.0	8.6
	C	49	31	14	2	0	2
			63.3	28.6	4.1	0.0	4.1
	D	17	8	4	2	1	2
			47.1	23.5	11.8	5.9	11.8
	E	22	8	4	4	2	4
			36.4	18.2	18.2	9.1	18.2
	F	16	11	0	0	0	5
			68.8	0.0	0.0	0.0	31.3

②減額決定件数について

表４－１－３－２は、平成２９年度における一部負担金減免の減額の決定件数を示している。

表４－１－３－２　一部負担金減免の減額決定件数（平成 29 年度）（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	無回答
全体	実数	1,096	947	11	2	1	135
	比率		86.4	1.0	0.2	0.1	12.3
被保険者数規模別	A	653	554	1	1	1	96
			84.8	0.2	0.2	0.2	14.7
	B	339	304	5	0	0	30
			89.7	1.5	0.0	0.0	8.8
	C	49	44	3	0	0	2
			89.8	6.1	0.0	0.0	4.1
	D	17	15	1	0	0	1
			88.2	5.9	0.0	0.0	5.9
	E	22	19	1	1	0	1
			86.4	4.5	4.5	0.0	4.5
	F	16	11	0	0	0	5
			68.8	0.0	0.0	0.0	31.3

③免除決定件数について

表４－１－３－３は、平成２９年度における一部負担金減免の免除の決定件数を示している。

表４－１－３－３　一部負担金減免の免除決定件数（平成 29 年度）（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	無回答
全体	実数	893	52	12	4	135	893
	比率	81.5	4.7	1.1	0.4	12.3	81.5
被保険者数規模別	A	653	551	4	1	1	96
			84.4	0.6	0.2	0.2	14.7
	B	339	282	26	2	0	29
			83.2	7.7	0.6	0.0	8.6
	C	49	33	12	2	0	2
			67.3	24.5	4.1	0.0	4.1
	D	17	8	5	2	1	1
			47.1	29.4	11.8	5.9	5.9
	E	22	8	5	5	2	2
			36.4	22.7	22.7	9.1	9.1
	F	16	11	0	0	0	5
			68.8	0.0	0.0	0.0	31.3

（イ）平成３０年度について

①申請件数について

表４－１－３－４は、平成３０年度における一部負担金減免（東日本大震災等の災害対応分は除く）の申請件数を示している。申請件数が「0件」と回答している割合は、80.1%である。また、無回答を除いた割合では、「0件」は、91.3%である。

表４－１－３－４　一部負担金減免の申請件数（平成30年度）　（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	無回答
全体	実数	1,096	878	62	16	6	134
	比率		80.1	5.7	1.5	0.5	12.2
被保険者数規模別	A	653	544	9	3	2	95
			83.3	1.4	0.5	0.3	14.5
	B	339	275	32	3	2	27
			81.1	9.4	0.9	0.6	8.0
	C	49	30	14	3	0	2
			61.2	28.6	6.1	0.0	4.1
	D	17	8	3	3	1	2
			47.1	17.6	17.6	5.9	11.8
	E	22	10	4	4	1	3
			45.5	18.2	18.2	4.5	13.6
	F	16	11	0	0	0	5
			68.8	0.0	0.0	0.0	31.3

②減額決定件数について

表４－１－３－５は、平成３０年度における一部負担金減免の減額の決定件数を示している。

表４－１－３－５　一部負担金減免の減額決定件数（平成 30 年度）（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	無回答
全体	実数	1,096	950	11	2	2	131
	比率		86.7	1.0	0.2	0.2	12.0
被保険者数規模別	A	653	551	5	1	1	95
			84.4	0.8	0.2	0.2	14.5
	B	339	309	2	0	1	27
			91.2	0.6	0.0	0.3	8.0
	C	49	45	2	0	0	2
			91.8	4.1	0.0	0.0	4.1
	D	17	15	1	0	0	1
			88.2	5.9	0.0	0.0	5.9
	E	22	19	1	1	0	1
			86.4	4.5	4.5	0.0	4.5
	F	16	11	0	0	0	5
			68.8	0.0	0.0	0.0	31.3

③免除決定件数について

表４－１－３－６は、平成３０年度における一部負担金減免の免除の決定件数を示している。

表４－１－３－６　一部負担金減免の免除決定件数（平成 30 年度）（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	無回答
全体	実数	1,096	892	51	16	5	132
	比率		81.4	4.7	1.5	0.5	12.0
被保険者数規模別	A	653	549	5	2	2	95
			84.1	0.8	0.3	0.3	14.5
	B	339	282	26	3	1	27
			83.2	7.7	0.9	0.3	8.0
	C	49	31	13	3	0	2
			63.3	26.5	6.1	0.0	4.1
	D	17	9	3	3	1	1
			52.9	17.6	17.6	5.9	5.9
	E	22	10	4	5	1	2
			45.5	18.2	22.7	4.5	9.1
	F	16	11	0	0	0	5
			68.8	0.0	0.0	0.0	31.3

（ウ）令和元年度について

①申請件数について

表４－１－３－７は、令和元年度における一部負担金減免（東日本大震災等の災害対応分は除く）の申請件数を示している。申請件数が「０件」と回答している割合は、79.7%である。また、無回答を除いた割合では、「0 件」は、89.6%である。

表４－１－３－７　一部負担金減免の申請件数（令和元年度）　　（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	無回答
全体	実数	1,096	873	76	19	6	122
	比率		79.7	6.9	1.7	0.5	11.1
被保険者数規模別	A	653	535	20	5	2	91
			81.9	3.1	0.8	0.3	13.9
	B	339	279	32	5	2	21
			82.3	9.4	1.5	0.6	6.2
	C	49	32	13	2	0	2
			65.3	26.5	4.1	0.0	4.1
	D	17	5	7	4	1	0
			29.4	41.2	23.5	5.9	0.0
	E	22	11	4	3	1	3
			50.0	18.2	13.6	4.5	13.6
	F	16	11	0	0	0	5
			68.8	0.0	0.0	0.0	31.3

②減額決定件数について

表４－１－３－８は、令和元年度における一部負担金減免の減額の決定件数を示している。

表４－１－３－８　一部負担金減免の減額決定件数（令和元年度）（単位：自治体、％）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	無回答
全体	実数	1,096	953	15	5	1	122
	比率		87.0	1.4	0.5	0.1	11.1
被保険者数規模別	A	556	3	2	1	91	556
		85.1	0.5	0.3	0.2	13.9	85.1
	B	305	9	2	0	23	305
		90.0	2.7	0.6	0.0	6.8	90.0
	C	46	1	0	0	2	46
		93.9	2.0	0.0	0.0	4.1	93.9
	D	15	2	0	0	0	15
		88.2	11.8	0.0	0.0	0.0	88.2
	E	20	0	1	0	1	20
		90.9	0.0	4.5	0.0	4.5	90.9
	F	16	11	0	0	0	5
			68.8	0.0	0.0	0.0	31.3

③免除決定件数について

表４－１－３－９は、令和元年度における一部負担金減免の免除の決定件数を示している。

表４－１－３－９　一部負担金減免の免除決定件数（令和元年度）（単位：自治体、％）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	無回答
全体	実数	1,096	890	67	13	5	121
	比率		81.2	6.1	1.2	0.5	11.0
被保険者数規模別	A	653	543	14	3	2	91
			83.2	2.1	0.5	0.3	13.9
	B	339	285	29	3	1	21
			84.1	8.6	0.9	0.3	6.2
	C	49	34	11	2	0	2
			69.4	22.4	4.1	0.0	4.1
	D	17	6	8	2	1	0
			35.3	47.1	11.8	5.9	0.0
	E	22	11	5	3	1	2
			50.0	22.7	13.6	4.5	9.1
	F	16	11	0	0	0	5
			68.8	0.0	0.0	0.0	31.3

（エ）令和２年度について

①申請件数について

表４－１－３－１０は、令和２年度における一部負担金減免（東日本大震災等の災害対応分は除く）の申請件数を示している。申請件数が「０件」と回答している割合は、80.5%である。また、無回答を除いた割合では、「0 件」は、90.2%である。

表４－１－３－１０　一部負担金減免の申請件数（令和２年度）　（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	無回答
全体	実数	1,096	882	68	19	9	118
	比率		80.5	6.2	1.7	0.8	10.8
被保険者数規模別	A	653	530	23	7	4	89
			81.2	3.5	1.1	0.6	13.6
	B	339	286	28	3	3	19
			84.4	8.3	0.9	0.9	5.6
	C	49	34	10	3	0	2
			69.4	20.4	6.1	0.0	4.1
	D	17	9	5	2	1	0
			52.9	29.4	11.8	5.9	0.0
	E	22	12	2	4	1	3
			54.5	9.1	18.2	4.5	13.6
	F	16	11	0	0	0	5
			68.8	0.0	0.0	0.0	31.3

②減額決定件数について

表４－１－３－１１は、令和２年度における一部負担金減免の減額の決定件数を示している。

表４－１－３－１１　一部負担金減免の減額決定件数（令和２年度）（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	無回答
全体	実数	1,096	966	8	4	1	117
	比率		88.1	0.7	0.4	0.1	10.7
被保険者数規模別	A	653	558	2	3	0	90
			85.5	0.3	0.5	0.0	13.8
	B	339	315	4	0	1	19
			92.9	1.2	0.0	0.3	5.6
	C	49	46	1	0	0	2
			93.9	2.0	0.0	0.0	4.1
	D	17	16	1	0	0	0
			94.1	5.9	0.0	0.0	0.0
	E	22	20	0	1	0	1
			90.9	0.0	4.5	0.0	4.5
	F	16	11	0	0	0	5
			68.8	0.0	0.0	0.0	31.3

③免除決定件数について

表４－１－３－１２は、令和２年度における一部負担金減免の免除の決定件数を示している。

表４－１－３－１２　一部負担金減免の免除決定件数（令和２年度）（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	無回答
全体	実数	1,096	891	62	18	9	116
	比率		81.3	5.7	1.6	0.8	10.6
被保険者数規模別	A	653	534	21	5	4	89
			81.8	3.2	0.8	0.6	13.6
	B	339	289	26	3	3	18
			85.3	7.7	0.9	0.9	5.3
	C	49	36	8	3	0	2
			73.5	16.3	6.1	0.0	4.1
	D	17	9	5	2	1	0
			52.9	29.4	11.8	5.9	0.0
	E	22	12	2	5	1	2
			54.5	9.1	22.7	4.5	9.1
	F	16	11	0	0	0	5
			68.8	0.0	0.0	0.0	31.3

（オ）令和３年度について

①申請件数について

表４－１－３－１３は、令和３年度における一部負担金減免（東日本大震災等の災害対応分は除く）の申請件数を示している。申請件数が「０件」と回答している割合は、81.3%である。また、無回答を除いた割合では、「0 件」は、91.0%である。

表４－１－３－１３　一部負担金減免の申請件数（令和３年度）　（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	無回答
全体	実数	1,096	891	68	15	5	117
	比率		81.3	6.2	1.4	0.5	10.7
被保険者数規模別	A	653	541	18	4	2	88
			82.8	2.8	0.6	0.3	13.5
	B	339	285	30	5	0	19
			84.1	8.8	1.5	0.0	5.6
	C	49	32	12	3	0	2
			65.3	24.5	6.1	0.0	4.1
	D	17	10	4	1	2	0
			58.8	23.5	5.9	11.8	0.0
	E	22	12	4	2	1	3
			54.5	18.2	9.1	4.5	13.6
	F	16	11	0	0	0	5
			68.8	0.0	0.0	0.0	31.3

②減額決定件数について

表４－１－３－１４は、令和３年度における一部負担金減免の減額の決定件数を示している。

表４－１－３－１４　一部負担金減免の減額決定件数（令和３年度）（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	無回答
全体	実数	1,096	963	12	6	1	114
	比率		87.9	1.1	0.5	0.1	10.4
被保険者数規模別	A	653	556	6	2	1	88
			85.1	0.9	0.3	0.2	13.5
	B	339	316	4	1	0	18
			93.2	1.2	0.3	0.0	5.3
	C	49	45	1	1	0	2
			91.8	2.0	2.0	0.0	4.1
	D	17	15	1	1	0	0
			88.2	5.9	5.9	0.0	0.0
	E	22	20	0	1	0	1
			90.9	0.0	4.5	0.0	4.5
	F	16	11	0	0	0	5
			68.8	0.0	0.0	0.0	31.3

③免除決定件数について

表４－１－３－１５は、令和３年度における一部負担金減免の免除の決定件数を示している。

表４－１－３－１５　一部負担金減免の免除決定件数（令和３年度）（単位：自治体、％）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	無回答
全体	実数	1,096	906	58	11	6	115
	比率		82.7	5.3	1.0	0.5	10.5
被保険者数規模別	A	653	547	14	2	2	88
			83.8	2.1	0.3	0.3	13.5
	B	339	293	23	4	1	18
			86.4	6.8	1.2	0.3	5.3
	C	49	33	11	3	0	2
			67.3	22.4	6.1	0.0	4.1
	D	17	10	5	0	2	0
			58.8	29.4	0.0	11.8	0.0
	E	22	12	5	2	1	2
			54.5	22.7	9.1	4.5	9.1
	F	16	11	0	0	0	5
			68.8	0.0	0.0	0.0	31.3

４） 一部負担金の徴収猶予の申請件数と決定件数について（問 37-4）

（ア）平成２９年度について

①申請件数について

表４－１－４－１は、平成２９年度における一部負担金の徴収猶予の申請件数を示している。申請件数が「０件」と回答している割合は、86.9%である。また、無回答を除いた割合では、「0 件」は、99.7%である。

表４－１－４－１　一部負担金の徴収猶予の申請件数（平成 29 年度）（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	無回答
全体	実数	1,096	952	3	0	0	141
	比率		86.9	0.3	0.0	0.0	12.9
被保険者数規模別	A	653	552	1	0	0	100
			84.5	0.2	0.0	0.0	15.3
	B	339	307	2	0	0	30
			90.6	0.6	0.0	0.0	8.8
	C	49	47	0	0	0	2
			95.9	0.0	0.0	0.0	4.1
	D	17	15	0	0	0	2
			88.2	0.0	0.0	0.0	11.8
	E	22	20	0	0	0	2
			90.9	0.0	0.0	0.0	9.1
	F	16	11	0	0	0	5
			68.8	0.0	0.0	0.0	31.3

②決定件数について

表４－１－４－２は、平成２９年度における一部負担金の徴収猶予の決定件数を示している。

表４－１－４－２　一部負担金の徴収猶予の決定件数（平成 29 年度）（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	無回答
全体	実数	1,096	955	2	0	0	139
	比率		87.1	0.2	0.0	0.0	12.7
被保険者数規模別	A	653	553	1	0	0	99
			84.7	0.2	0.0	0.0	15.2
	B	339	309	1	0	0	29
			91.2	0.3	0.0	0.0	8.6
	C	49	47	0	0	0	2
			95.9	0.0	0.0	0.0	4.1
	D	17	15	0	0	0	2
			88.2	0.0	0.0	0.0	11.8
	E	22	20	0	0	0	2
			90.9	0.0	0.0	0.0	9.1
	F	16	11	0	0	0	5
			68.8	0.0	0.0	0.0	31.3

（イ）平成３０年度について

①申請件数について

表４－１－４－３は、平成３０年度における一部負担金の徴収猶予の申請件数を示している。申請件数が「０件」と回答している割合は、86.8%である。また、無回答を除いた割合では、「0 件」は、99.4%である。

表４－１－４－３　一部負担金の徴収猶予の申請件数（平成 30 年度）（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	無回答
全体	実数	1,096	951	5	0	1	139
	比率		86.8	0.5	0.0	0.1	12.7
被保険者数規模別	A	653	553	1	0	0	99
			84.7	0.2	0.0	0.0	15.2
	B	339	305	4	0	1	29
			90.0	1.2	0.0	0.3	8.6
	C	49	47	0	0	0	2
			95.9	0.0	0.0	0.0	4.1
	D	17	15	0	0	0	2
			88.2	0.0	0.0	0.0	11.8
	E	22	20	0	0	0	2
			90.9	0.0	0.0	0.0	9.1
	F	16	11	0	0	0	5
			68.8	0.0	0.0	0.0	31.3

②決定件数について

表４－１－４－４は、平成３０年度における一部負担金の徴収猶予の決定件数を示している。

表４－１－４－４　一部負担金の徴収猶予の決定件数（平成 30 年度）（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	無回答
全体	実数	1,096	955	3	0	1	137
	比率		87.1	0.3	0.0	0.1	12.5
被保険者数規模別	A	653	553	2	0	0	98
			84.7	0.3	0.0	0.0	15.0
	B	339	309	1	0	1	28
			91.2	0.3	0.0	0.3	8.3
	C	49	47	0	0	0	2
			95.9	0.0	0.0	0.0	4.1
	D	17	15	0	0	0	2
			88.2	0.0	0.0	0.0	11.8
	E	22	20	0	0	0	2
			90.9	0.0	0.0	0.0	9.1
	F	16	11	0	0	0	5
			68.8	0.0	0.0	0.0	31.3

（ウ）令和元年度について

①申請件数について

表４－１－４－５は、令和元年度における一部負担金の徴収猶予の申請件数を示している。申請件数が「０件」と回答している割合は、87.7%である。また、無回答を除いた割合では、「0 件」は、99.8%である。

表４－１－４－５　一部負担金の徴収猶予の申請件数（令和元年度）（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	無回答
全体	実数	1,096	961	2	0	0	133
	比率		87.7	0.2	0.0	0.0	12.1
被保険者数規模別	A	653	555	1	0	0	97
			85.0	0.2	0.0	0.0	14.9
	B	339	312	1	0	0	26
			92.0	0.3	0.0	0.0	7.7
	C	49	47	0	0	0	2
			95.9	0.0	0.0	0.0	4.1
	D	17	16	0	0	0	1
			94.1	0.0	0.0	0.0	5.9
	E	22	20	0	0	0	2
			90.9	0.0	0.0	0.0	9.1
	F	16	11	0	0	0	5
			68.8	0.0	0.0	0.0	31.3

②決定件数について

表４－１－４－６は、令和元年度における一部負担金の徴収猶予の決定件数を示している。

表４－１－４－６　一部負担金の徴収猶予の決定件数（令和元年度）（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	無回答
全体	実数	1,096	962	2	0	0	132
	比率		87.8	0.2	0.0	0.0	12.0
被保険者数規模別	A	653	555	1	0	0	97
			85.0	0.2	0.0	0.0	14.9
	B	339	313	1	0	0	25
			92.3	0.3	0.0	0.0	7.4
	C	49	47	0	0	0	2
			95.9	0.0	0.0	0.0	4.1
	D	17	16	0	0	0	1
			94.1	0.0	0.0	0.0	5.9
	E	22	20	0	0	0	2
			90.9	0.0	0.0	0.0	9.1
	F	16	11	0	0	0	5
			68.8	0.0	0.0	0.0	31.3

（エ）令和２年度について

①申請件数について

表４－１－４－７は、令和２年度における一部負担金の徴収猶予の申請件数を示している。申請件数が「０件」と回答している割合は、87.9%である。また、無回答を除いた割合では、「0 件」は、99.7%である。

表４－１－４－７　一部負担金の徴収猶予の申請件数（令和２年度）（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	無回答
全体	実数	1,096	963	3	0	0	130
	比率		87.9	0.3	0.0	0.0	11.9
被保険者数規模別	A	653	556	1	0	0	96
			85.1	0.2	0.0	0.0	14.7
	B	339	314	1	0	0	24
			92.6	0.3	0.0	0.0	7.1
	C	49	46	1	0	0	2
			93.9	2.0	0.0	0.0	4.1
	D	17	16	0	0	0	1
			94.1	0.0	0.0	0.0	5.9
	E	22	20	0	0	0	2
			90.9	0.0	0.0	0.0	9.1
	F	16	11	0	0	0	5
			68.8	0.0	0.0	0.0	31.3

②決定件数について

表４－１－４－８は、令和２年度における一部負担金の徴収猶予の決定件数を示している。

表４－１－４－８　一部負担金の徴収猶予の決定件数（令和２年度）（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	無回答
全体	実数	1,096	965	2	1	0	128
	比率		88.0	0.2	0.1	0.0	11.7
被保険者数規模別	A	653	556	1	0	0	96
			85.1	0.2	0.0	0.0	14.7
	B	339	315	1	1	0	22
			92.9	0.3	0.3	0.0	6.5
	C	49	47	0	0	0	2
			95.9	0.0	0.0	0.0	4.1
	D	17	16	0	0	0	1
			94.1	0.0	0.0	0.0	5.9
	E	22	20	0	0	0	2
			90.9	0.0	0.0	0.0	9.1
	F	16	11	0	0	0	5
			68.8	0.0	0.0	0.0	31.3

（オ）令和３年度について

①申請件数について

表４－１－４－９は、令和３年度における一部負担金の徴収猶予の申請件数を示している。申請件数が「０件」と回答している割合は、88.3%である。また、無回答を除いた割合では、「0 件」は、99.9%である。

表４－１－４－９　一部負担金の徴収猶予の申請件数（令和３年度）（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	無回答
全体	実数	1,096	968	1	0	0	127
	比率		88.3	0.1	0.0	0.0	11.6
被保険者数規模別	A	653	558	1	0	0	94
			85.5	0.2	0.0	0.0	14.4
	B	339	316	0	0	0	23
			93.2	0.0	0.0	0.0	6.8
	C	49	47	0	0	0	2
			95.9	0.0	0.0	0.0	4.1
	D	17	16	0	0	0	1
			94.1	0.0	0.0	0.0	5.9
	E	22	20	0	0	0	2
			90.9	0.0	0.0	0.0	9.1
	F	16	11	0	0	0	5
			68.8	0.0	0.0	0.0	31.3

②決定件数について

表４－１－４－１０は、令和３年度における一部負担金の徴収猶予の決定件数を示している。

表４－１－４－１０　一部負担金の徴収猶予の決定件数（令和３年度）（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	無回答
全体	実数	1,096	969	1	1	0	125
	比率		88.4	0.1	0.1	0.0	11.4
被保険者数規模別	A	653	558	1	0	0	94
			85.5	0.2	0.0	0.0	14.4
	B	339	317	0	1	0	21
			93.5	0.0	0.3	0.0	6.2
	C	49	47	0	0	0	2
			95.9	0.0	0.0	0.0	4.1
	D	17	16	0	0	0	1
			94.1	0.0	0.0	0.0	5.9
	E	22	20	0	0	0	2
			90.9	0.0	0.0	0.0	9.1
	F	16	11	0	0	0	5
			68.8	0.0	0.0	0.0	31.3

（２）　高額療養費について

１）　高額療養費の償還払いにおける申請の簡素化（自動償還）について（問 38-1）

表４－２－１は、高額療養費の償還払いに関して申請の簡素化（自動償還）を行っているかを示している。本設問での高額療養費の支給申請手続きの簡素化とは、令和３年３月１７日付け保発 0317 第１号「国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令の公布について」で示されているものをいう。「すべての年齢に行っている」は 14.1%、「滞納世帯を除くすべての年齢に行っている」は 11.1%、「７０歳以上のみ行っている」は 5.1%、「滞納世帯を除く７０歳以上のみ行っている」は 5.5%、「行っていない」は 60.4%、「その他」は 2.7%である。

「その他」では、「短期証世帯を除く７０歳以上のみの世帯」、「７０歳以上の被保険者を含む、かつ７０歳以上の被保険者の月の高額療養費が１円以上ある世帯に行っている」、

「延滞世帯を除く世帯主が７０歳以上かつ世帯に属する被保険者全員が７０歳～７４歳の世帯で行っている」、「滞納世帯及び福祉医療受給世帯を除く、希望するすべての年齢に行っている」、「全ての年齢に行っているが、滞納世帯については、未納税へ、支給額全額を充当する同意がある世帯のみとしている」、「短期被保険者証及び、資格証明書交付世帯を除く７０歳以上世帯のみ行っている」があげられた。

回答の補足では、「簡素化は一部の滞納世帯には実施していない」、「令和４年１０月診療分から実施予定」、「令和５年１月より実施予定」、「令和５年度から全ての年齢で実施予定。」、「開始時期等は未定ですが、７０歳未満を対象とするか検討中」、「公費による治療を受け自己負担額がある場合、第三者行為による治療を受けている場合、本人から簡素化辞退の申し出があった場合は対象外としている」、「令和５年度実施予定」、「実施に向けて検討中」、「全ての年齢に行う予定（準備中）。」、「振込先が世帯主名義の口座で簡素化の申請がある人」、「令和４年１２月診療分から実施予定」、「令和５年３月より７０歳未満も簡素化予定」があげられた。

表４－２－１　高額療養費の支給申請手続きの簡素化（自動償還）（単位：自治体、%）

		合計	すべての年齢に行っている	滞納世帯を除くすべての年齢に行っている	70歳以上のみ行っている	滞納世帯を除く70歳以上のみ行っている	行っていない	その他	無回答
全体	実数	1,096	154	122	56	60	662	30	12
	比率		14.1	11.1	5.1	5.5	60.4	2.7	1.1
被保険者数規模別	A	653	86	44	31	27	444	12	9
			13.2	6.7	4.7	4.1	68.0	1.8	1.4
	B	339	50	56	21	27	172	11	2
			14.7	16.5	6.2	8.0	50.7	3.2	0.6
	C	49	6	10	1	3	25	4	0
			12.2	20.4	2.0	6.1	51.0	8.2	0.0
	D	17	4	2	1	2	7	1	0
			23.5	11.8	5.9	11.8	41.2	5.9	0.0
	E	22	5	3	2	1	9	2	0
			22.7	13.6	9.1	4.5	40.9	9.1	0.0
	F	16	3	7	0	0	5	0	1
			18.8	43.8	0.0	0.0	31.3	0.0	6.3

２）　申請の簡素化（自動償還）を行っていない場合、高額療養費の申請には医療機関等への一部負担金の支払いが終わっていることが必須であるかについて（問 38-2）

表４－２－２は、申請の簡素化（自動償還）を行っていない場合、高額療養費の申請には医療機関等への一部負担金の支払いが終わっていることが必須かを示している。「必須」と回答した割合は、87.3%である。

「その他」では、「７０歳以上は必須ではない。７０歳未満は必須」、「償還金額が大きい者のみ確認を行っている」、「必須だが、領収書の確認を省略している。そのため、一部負担金が１０万円以上の場合、医療機関に直接電話にて確認している」、「必須ではあるが、領収書確認はしていない」、「国保税に滞納のある者のみ確認している」、「聞き取りして個別に対応」、「７０歳未満は領収書の添付が必須」、「一部負担金の支払いが終わっていないものを除いて、給付可能な場合は給付する」、「分納誓約と一部支払の領収書の添付があれば可」、「公費は領収書を確認。公費以外は口頭で支払い確認」、「滞納世帯のみ必須」、「領収書の添付が無い場は、自己負担額が１０万円以上の場合に医療機関に電話で確認している」、「国民健康保険税に滞納がある方や支給額が１０万円以上の方については、領収書の添付が必要なため必須」、「必須ではないが、窓口で基本的に領収書を確認する」、「７０歳未満の被保険者がいる世帯は必須」、「支払い済みであることが前提だが、領収書の確認は行っていない」、「分割払い等でも申請を受け付けしている」があげられた。

回答の補足では、「申請書内に支払い済みであることを誓約する文言あり」、「原則必須だが、領収書の提出があり一部負担金が限度額を超えていることが確認できた場合は、申請を受け付けている。ただし、高額療養費の支給の決定は、支払いが完了してから行う」、「原則必須ではあるが、現在コロナ感染対策のため、領収書の確認を省略しており、支払いの確認がとれていない部分がある」、「未払いの場合でも病院と分納誓約をしている場合には支払い済みと同じ扱いとする」があげられた。

表４－２－２　高額療養費の申請と一部負担金の支払い　（単位：自治体、%）

		合計	必須	必須ではない	その他	無回答
全体	実数	662	578	52	24	8
	比率		87.3	7.9	3.6	1.2
被保険者数規模別	A	444	391	36	11	6
			88.1	8.1	2.5	1.4
	B	172	145	16	11	0
			84.3	9.3	6.4	0.0
	C	25	23	0	2	0
			92.0	0.0	8.0	0.0
	D	7	7	0	0	0
			100.0	0.0	0.0	0.0
	E	9	8	0	0	1
			88.9	0.0	0.0	11.1
	F	5	4	0	0	1
			80.0	0.0	0.0	20.0

３）　償還払い（自動償還払いも含む）の場合、診療月から最速で何か月後に支給されるかについて（問 38-3）

表４－２－３は、償還払い（自動償還払いも含む）の場合、診療月から最速で何か月後に支給されるかを示している。「１か月後」は 1.2%、「２か月後」は 13.2%、「３か月後」は 60.7%、「４か月後」は 20.2%、「５か月後」は 1.7%、「６か月後」は 0.7%、「その他」は 0.4%である。「３か月後」との回答が最も多く、最速で４か月以内に支給されるのは 95.3%である。

「その他」では、「簡素化に対応し始めたところであり、現状では概ね４か月後に支給される予定となっている」、「７か月後」があげられた。

表４－２－３　高額療養費の償還払いにかかる診療月から支給までの最速の期間　（単位：自治体、%）

		合計	1か月後	2か月後	3か月後	4か月後	5か月後	6か月後	その他	無回答
全体	実数	1,096	13	145	665	221	19	8	4	21
	比率		1.2	13.2	60.7	20.2	1.7	0.7	0.4	1.9
被保険者数規模別	A	653	10	110	406	102	8	3	1	13
			1.5	16.8	62.2	15.6	1.2	0.5	0.2	2.0
	B	339	3	24	194	96	9	5	3	5
			0.9	7.1	57.2	28.3	2.7	1.5	0.9	1.5
	C	49	0	7	27	13	1	0	0	1
			0.0	14.3	55.1	26.5	2.0	0.0	0.0	2.0
	D	17	0	1	11	4	1	0	0	0
			0.0	5.9	64.7	23.5	5.9	0.0	0.0	0.0
	E	22	0	0	16	5	0	0	0	1
			0.0	0.0	72.7	22.7	0.0	0.0	0.0	4.5
	F	16	0	3	11	1	0	0	0	1
			0.0	18.8	68.8	6.3	0.0	0.0	0.0	6.3

４）　被保険者が医療機関等に“分割”で医療費（一部負担金等）を支払っている場合の高額療養費の時効の取扱いについて（問 38-4）

表４－２－４は、医療機関等に“分割”で医療費（一部負担金等）を支払っている場合の高額療養費の時効の取扱いを示している。「診療日の属する月の翌月の一日から起算して２年」は 42.0%、「勧奨通知（高額療養費支給申請書等）の発送から起算して２年」は 30.3%、

「医療機関等への支払いが完了してから２年」は16.7%、「その他」は7.1%である。

以下、①は「診療日の属する月の翌月の一日から起算して２年」、②は「勧奨通知（高額療養費支給申請書等）の発送から起算して２年」、③は「医療機関等への支払いが完了してから２年」をいう。

「その他」では、「定期的に勧奨通知を発行して、時効を延長している」、「①又は②」、「診療日の属する月の翌月の一日から起算して２年－高額療養費の金額が１，０００円未満。勧奨通知（高額療養費支給申請書等）の発送から起算して２年－高額療養費の金額が１，０００円以上」、「支払いの合意がなされたと考えられる日から２年」、「原則は①のとおりだが、分割により最初の支払いが診療日より遅れた場合は、その支払い初日から２年」、「基本は②で分納の場合③の取り扱いの場合もあり」、「①と②と③」、「②又は③」、「医療費の分割払いの合意が為された日の翌月の一日から起算して２年」、「原則①だが、支払いが翌月以降の場合は③。また、レセプトの保存年限（５年）を経過すると支給できない」、「再通知の発送から２年」、「勧奨通知を発送した人：通知発送日の２日後から２年間。勧奨通知を発送していない人：受診月の翌月一日から２年間」、「通知の届いた日から２年」、「原則、支払の終わっていない（分割中）のものは、（病院がレセプトを止めておくので）高額療養費として処理しない」、「勧奨通知が高額療養費の支給対象となる世帯に到達した日の翌日から起算して２年」、「①が原則であるが、②により時効の中断となる」、「事由により個別に判断」、「１回目の支払いの翌日または被保険者が勧奨通知を受け取った日のいずれか遅い方から起算して２年」、「原則勧奨通知の発送から起算して２年の運用だが、支払い完了した日がわかる領収書を持参して申請する場合に限り、完了してから２年としている」、「①が基本だが、医療費を診療月の翌月以降に支払ったときは、支払った日の翌日から起算して２年」、「分割払いの合意がなされた日と勧奨通知発送の遅い方から起算して２年」、「原則①だが、分割払いしている理由が被保険者の責任によらず、支払いが遅れた場合にのみ③とする」、「診療日の属する月から起算して２年」、「時効経過前に申請勧奨通知を行い、そこからさらに２年で時効」があげられた。

回答の補足では、「原則「①」ですが、勧奨を行っている場合は「②」（正しくは勧奨通知が到達した日の翌日から起算）となる」、「①が全ての起算日。②は対象分にのみ中断により生じる起算日。」、「原則は「①」だが、勧奨通知を送付している場合は「②」となる。」、「支払い以降に勧奨通知を発送した場合は「②」」、「事例なし」、「通知が支給対象世帯に到達した日の翌日」、「分割支払いの事例を把握していないが、相談があれば個別に検討する。」、「現在は領収書の確認を求めていないため不明」、「原則は①だが、相談に応じることも可」があげられた。

表４－２－４　医療費を分割で支払っている場合の高額療養費の時効　（単位：自治体、%）

		合計	診療日の属する月の翌月の一日から起算して2年	勧奨通知（高額療養費支給申請書等）の発送から起算して2年	医療機関等への支払いが完了してから2年	その他	無回答
全体	実数	1,096	460	332	183	78	43
	比率		42.0	30.3	16.7	7.1	3.9
被保険者数規模別	A	653	330	147	108	35	33
			50.5	22.5	16.5	5.4	5.1
	B	339	102	138	63	29	7
			30.1	40.7	18.6	8.6	2.1
	C	49	11	18	11	9	0
			22.4	36.7	22.4	18.4	0.0
	D	17	5	10	1	1	0
			29.4	58.8	5.9	5.9	0.0
	E	22	9	9	0	3	1
			40.9	40.9	0.0	13.6	4.5
	F	16	3	10	0	1	2
			18.8	62.5	0.0	6.3	12.5

（３）　７０歳未満の「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の発行について

本設問では、７０歳未満の「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」をまとめて「認定証」という。

１）　７０歳未満の認定証を滞納世帯に発行しているかについて（問 39-1）

表４－３－１は、７０歳未満の認定証を滞納世帯に発行しているかを示している。「まったく発行していない」は 23.4%、「すべての世帯に発行している」は 22.0%、「国保法施行令第１条に定める「特別な事情」に該当する場合は発行している」は 29.7%、「その他」は 22.7%である。

「その他」では、「納付状況により判断」、「市が適当と認める場合は発行している」、「税担当課と協議して決定」、「納税担当者の判断」、「町が認める場合（誓約書の提出等）」、「短

期証世帯で非課税世帯には減額認定証のみ交付。短期証、資格証明世帯で前述以外は認定証を交付しない」、「資格証明書対象者には発行していない」、「国民健康保険税担当と協議し、発行可能であれば発行している」、「短期証世帯のみ発行」、「資格者証交付世帯以外に発行」、「短期証被保険者で、税徴収部署での納税相談を行うと交付される「納税相談済連絡票」を提出した場合は発行している」、「納税相談後発行」、「本税に滞納がある場合は、全く発行しない。延滞金のみだと相談後、短期で発行する場合もある」、「納税相談や医療の状況等を鑑み、期限を短くして発行」、「納税担当課へ相談の上、被保険者証の有効期限まで発行している」、「納付相談を経て、納付見込みがたてば発行している」、「短期被保険者証の場合は、認定証の有効期限は、保険証と同日。資格者証の場合は発行できない」、「原則として発行していないが、現年度保険税の納付及び納税相談による納付誓約履行状況を確認のうえで発行する取扱を現状において行っている」、「分納履行している月まで発行している」、「分納している世帯には発行している」、「本人又は、家族の納付の約束を取り付けてから発行」、「１８歳未満には発行」、「滞納額に応じて」、「生命の危険がある場合等」、「入院を要する病気で高額な治療費がかかるとき、今後の社会復帰と国民健康保険納付への影響を考慮して発行している」、「直近１２ヶ月以内の滞納世帯には発行している」、「誠実に納付誓約を履行している場合は発行している」、「分納状況をみて発行する場合もある」、「認定証が必要な場合かつ、国保税の一部納付があった場合に限り交付する」、「納税相談のうえ、全ての世帯に発行している」、「一部納税があった場合、その額に応じて発行」、「癌など生命に関わる重篤な病状等がある場合に発行」、「差し押さえ等で完納の見込みがある場合は発行している」、「公費の医療証が交付されている世帯には発行している」、「内規により交付」、「滞納世帯の生活状態に応じて」、「納税誓約を交わして交付」、「収納部門と連携し、納付状況等を勘実し発行する可否を判断している」、「区分や支払い能力や支払い状況を考慮し総合的に判断」、「滞納分を全て支払ってもらう」、「保険税徴収担当課に確認の上、発行の有無を決定する」、「申請時、収納相談者と納付誓約書を交わして、分納が守られているかなど、最新の状況から発行するか判断する」、「短期証該当の場合は特別な事情の時のみ発行。少額滞納者は発行」、「過年に滞納がある場合は発行しない」、「「国保法施行令第１条に定める「特別な事情」に該当する場合は発行している」と、年金差押等の世帯へは発行している」、「「国保法施行令第１条に定める「特別な事情」に該当する場合は発行している」の事由または滞納保険税の納付が見込める場合は発行している」、「定期的な納付や相談がある場合は発行している」、「内規に沿った基準で相談内容や世帯の現状などを勘案し適当かを判断し発行している」、「市長が認める場合に発行している」、「過年度の保険税に滞納がある場合は発行していない」、「３期以内の未納であれば、発行している」、「滞納が５期以下の場合発行している」、「滞納期数が７期以下である場合は発行している」、「国保税の滞納が３期以上ある者に対しては発行していない」、「原則として発行しないが、事情により個別に対応する場合がある」、「保険税の５割、７割軽減が適用される場合、滞納に対する分納計画がたてられる場合は発行」、「基本的に発

行していないが、現年度分の保険税に滞納がない場合は、必要に応じて発行することがある」、「執行停止又は分納履行の場合は発行している」、「２年の完納計画があり、履行が行われている場合は、保険証の有効期限にあわせて交付」、「自己負担限度額分の国民健康保険税の納付があれば発行している」、「納期到来分までの未納保険税を支払い（完納）したら発行している」、「特定疾病、特定疾患の方のみ」、「短期証交付世帯は申請があれば全て、資格証明書交付世帯は「特別の事情」に該当する場合に発行している」、「現年度以外の国保税（過年度分）を完納している世帯に発行している」があげられた

回答の補足では、「滞納世帯は短期証世帯として回答しています。単に滞納があるだけの世帯に対しては、認定証を発行している。また、滞納がある（短期証）世帯で７０歳未満の方に限度額認定証は発行していないが、申し出があれば「高額療養費委任払い」により対応している」、「納税額に応じて、納付相談や誓約書を取り交わす」、「（国保法施行規則第２７条の１４の２第１項）特別な事情があると認められる場合及び保険者が妥当と認める場合は発行している」、「「特別の事情に関する届出書」の提出が必要」、「７０歳未満で国民健康保険税の過年度分に滞納がある者に対しては、認定証を発行せずに別紙「○○市国民健康保険高額療養資金貸し付け要綱」に規定する高額療養資金を貸付している。要綱第２条ただし書きの規定では滞納者への貸付は行わないとしているが、市長が特に認める場合として、滞納者を含めた全ての申請者へ貸付している」、「７０歳未満の滞納世帯（短期証対象世帯）は、病院の了承がありさえすれば、全て高額貸付制度にて対応している。本人の負担としては、認定証を使った場合と変わらないし、病院に制度の利用を断られたことも今までない。「滞納世帯だから」と区分以上の高額な医療費が請求されることはない」、「限度額認定証についてはその性質上、世帯主や生計を同一にする人が入院や病気にかかってしまったために申請する場合が多く、悪質な滞納をしている場合を除き、納税相談を行った上で交付している。」、「限度額認定証の発行の代わりに高額療養費貸付制度を案内している」、「状況により対応する」、「滞納がある世帯には、高額療養費資金貸付制度にて対応している」、「滞納世帯であっても、特別な事情に関する届けの提出により、１ヶ月証及び認定証が必要であれば、あわせて申請してもらい、１ヶ月証と同じ期限の認定証を交付している」、「滞納世帯であっても、非滞納世帯と同様に限度額認定証を発行している」、「該当となるケースが直近ではないので「発行していない」と回答しているが、取扱が厳密に決まっているわけではないので、実際に該当となるケースがあった場合に備えて、取扱を整理しておく必要があると感じる」、「発行前に納税相談の確認は行う」等があげられた。

表４－３－１　滞納世帯への７０歳未満の認定証の発行　　（単位：自治体、%）

		合計	まったく発行していない	すべての世帯に発行している	国保法施行令第1条に定める「特別な事情」に該当する場合は発行している	その他	無回答
全体	実数	1,096	257	241	325	249	24
	比率		23.4	22.0	29.7	22.7	2.2
被保険者数規模別	A	653	159	169	187	121	17
			24.3	25.9	28.6	18.5	2.6
	B	339	87	56	97	94	5
			25.7	16.5	28.6	27.7	1.5
	C	49	5	3	20	19	2
			10.2	6.1	40.8	38.8	4.1
	D	17	3	2	8	4	0
			17.6	11.8	47.1	23.5	0.0
	E	22	2	2	9	9	0
			9.1	9.1	40.9	40.9	0.0
	F	16	1	9	4	2	0
			6.3	56.3	25.0	12.5	0.0

２）　滞納世帯に発行する７０歳未満の認定証の有効期限について（問 39-2）

表４－３－２は、滞納世帯に発行する７０歳未満の認定証の有効期限をどう設定しているのかを示している。本設問では、通常の認定証は有効期限を翌年度７月末まで（当該認定を行った日の属する月が４月から７月までの場合、当年度の７月末まで）としているが、滞納世帯に発行する認定証に関しては、それよりも短く設定することを行っているかを確認した。また、一律で短くしている場合は、「すべて短くしている」を選択し、個別ケースで入院がある月のみ有効期限が１か月間の認定証を発行している場合などは、「個別に設定している」を選択するようにした。「通常どおり」は 48.9%、「すべて短くしている」は 9.2%、「個別に設定している」は 19.3%である。

回答の補足では、「保険証の有効期限と同じにしている」、「令和３年１０月２０日からオンライン資格確認が導入され、医療機関が限度額情報を取得できるようになった。その

ため令和３年１０月２０日以降は全世帯に発行している。令和３年１０月１９日以前は滞納世帯に対し有効期限を短くするなど個別対応を行っていた。」、「１ヶ月限定」、「１ヶ月単位で発行」、「保険証の期限に合わせている（一般保険証が交付されている場合は通常どおりだが、短期保険証交付世帯の場合はその期限まで）。」があげられた。

表４－３－２　滞納世帯に発行する７０歳未満の認定証の有効期限　（単位：自治体、%）

		合計	通常どおり	すべて短くしている	個別に設定している	無回答
全体	実数	1,096	536	101	211	248
	比率		48.9	9.2	19.3	22.6
被保険者数規模別	A	653	309	57	134	153
			47.3	8.7	20.5	23.4
	B	339	156	39	62	82
			46.0	11.5	18.3	24.2
	C	49	33	2	7	7
			67.3	4.1	14.3	14.3
	D	17	13	0	1	3
			76.5	0.0	5.9	17.6
	E	22	14	1	6	1
			63.6	4.5	27.3	4.5
	F	16	11	2	1	2
			68.8	12.5	6.3	12.5

３）　滞納世帯に７０歳未満の認定証を発行するかの判断について（問 39-3）

表４－３－３は、滞納世帯に７０歳未満の認定証を発行するかの判断をどのようにしているかを示している。「内規やマニュアル等で定めている」は 23.8%、「発行前に決裁を取る」は 12.0%、「担当者（複数人での相談も含む）の判断」は 35.9%、「その他」は 10.3%である。

「その他」では、「納付相談後に発行している」、「税務課に滞納状況を確認して決めている」、「短期証世帯のみすべての世帯に発行している」、「保険証を有しているかどうか」、「納税係の許可があれば発行している」、「分納誓約・履行の有無で判断。なければ決裁」、

「納税が確認できた場合、または納税相談を行った場合に発行する」、「決裁権者（課長）、担当者との協議により、その都度判断」、「管理職と相談」、「収納担当に引き継ぎ、分納計画等を行ったうえで発行している」、「マニュアル等はない」、「県内の内規による」、「○○市として従前からの運用」、「前例による」、「完納が条件」があげられた。

回答の補足では、「市役所保険料課の窓口に来所か電話相談をしてもらい、国保法施行令第１条の特別な事情を判断基準に、職員に納付相談を行い、納付誓約をしたうえで、限度額認定証の交付を行っている」、「状況により、判断、方法、発行有無が変更するため、回答が難しい」、「基本、滞納世帯から認定証の申請があった場合は、税務課と申請者で相談をしてもらい、交付している。」、「内規で定め、発行前に決裁を取る定めではない」等があげられた。

表４－３－３　滞納世帯に７０歳未満の認定証を発行するかの判断　（単位：自治体、%）

		合計	内規やマニュアル等で定めている	発行前に決裁を取る	担当者（複数人での相談も含む）の判断	その他	無回答
全体	実数	1,096	261	132	394	113	196
	比率		23.8	12.0	35.9	10.3	17.9
被保険者数規模別	A	653	119	93	276	50	115
			18.2	14.2	42.3	7.7	17.6
	B	339	97	31	95	49	67
			28.6	9.1	28.0	14.5	19.8
	C	49	26	2	9	4	8
			53.1	4.1	18.4	8.2	16.3
	D	17	8	2	2	2	3
			47.1	11.8	11.8	11.8	17.6
	E	22	10	1	5	4	2
			45.5	4.5	22.7	18.2	9.1
	F	16	1	3	7	4	1
			6.3	18.8	43.8	25.0	6.3

４）　滞納世帯に７０歳未満の認定証を発行している件数（「特別な事情」を含む）について（問 39-4）

本設問での件数とは、滞納世帯に認定証を発行する際に届出（国保法施行令第１条に定める「特別な事情」に該当することの届出等）を受理する場合は、その受理件数を回答してもらい、届出を受理していない場合は、滞納世帯に係わる認定証の申請数（申請書の枚数）で回答する形式をとった。また、件数を把握していない場合と無回答を区別するため、回答欄に不明の選択肢を設けている。

（ア）平成２９年度について

表４－３－４－１は、平成２９年度における滞納世帯への７０歳未満の認定証の発行件数を示している。「０件」と回答した割合は、25.0%である。また、「不明」が59.0%と多い。

さらに、被保険者数規模別で発行している件数をみると、規模の小さいA、Bでも「１００件以上」発行している自治体がある。

表４－３－４－１　滞納世帯への７０歳未満の認定証の発行件数（平成２９年度）　（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	不明	無回答
全体	実数	1,096	274	41	16	9	647	109
	比率		25.0	3.7	1.5	0.8	59.0	9.9
被保険者数規模別	A	653	195	29	7	1	348	73
			29.9	4.4	1.1	0.2	53.3	11.2
	B	339	70	9	9	5	215	31
			20.6	2.7	2.7	1.5	63.4	9.1
	C	49	3	3	0	1	39	3
			6.1	6.1	0.0	2.0	79.6	6.1
	D	17	2	0	0	0	14	1
			11.8	0.0	0.0	0.0	82.4	5.9
	E	22	1	0	0	2	18	1
			4.5	0.0	0.0	9.1	81.8	4.5
	F	16	3	0	0	0	13	0
			18.8	0.0	0.0	0.0	81.3	0.0

（イ）平成３０年度について

表４－３－４－２は、平成３０年度における滞納世帯への７０歳未満の認定証の発行件数を示している。「０件」と回答した割合は、25.4%である。また、「不明」が58.3%と多い。

さらに、被保険者数規模別で発行している件数をみると、規模の小さいA、Bでも「１００件以上」発行している自治体がある。

表４－３－４－２　滞納世帯への７０歳未満の認定証の発行件数（平成３０年度）　（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	不明	無回答
全体	実数	1,096	278	36	25	9	639	109
	比率		25.4	3.3	2.3	0.8	58.3	9.9
被保険者数規模別	A	653	195	30	11	1	343	73
			29.9	4.6	1.7	0.2	52.5	11.2
	B	339	73	5	12	5	213	31
			21.5	1.5	3.5	1.5	62.8	9.1
	C	49	4	1	2	1	38	3
			8.2	2.0	4.1	2.0	77.6	6.1
	D	17	2	0	0	0	14	1
			11.8	0.0	0.0	0.0	82.4	5.9
	E	22	1	0	0	2	18	1
			4.5	0.0	0.0	9.1	81.8	4.5
	F	16	3	0	0	0	13	0
			18.8	0.0	0.0	0.0	81.3	0.0

（ウ）令和元年度について

表４－３－４－３は、令和元年度における滞納世帯への７０歳未満の認定証の発行件数を示している。「０件」と回答した割合は、25.7%である。また、「不明」が 56.2%と多い。

さらに、被保険者数規模別で発行している件数をみると、規模の小さい A、B でも「１００件以上」発行している自治体がある。

表４－３－４－３　滞納世帯への７０歳未満の認定証の発行件数（令和元年度）　（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	不明	無回答
全体	実数	1,096	282	53	26	10	616	109
	比率		25.7	4.8	2.4	0.9	56.2	9.9
被保険者数規模別	A	653	202	39	12	1	326	73
			30.9	6.0	1.8	0.2	49.9	11.2
	B	339	72	11	12	6	207	31
			21.2	3.2	3.5	1.8	61.1	9.1
	C	49	3	2	2	1	38	3
			6.1	4.1	4.1	2.0	77.6	6.1
	D	17	2	0	0	0	14	1
			11.8	0.0	0.0	0.0	82.4	5.9
	E	22	1	0	0	2	18	1
			4.5	0.0	0.0	9.1	81.8	4.5
	F	16	2	1	0	0	13	0
			12.5	6.3	0.0	0.0	81.3	0.0

（エ）令和２年度について

表４－３－４－４は、令和２年度における滞納世帯への７０歳未満の認定証の発行件数を示している。「０件」と回答した割合は、26.8%である。また、「不明」が 53.1%と多い。

さらに、被保険者数規模別で発行している件数をみると、規模の小さい A、B でも「１００件以上」発行している自治体がある。

表４－３－４－４　滞納世帯への７０歳未満の認定証の発行件数（令和２年度）　（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	不明	無回答
全体	実数	1,096	294	65	36	10	582	109
	比率		26.8	5.9	3.3	0.9	53.1	9.9
被保険者数規模別	A	653	208	52	17	1	302	73
			31.9	8.0	2.6	0.2	46.2	11.2
	B	339	75	11	17	6	199	31
			22.1	3.2	5.0	1.8	58.7	9.1
	C	49	5	2	2	1	36	3
			10.2	4.1	4.1	2.0	73.5	6.1
	D	17	2	0	0	0	14	1
			11.8	0.0	0.0	0.0	82.4	5.9
	E	22	1	0	0	2	18	1
			4.5	0.0	0.0	9.1	81.8	4.5
	F	16	3	0	0	0	13	0
			18.8	0.0	0.0	0.0	81.3	0.0

（オ）令和３年度について

表４－３－４－５は、令和３年度における滞納世帯への７０歳未満の認定証の発行件数を示している。「０件」と回答した割合は、28.1%である。また、「不明」が 49.6%と多い。

さらに、被保険者数規模別で発行している件数をみると、規模の小さい A、B でも「１００件以上」発行している自治体がある。

表４－３－４－５　滞納世帯への７０歳未満の認定証の発行件数（令和３年度）　（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	不明	無回答
全体	実数	1,096	308	79	47	10	544	108
	比率		28.1	7.2	4.3	0.9	49.6	9.9
被保険者数規模別	A	653	218	62	23	1	277	72
			33.4	9.5	3.5	0.2	42.4	11.0
	B	339	76	14	22	6	190	31
			22.4	4.1	6.5	1.8	56.0	9.1
	C	49	7	1	2	1	35	3
			14.3	2.0	4.1	2.0	71.4	6.1
	D	17	2	1	0	0	13	1
			11.8	5.9	0.0	0.0	76.5	5.9
	E	22	1	0	0	2	18	1
			4.5	0.0	0.0	9.1	81.8	4.5
	F	16	4	1	0	0	11	0
			25.0	6.3	0.0	0.0	81.3	0.0

５）　認定証を滞納世帯に発行しない（断る）場合、非課税世帯には「食事療養標準負担額減額認定証」を発行するかについて（問 39-5）

表４－３－５は、認定証を滞納世帯に発行しない（断る）場合、非課税世帯には「食事療養標準負担額減額認定証」を発行するかどうかを示している。本設問では、「食事療養標準負担額減額認定証」とは、国民健康保険法施行規則第 26 条の 3 の規定によるものをいう。「必ずしている」は 8.6%、「申し出があればしている」は 26.3%、「していない」は 44.2%である。

回答の補足では、「資格証対象者以外のみ。」、「制度の説明をした上で申し出があれば発行している」、「滞納世帯にかかわらず発行しているため、断る場合はない。」、「食事療養費は差額支給で対応」、「該当となるケースが直近ではないので「発行していない」と回答しているが、取扱が厳密に決まっているわけではないので、実際に該当となるケースがあった場合に備えて、取扱を整理しておく必要があると感じる」、「状況により、判断、方法、発行有無が変更するため、「する」「しない」での回答が難しい」等があげられた。

表４－３－５　食事療養標準負担額減額認定証の発行　（単位：自治体、%）

		合計	必ずしている	申し出があればしている	していない	無回答
全体	実数	1,096	94	288	484	230
	比率		8.6	26.3	44.2	21.0
被保険者数規模別	A	653	41	146	318	148
			6.3	22.4	48.7	22.7
	B	339	43	106	128	62
			12.7	31.3	37.8	18.3
	C	49	4	19	19	7
			8.2	38.8	38.8	14.3
	D	17	2	6	7	2
			11.8	35.3	41.2	11.8
	E	22	3	8	8	3
			13.6	36.4	36.4	13.6
	F	16	1	3	4	8
			6.3	18.8	25.0	50.0

６）　滞納を理由に認定証の発行を断られた後に、認定証を発行するために国民健康保険料（税）を完納する人の有無について（問 39-6）

表４－３－６は、滞納を理由に認定証の発行を断られた後に、認定証を発行するために国民健康保険料（税）を完納する人がいるかを示している。本設問では、1期のみ等の納付忘れは除き、窓口対応等において、実際にそのようなケースがあるかについて尋ねた。「いる」と回答した割合は、55.7%である。

回答の補足では、「完納は求めない」、「資格証から完納したケースあり」、「各人の対応のためいるとは思う」、「納税についての相談はある」、「把握していない。」、「完納する人はいないが、まとまった金額を一度に納付する人はいる。」があげられた。

表４－３－６　認定証を発行するために滞納分の国民健康保険料（税）を完納する人の有無　（単位：自治体、%）

		合計	いる	いない	無回答
全体	実数	1,096	611	239	246
	比率		55.7	21.8	22.4
被保険者数規模別	A	653	326	168	159
			49.9	25.7	24.3
	B	339	214	59	66
			63.1	17.4	19.5
	C	49	35	6	8
			71.4	12.2	16.3
	D	17	15	0	2
			88.2	0.0	11.8
	E	22	18	1	3
			81.8	4.5	13.6
	F	16	3	5	8
			18.8	31.3	50.0

７）　滞納世帯であっても子ども（１８歳の年度末まで）にのみは認定証を発行するという取扱いについて（問 39-7）

表４－３－７は、滞納世帯であっても子ども（１８歳の年度末まで）にのみは認定証を発行するという取扱いの有無を示している。「ある」と回答した割合は、15.8%である。

具体的な基準は、「６ヶ月まで」、「公費負担医療費等の受給者」、「15 歳の年度末まで」、「１８歳以下」、「１８歳まで」、「１８歳になった年の７月３１日まで」、「高校卒業から次年度の７月３１日まで対象」、「１８歳の年度末まで」があげられた。「１８歳の年度末まで」が最も多く 97 自治体である。

回答の補足では、「事務要領で定めている」、「１５歳の年度末までの子どもに対しては、福祉医療費助成により、医療費無償化で対応」、「子どもの医療費は無償化している」、「認定証は発行していないが、町独自で１８歳の年度末まで、医療費無償化を実施している。」、「本市では１８歳の年度末までの一部負担金の割合が０割であり、窓口で自己負担額を

支払う必要がないため、認定証の交付申請をする方はあまり見られない。また、他部署の助成制度により、保険診療の一部負担金（一部負担金のうち、国保から高額療養費の支給がある場合は、その支給額を差し引いた金額）を助成している（入院時の食事代を含む）。」、「子どもは１８歳まで医療費無料のため」、「状況により、判断、方法、発行有無が変更するため、「ある」「ない」での回答が難しい」、「保険証の取扱に準ずる」、「滞納世帯であっても子どもに保険証発行する。子どもは一部負担金無料のため認定証は発行していない」等があげられた。

表４－３－７　滞納世帯の子どもへの認定証発行に係る特例的な取扱いの有無　（単位：自治体、%）

		合計	ある	ない	無回答
全体	実数	1,096	173	749	174
	比率		15.8	68.3	15.9
被保険者数規模別	A	653	116	423	114
			17.8	64.8	17.5
	B	339	43	248	48
			12.7	73.2	14.2
	C	49	7	36	6
			14.3	73.5	12.2
	D	17	2	14	1
			11.8	82.4	5.9
	E	22	3	17	2
			13.6	77.3	9.1
	F	16	2	11	3
			12.5	68.8	18.8

（４）　高額療養費の自己負担限度額に係る特例と境界層について

本設問での件数とは、問 40-1、問 40-2 ともに各事由が書かれた保護申請却下通知書又は保護廃止決定通知書が提出されて発行した件数を回答する形式をとった。また、件数を把握していない場合と無回答を区別するため、回答欄に不明の選択肢を設けている。

「国保特例高額療養費該当」と「境界層」は、「昭和 57 年 10 月 20 日付け保険発第 75 号「低所得者についての高額療養費の自己負担限度額に係る特例と生活保護との関係について」」、「平成 29 年 6 月 30 日付け保発 0630 第 1 号「「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」及び「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」の公布について(通知)」」、「平成 29 年 10 月 5 日付け社援保発 1005 第 1 号「高額療養費等の生活保護法における取扱いについて」」、「平成 29 年 10 月 6 日付け「生活療養標準負担額における境界層該当者の取扱いの見直しに係る Q&A の送付について」」の通知に基づく。

１）　「国保特例高額療養費該当・標準負担額減額該当」、「国保特例高額療養費該当・標準負担額減額該当（Ⅱ）」又は「国保特例高額療養費該当・標準負担額減額該当（Ⅰ）」と記載された保護申請却下通知書又は保護廃止決定通知書を提出し、自己負担限度額が変更となり発行した「限度額適用・標準負担額減額認定証」の件数について（問 40-1）

（ア）平成３０年度について

表４－４－１－１は、平成３０年度における「国保特例高額療養費該当・標準負担額減額該当」、「国保特例高額療養費該当・標準負担額減額該当（Ⅱ）」又は「国保特例高額療養費該当・標準負担額減額該当（Ⅰ）」と記載された保護申請却下通知書又は保護廃止決定通知書を提出し、自己負担限度額が変更となり発行した「限度額適用・標準負担額減額認定証」の件数を示している。「０件」と回答した割合は、58.1%であり、「不明」が 32.9%である。また、不明と無回答を除いた割合では、「0 件」は、94.8%である。

表４－４－１－１　国保特例高額療養費該当・標準負担額減額該当に係る限度額適用・標準負担額減額認定証の発行件数（平成３０年度）　（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	不明	無回答
全体	実数	1,096	637	32	3	0	361	63
	比率		58.1	2.9	0.3	0.0	32.9	5.7
被保険者数規模別	A	653	389	6	1	0	209	48
			59.6	0.9	0.2	0.0	32.0	7.4
	B	339	213	13	0	0	100	13
			62.8	3.8	0.0	0.0	29.5	3.8
	C	49	19	7	1	0	22	0
			38.8	14.3	2.0	0.0	44.9	0.0
	D	17	5	3	0	0	9	0
			29.4	17.6	0.0	0.0	52.9	0.0
	E	22	7	3	1	0	10	1
			31.8	13.6	4.5	0.0	45.5	4.5
	F	16	4	0	0	0	11	1
			25.0	0.0	0.0	0.0	68.8	6.3

（イ）令和元年度について

表４－４－１－２は、令和元年度における「国保特例高額療養費該当・標準負担額減額該当」、「国保特例高額療養費該当・標準負担額減額該当（Ⅱ）」又は「国保特例高額療養費該当・標準負担額減額該当（Ⅰ）」と記載された保護申請却下通知書又は保護廃止決定通知書を提出し、自己負担限度額が変更となり発行した「限度額適用・標準負担額減額認定証」の件数を示している。「０件」と回答した割合は、58.9%であり、「不明」が 31.7%である。また、不明と無回答を除いた割合では、「0 件」は、94.0%である。

表４－４－１－２　国保特例高額療養費該当・標準負担額減額該当に係る限度額適用・標準負担額減額認定証の発行件数（令和元年度）　　（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	不明	無回答
全体	実数	1,096	646	39	2	0	347	62
	比率		58.9	3.6	0.2	0.0	31.7	5.7
被保険者数規模別	A	653	396	7	0	0	202	48
			60.6	1.1	0.0	0.0	30.9	7.4
	B	339	216	15	0	0	96	12
			63.7	4.4	0.0	0.0	28.3	3.5
	C	49	20	9	1	0	19	0
			40.8	18.4	2.0	0.0	38.8	0.0
	D	17	4	3	0	0	10	0
			23.5	17.6	0.0	0.0	58.8	0.0
	E	22	5	5	1	0	10	1
			22.7	22.7	4.5	0.0	45.5	4.5
	F	16	5	0	0	0	10	1
			31.3	0.0	0.0	0.0	62.5	6.3

（ウ）令和２年度について

表４－４－１－３は、令和２年度における「国保特例高額療養費該当・標準負担額減額該当」、「国保特例高額療養費該当・標準負担額減額該当（Ⅱ）」又は「国保特例高額療養費該当・標準負担額減額該当（Ⅰ）」と記載された保護申請却下通知書又は保護廃止決定通知書を提出し、自己負担限度額が変更となり発行した「限度額適用・標準負担額減額認定証」の件数を示している。「０件」と回答した割合は、63.1%であり、「不明」が 27.0%である。また、不明と無回答を除いた割合では、「0 件」は、93.8%である。

表４－４－１－３　国保特例高額療養費該当・標準負担額減額該当に係る限度額適用・標準負担額減額認定証の発行件数（令和２年度）　　（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	不明	無回答
全体	実数	1,096	692	43	3	0	296	62
	比率		63.1	3.9	0.3	0.0	27.0	5.7
被保険者数規模別	A	653	424	6	1	0	174	48
			64.9	0.9	0.2	0.0	26.6	7.4
	B	339	229	19	0	0	79	12
			67.6	5.6	0.0	0.0	23.3	3.5
	C	49	23	11	1	0	14	0
			46.9	22.4	2.0	0.0	28.6	0.0
	D	17	4	3	0	0	10	0
			23.5	17.6	0.0	0.0	58.8	0.0
	E	22	7	4	1	0	9	1
			31.8	18.2	4.5	0.0	40.9	4.5
	F	16	5	0	0	0	10	1
			31.3	0.0	0.0	0.0	62.5	6.3

（エ）令和３年度について

表４－４－１－４は、令和３年度における「国保特例高額療養費該当・標準負担額減額該当」、「国保特例高額療養費該当・標準負担額減額該当（Ⅱ）」又は「国保特例高額療養費該当・標準負担額減額該当（Ⅰ）」と記載された保護申請却下通知書又は保護廃止決定通知書を提出し、自己負担限度額が変更となり発行した「限度額適用・標準負担額減額認定証」の件数を示している。「０件」と回答した割合は、64.1%であり、「不明」が 24.2%である。また、不明と無回答を除いた割合では、「0 件」は、91.1%である。

表４－４－１－４　国保特例高額療養費該当・標準負担額減額該当に係る限度額適用・標準負担額減額認定証の発行件数（令和３年度）　　（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	不明	無回答
全体	実数	1,096	702	65	4	0	265	60
	比率		64.1	5.9	0.4	0.0	24.2	5.5
被保険者数規模別	A	653	440	9	1	0	156	47
			67.4	1.4	0.2	0.0	23.9	7.2
	B	339	226	33	1	0	68	11
			66.7	9.7	0.3	0.0	20.1	3.2
	C	49	21	13	1	0	14	0
			42.9	26.5	2.0	0.0	28.6	0.0
	D	17	4	4	0	0	9	0
			23.5	23.5	0.0	0.0	52.9	0.0
	E	22	5	6	1	0	9	1
			22.7	27.3	4.5	0.0	40.9	4.5
	F	16	6	0	0	0	9	1
			37.5	0.0	0.0	0.0	56.3	6.3

２）　「限度額適用・標準負担額減額認定該当(境)」と記載された保護申請却下通知書又は保護廃止決定通知書を提出し、境界層該当者として食費及び居住費が減額となり発行した「限度額適用・標準負担額減額認定証（境)」の件数について（問 40-2)

（ア）平成３０年度について

表４－４－２－１は、平成３０年度における「限度額適用・標準負担額減額認定該当(境)」と記載された保護申請却下通知書又は保護廃止決定通知書を提出し、境界層該当者として食費及び居住費が減額となり発行した「限度額適用・標準負担額減額認定証（境)」の件数を示している。「０件」と回答した割合は、59.7%であり、「不明」が 32.5%である。また、不明と無回答を除いた割合では、「0 件」は、96.6%である。

表４－４－２－１　境界層に係る限度額適用・標準負担額減額認定証（境）の発行件数（平成３０年度）　（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	不明	無回答
全体	実数	1,096	654	22	1	0	356	63
	比率		59.7	2.0	0.1	0.0	32.5	5.7
被保険者数規模別	A	653	395	2	0	0	208	48
			60.5	0.3	0.0	0.0	31.9	7.4
	B	339	218	11	0	0	97	13
			64.3	3.2	0.0	0.0	28.6	3.8
	C	49	20	6	1	0	22	0
			40.8	12.2	2.0	0.0	44.9	0.0
	D	17	6	3	0	0	8	0
			35.3	17.6	0.0	0.0	47.1	0.0
	E	22	11	0	0	0	10	1
			50.0	0.0	0.0	0.0	45.5	4.5
	F	16	4	0	0	0	11	1
			25.0	0.0	0.0	0.0	68.8	6.3

（イ）令和元年度について

表４－４－２－２は、令和元年度における「限度額適用・標準負担額減額認定該当(境)」と記載された保護申請却下通知書又は保護廃止決定通知書を提出し、境界層該当者として食費及び居住費が減額となり発行した「限度額適用・標準負担額減額認定証（境)」の件数を示している。「０件」と回答した割合は、60.6%であり、「不明」が 31.1%である。また、不明と無回答を除いた割合では、「0 件」は、95.8%である。

表４－４－２－２　境界層に係る限度額適用・標準負担額減額認定証（境）の発行件数（令和元年度）　（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	不明	無回答
全体	実数	1,096	664	28	1	0	341	62
	比率		60.6	2.6	0.1	0.0	31.1	5.7
被保険者数規模別	A	653	400	5	0	0	200	48
			61.3	0.8	0.0	0.0	30.6	7.4
	B	339	221	13	0	0	93	12
			65.2	3.8	0.0	0.0	27.4	3.5
	C	49	22	7	1	0	19	0
			44.9	14.3	2.0	0.0	38.8	0.0
	D	17	6	2	0	0	9	0
			35.3	11.8	0.0	0.0	52.9	0.0
	E	22	10	1	0	0	10	1
			45.5	4.5	0.0	0.0	45.5	4.5
	F	16	5	0	0	0	10	1
			31.3	0.0	0.0	0.0	62.5	6.3

（ウ）令和２年度について

表４－４－２－３は、令和２年度における「限度額適用・標準負担額減額認定該当(境)」と記載された保護申請却下通知書又は保護廃止決定通知書を提出し、境界層該当者として食費及び居住費が減額となり発行した「限度額適用・標準負担額減額認定証（境)」の件数を示している。「０件」と回答した割合は、63.3%であり、「不明」が 26.5%である。また、不明と無回答を除いた割合では、「0 件」は、93.3%である。

表４－４－２－３　境界層に係る限度額適用・標準負担額減額認定証（境）の発行件数（令和２年度）　（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	不明	無回答
全体	実数	1,096	694	49	1	0	290	62
	比率		63.3	4.5	0.1	0.0	26.5	5.7
被保険者数規模別	A	653	425	7	0	0	173	48
			65.1	1.1	0.0	0.0	26.5	7.4
	B	339	224	28	0	0	75	12
			66.1	8.3	0.0	0.0	22.1	3.5
	C	49	26	8	1	0	14	0
			53.1	16.3	2.0	0.0	28.6	0.0
	D	17	4	5	0	0	8	0
			23.5	29.4	0.0	0.0	47.1	0.0
	E	22	10	1	0	0	10	1
			45.5	4.5	0.0	0.0	45.5	4.5
	F	16	5	0	0	0	10	1
			31.3	0.0	0.0	0.0	62.5	6.3

（エ）令和３年度について

表４－４－２－４は、令和３年度における「限度額適用・標準負担額減額認定該当(境)」と記載された保護申請却下通知書又は保護廃止決定通知書を提出し、境界層該当者として食費及び居住費が減額となり発行した「限度額適用・標準負担額減額認定証（境)」の件数を示している。「０件」と回答した割合は、66.0%であり、「不明」が 23.4%である。また、不明と無回答を除いた割合では、「0 件」は、92.7%である。

表４－４－２－４　境界層に係る限度額適用・標準負担額減額認定証（境）の発行件数（令和３年度）　（単位：自治体、%）

		合計	0件	1～10件未満	10～100件未満	100件以上	不明	無回答
全体	実数	1,096	723	56	1	0	256	60
	比率		66.0	5.1	0.1	0.0	23.4	5.5
被保険者数規模別	A	653	443	12	0	0	151	47
			67.8	1.8	0.0	0.0	23.1	7.2
	B	339	238	25	0	0	65	11
			70.2	7.4	0.0	0.0	19.2	3.2
	C	49	23	11	1	0	14	0
			46.9	22.4	2.0	0.0	28.6	0.0
	D	17	5	4	0	0	8	0
			29.4	23.5	0.0	0.0	47.1	0.0
	E	22	8	4	0	0	9	1
			36.4	18.2	0.0	0.0	40.9	4.5
	F	16	6	0	0	0	9	1
			37.5	0.0	0.0	0.0	56.3	6.3

３）　７０歳未満で国民健康保険料（税）の滞納がある場合でも、「国保特例高額療養費該当・標準負担額減額該当」、「国保特例高額療養費該当・標準負担額減額該当（Ⅱ）」又は「国保特例高額療養費該当・標準負担額減額該当（Ⅰ）」（問 40-1）や「限度額適用・標準負担額減額認定該当(境)」（問 40-2）と記載された保護申請却下通知書又は保護廃止決定通知書が提出された場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証（境）」を発行するかについて（問 40-3）

表４－４－３は、７０歳未満で国民健康保険料（税）の滞納がある場合でも、「国保特例高額療養費該当・標準負担額減額該当」、「国保特例高額療養費該当・標準負担額減額該当（Ⅱ）」又は「国保特例高額療養費該当・標準負担額減額該当（Ⅰ）」や「限度額適用・標準負担額減額認定該当(境)」と記載された保護申請却下通知書又は保護廃止決定通知書が提出された場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証（境）」を発行するかを示している。「する」と回答した割合は、41.1%である。

回答の補足では、「「特別な事情」に該当する場合は発行する」、「市が適当と認める場合は発行する」、「該当者がおらず、どのように対応するか決めてない」、「該当世帯の収納状況によっては発行を検討する」、「各理由が記載された保護申請却下通知書または、保護廃止決定通知書を添付した認定証の申請において、今までに国民健康保険料の滞納があった事例が見あたらないため」、「家計等の状況を聞き取って判断する」、「過去に事例がない為、提出があった際には検討」、「過去に事例がなく、想定できていない」、「関係各係、担当で協議し、その可否を決定する」、「現状聴取した上で判断する。借金などの理由であれば不可とし、債務整理につなげる場合などは他の窓口へ案内する可能性がある」、「資格証世帯以外であれば発行する。」、「執行停止に相当する経済状況や、すぐに入院を要する病気などの事情があるときは、有効期限を個別に考慮して交付することがある」、「前例を確認できないため、実際に同様の状況が発生した際に、被保険者の状態を鑑みた上で、課内で対応を検討することになる」、「特別な事情がある場合には、事前に決裁を取り発行」、「生活保護担当者及び徴収担当と協議の上対応する」、「発行するとしたが、実績はなし」、「分納誓約書等が必要」、「分納の状況により判断するため、設問の状況のみでは、発行の可否の判断は不可」、「徴収担当課と協議の上交付するかしないかを決定する」、「該当となるケースが直近ではないので「しない」と回答しているが、取扱が厳密に決まっているわけではない。」、「状況により、判断、方法、発行有無が変更するため、「する」「しない」での回答が難しい」等があげられた。

表４－４－３　滞納の有無と「限度額適用・標準負担額減額認定証」
又は「限度額適用・標準負担額減額認定証（境）」の発行　（単位：自治体、％）

		合計	する	しない	無回答
全体	実数	1,096	451	431	214
	比率		41.1	39.3	19.5
被保険者数規模別	A	653	250	256	147
			38.3	39.2	22.5
	B	339	140	143	56
			41.3	42.2	16.5
	C	49	27	17	5
			55.1	34.7	10.2
	D	17	14	3	0
			82.4	17.6	0.0
	E	22	14	5	3
			63.6	22.7	13.6
	F	16	6	7	3
			37.5	43.8	18.8

Ⅴ　医療費助成について

（１）　通院時の子どもの医療費助成の現物給付（※一部自己負担の有無は問わない）の対象について（問 41-1）

表５－１は、通院時の子どもの医療費助成の現物給付（※一部自己負担の有無は問わない）の対象を示している。本設問では、「一部自己負担の有無は問わない」ため、初回のみや数回一部自己負担がある場合等であっても現物給付が行われていれば、実施しているとして扱った。「実施していない」は 0.1%、「６歳の年度末まで」は 4.7%、「１２歳の年度末まで」は 2.4%、「１５歳の年度末まで」は 40.7%、「１８歳の年度末まで」は 48.9%、「その他」は 1.2%である。

「その他」では、「９歳の年度末まで」、「１５歳の年度末まで。但し小中学生は非課税世帯のみ対象」、「県内大学等に通学する２０歳の年度末まで」、「住民税非課税世帯の１８歳の年度末まで」、「非課税世帯のうち、現物給付を希望した世帯の１８歳の年度末まで」、「課税世帯は６歳の年度末まで、非課税世帯は１８歳の年度末まで」、「２０歳の年度末まで。１９・２０歳は学生のみ」、「２０歳の年度末まで」があげられた。

回答の補足では、「非課税世帯のみ。」、「「１８歳の年度末まで」に拡大予定」、「ひとり親家庭等（親）：ひとり親家庭で２０歳未満の子を養育している方。ひとり親家庭等（子）：ひとり親家庭で２０歳未満の子か父母のいない子で１８歳未満の方または高等学校在学中で２０歳未満の方」、「令和５年度から１８歳までになる。」、「市制度」、「国保会計の中では実施していないが、一般会計の中で他保険区分と合同で実施」、「○○市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例第６条第２項に基づく。」、「結婚している場合は対象外」、「県内医療機関のみ現物支給」、「０歳～中３は所得制限なし、高校生は所得制限あり」、「市で高額療養費該当の有無を確認し、該当する場合には、高額療養費相当額を国保から返戻している」、「現物給付制度は非課税世帯に限る」、「接骨院や鍼灸院、県外受診について、未就学児であっても償還払いとなる」、「中学生においては、父母の市民税所得額の合計が税額控除前で１３６，７００円を超える場合は助成対象外」、「母子家庭・父子家庭等に属する児童の場合は、１８歳の年度末および基準以上の障がいがある時は２０歳の前日まで現物給付の対象となる（所得制限あり）。また、それ以外の高校生相当年齢の児童は償還払いによる医療費補助の対象となる」、「対象年齢は１５歳の年度末までとなっているが、小学生以上の子どもには所得制限を設けている」、「県内医療機関等に限り現物給付を実施している。県外分は償還払いにより支給している。」、「対象を拡大する予定」等があげられた。

表５－１　通院時の子どもの医療費助成の現物給付の対象　　（単位：自治体、%）

		合計	実施していない	6歳の年度末まで	12歳の年度末まで	15歳の年度末まで	18歳の年度末まで	その他	無回答
全体	実数	1,096	1	51	26	446	536	13	23
	比率		0.1	4.7	2.4	40.7	48.9	1.2	2.1
被保険者数規模別	A	653	1	35	7	209	377	7	17
			0.2	5.4	1.1	32.0	57.7	1.1	2.6
	B	339	0	14	14	175	126	6	4
			0.0	4.1	4.1	51.6	37.2	1.8	1.2
	C	49	0	2	3	32	12	0	0
			0.0	4.1	6.1	65.3	24.5	0.0	0.0
	D	17	0	0	1	10	6	0	0
			0.0	0.0	5.9	58.8	35.3	0.0	0.0
	E	22	0	0	1	16	3	0	2
			0.0	0.0	4.5	72.7	13.6	0.0	9.1
	F	16	0	0	0	4	12	0	0
			0.0	0.0	0.0	25.0	75.0	0.0	0.0

（２）　入院時の子どもの医療費助成の現物給付（※一部自己負担の有無は問わない）の対象について（問 41-2）

表５－２は、入院時の子どもの医療費助成の現物給付（※一部自己負担の有無は問わない）の対象を示している。本設問では、「一部自己負担の有無は問わない」ため、初回のみや数回一部自己負担がある場合等であっても現物給付が行われていれば、実施しているとして扱った。「実施していない」は 1.4%、「６歳の年度末まで」は 3.9%、「１２歳の年度末まで」は 1.2%、「１５歳の年度末まで」は 39.9%、「１８歳の年度末まで」は 50.4%、「その他」は 1.0%である。

「その他」では、「１５歳の年度末まで。但し小中学生は非課税世帯のみ対象」、「県内大学等に通学する２０歳の年度末まで」、「１８歳の年度末まで。ただし学生の場合は２４歳の年度末まで」、「住民税非課税世帯の１８歳の年度末まで」、「２０歳の年度末まで。１９・２０歳は学生のみ」、「２０歳の年度末まで」、「９歳の年度末まで」があげられた。

回答の補足では、「高校生の入院にかかる医療費は現金給付」、「償還払いは１８歳の年度末まで」、「入院時の子どもの医療費助成は６歳の年度末から１５歳の年度末まで償還払いで対応。」、「高校１年生から２０歳未満（慢性呼吸器疾患等１６疾患群）の入院費に

おける自己負担額上限（２，０００円）を超えた部分については、償還払いによる医療費助成を行う」、「入院時の助成は全て償還払いで１５歳の年度末まで対応している」、「「１８歳の年度末まで」に拡大予定」、「国保会計の中では実施していないが、一般会計の中で他保険区分と合同で実施」、「県制度」、「○○市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例第６条第２項に基づく。」、「結婚している場合は対象外」、「県内医療機関のみ現物支給」、「市で高額療養費該当の有無を確認し、該当する場合には、高額療養費相当額を国保から返戻している」、「対象を拡大する予定」、「現物給付制度は非課税世帯に限る」、「高校１年生から２０歳未満（慢性呼吸器疾患等１６疾患群）の入院費における自己負担額上限（２，０００円）を超えた部分については、償還払いによる医療費助成を行う」、「地方単独事業（福祉医療費給付事業）による現物化」、「中学生は、父母の市民税所得額の合計が税額控除前で１３６，７００円を超える場合は助成対象外」、「母子家庭・父子家庭等に属する児童の場合は、１８歳の年度末および基準以上の障がいがある時は２０歳の前日まで現物給付の対象となる（所得制限あり）。また、それ以外の高校生相当年齢の児童は償還払いによる医療費補助の対象となる」、「制度内容変更の可能性がある」等があげられた。

表５－２　入院時の子どもの医療費助成の現物給付の対象　（単位：自治体、%）

		合計	実施していない	6歳の年度末まで	12歳の年度末まで	15歳の年度末まで	18歳の年度末まで	その他	無回答
全体	実数	1,096	15	43	13	437	552	11	25
	比率		1.4	3.9	1.2	39.9	50.4	1.0	2.3
被保険者数規模別	A	653	11	27	8	207	376	6	18
			1.7	4.1	1.2	31.7	57.6	0.9	2.8
	B	339	4	14	3	173	137	4	4
			1.2	4.1	0.9	51.0	40.4	1.2	1.2
	C	49	0	2	2	28	15	1	1
			0.0	4.1	4.1	57.1	30.6	2.0	2.0
	D	17	0	0	0	11	6	0	0
			0.0	0.0	0.0	64.7	35.3	0.0	0.0
	E	22	0	0	0	15	5	0	2
			0.0	0.0	0.0	68.2	22.7	0.0	9.1
	F	16	0	0	0	3	13	0	0
			0.0	0.0	0.0	18.8	81.3	0.0	0.0

（３）　“　国民健康保険被保険者　”の場合に、子どもの医療費助成の現物給付（※一部自己負担の有無は問わない）を受ける際の、医療機関等での「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示について（問 41-3）

本設問では、診療報酬〇〇点以上は必須としている場合や高額療養費に該当するかで線引きをしている場合は「高額療養費に該当する場合は、必須」として扱った。また、「一部自己負担の有無は問わない」ため、初回のみや数回一部自己負担がある場合等であっても現物給付が行われていれば、実施しているとして扱った。さらに、７０歳未満の「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」をまとめて「認定証」という。

回答の補足では、「オンライン資格確認の場合は提示不要」、「オンライン資格確認でも確認可能」、「必須というよりはお願い」、「県外の医療機関の場合は、必須ではないが取得を勧めている」、「限度額適用認定証の提示は必須ではないが、治療が高額になると想定される場合には、提示することを推奨している。」、「県内受診の場合等は必須ではない」、「県内の医療機関への通院であれば、自己負担２００円で済むので、限度額証の申請はなくても問題ないが、県外への通院、及び入院の場合は限度額証の申請をされたほうがよいので、窓口での案内は行っている。しかし、必須とまではしていない」、「高額療養費に該当し、認定証を提示しなかった場合、高額療養費受領に関する委任状の提出を求めている」、「償還申請の際に必要。２１，０００円を超える場合は全て償還払いとなる」、「ただし、委任状兼同意書の提出が必要」、「提示について周知、啓発を徹底しているが、提示がない場合は後日調整している。」、「認定証の提示は必須ではないが、提示をせずに受診した分で、高額療養費に該当していた場合は、本人または保険者に高額療養費該当分相当の返還をしてもらう」、「必須ではないが、極力提示してもらっている。提示せずに高額の対象になった場合は、福祉振り替えの手続きの案内を行う」、「必須ではないが、制度周知チラシに減額証等提示のお願いを記載」、「認定証の取得についての周知を図っている」、「保険者間で調整を行っている」、「窓口での提示がなかったために、医療費助成で高額療養費相当額を現物給付した場合は、振替処理により、後日医療助成と保険者間で調整を行っている。また、入院の際、入院時食事療養費の助成（重度の身体または、知的障がいがあり、市民税非課税世帯の児童に限る）の現物給付を受ける場合は、窓口での提示もしくはオンライン資格確認による適用区分の確認を必須としている。」、「当市国保被保険者の受給者については、高額療養費該当時にその分の医療費を国保給付費から振り替える運用をしているため、医療機関窓口での限度額適用認定証等の提示を必須としていない。※助成開始時に受給者（保護者）と医療費振り替えに関する委任状兼同意書を取り交わしている」、「提示がない場合は保険者に照会」等があげられた。

１）　通院時の場合

表５－３－１は、“国民健康保険被保険者”の場合、子どもの医療費助成の現物給付（※一部自己負担の有無は問わない）において、通院時に医療機関等で「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必須かを示している。「必須」は 5.5%、「必須ではない」は 69.3%、「高額療養費に該当する場合は、必須」は 18.2%、「その他」

は3.6%である。「必須」と「高額療養費に該当する場合は、必須」を合わせると、23.6%が必須としている。

「その他」では、「高額に該当する場合は取得・提示を促しているが、必須ではない」、「子ども医療費受給者証の提示が必須」、「提示が望ましいが、必須としていない」、「県外受診の場合は必要」、「一部負担金等免除証明書」、「２１，０００円以上は現物給付対象外のため必須ではない」、「自己負担額が「病院等、入院、通院ごと」に月額２１，０００円以上の場合は償還払い」、「原則提示してもらうが、提示せず高額に該当する場合、保険組合からの支給通知を添えて申請してもらう」、「必須ではないが、高額療養費に該当する場合は、自己負担金から高額療養費の額を除いた金額が助成対象額となる」、「必須ではないが、推奨」、「受給券交付時に限度額適用認定証の取得を案内しているが、強制ではない為、提示されない場合も給付制限はない。後に本人の同意を得て、国保に高額請求を行っているが、可能な限り、限度額証の取得を促進したい」、「必須では無いが、医療費が高額になると思われる場合は、窓口での提示を推奨している」、「必須ではないが、申請をするよう案内をしている」があげられた。

表５－３－１　子どもの医療費助成の現物給付と認定証（通院時）　（単位：自治体、%）

		合計	必須	必須ではない	高額療養費に該当する場合は、必須	その他	無回答
全体	実数	1,096	60	759	199	39	39
	比率		5.5	69.3	18.2	3.6	3.6
被保険者数規模別	A	653	40	447	124	15	27
			6.1	68.5	19.0	2.3	4.1
	B	339	15	244	60	13	7
			4.4	72.0	17.7	3.8	2.1
	C	49	1	32	8	6	2
			2.0	65.3	16.3	12.2	4.1
	D	17	1	13	0	2	1
			5.9	76.5	0.0	11.8	5.9
	E	22	1	13	3	3	2
			4.5	59.1	13.6	13.6	9.1
	F	16	2	10	4	0	0
			12.5	62.5	25.0	0.0	0.0

２）　入院時の場合

表５－３－２は、“国民健康保険被保険者”の場合、子どもの医療費助成の現物給付（※一部自己負担の有無は問わない）において、入院時に医療機関等で「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必須かを示している。「必須」は7.5%、「必須ではない」は 66.9%、「高額療養費に該当する場合は、必須」は 17.8%、「その他」は 4.3%である。「必須」と「高額療養費に該当する場合は、必須」を合わせると、25.3%が必須としている。

「その他」では、「高額に該当する場合は取得・提示を促しているが、必須ではない」、「子ども医療費受給者証の提示が必須」、「提示が望ましいが、必須としていない」、「食事療養費標準負担額の減額が可能な場合は必須」、「県外受診の場合は必要」、「一部負担金等免除証明書」、「２１，０００円以上は現物給付対象外のため必須ではない」、「自己負担額が「病院等、入院、通院ごと」に月額２１，０００円以上の場合は償還払い」、「原則提示してもらうが、提示せず高額に該当する場合、保険組合からの支給通知を添えて申請してもらう」、「必須ではないが、高額療養費に該当する場合は、自己負担金から高額療養費の額を除いた金額が助成対象額となる」、「必須ではないが、高額該当分は後で国保から振替する」、「必須ではないが、推奨」、「受給券交付時に限度額適用認定証の取得を案内しているが、強制ではない為、提示されない場合も給付制限はない。後に本人の同意を得て、国保に高額請求を行っているが、可能な限り、限度額証の取得を促進したい」、「必須では無いが、医療費が高額になると思われる場合は、窓口での提示を推奨している」、「必須ではないが、申請をするよう案内をしている」、「原則、提示をお願いしているが、提示なしの場合は給付調整している」、「県外国保の場合のみ必要」、「食事代の減額を受ける場合は必須」、「非課税世帯の場合は必須」があげられた。

表５－３－２　子どもの医療費助成の現物給付と認定証（入院時）　（単位：自治体、%）

		合計	必須	必須ではない	高額療養費に該当する場合は、必須	その他	無回答
全体	実数	1,096	82	733	195	47	39
	比率		7.5	66.9	17.8	4.3	3.6
被保険者数規模別	A	653	53	437	118	18	27
			8.1	66.9	18.1	2.8	4.1
	B	339	23	231	61	17	7
			6.8	68.1	18.0	5.0	2.1
	C	49	2	30	8	7	2
			4.1	61.2	16.3	14.3	4.1
	D	17	1	12	1	2	1
			5.9	70.6	5.9	11.8	5.9
	E	22	1	13	3	3	2
			4.5	59.1	13.6	13.6	9.1
	F	16	2	10	4	0	0
			12.5	62.5	25.0	0.0	0.0

（４）　償還払い（自動償還払いも含む）の場合、最速で診療月から何か月後に支給されるかについて（問 41-4）

表５－４は、償還払い（自動償還払いも含む）の場合、最速で診療月から何か月後に支給されるかを示している。「１か月後」は 36.9%、「２か月後」は 31.0%、「３か月後」は 20.6%、「４か月後」は 2.1%、「５か月後」は 0.2%、「６か月後」は 0.2%、「その他」は 3.6%である。「１か月後」との回答が最も多く、最速で３か月以内に支給されるのは 88.5%である。

「その他」では、「申請日から１か月後」、「申請月による」、「県内：５か月後、県外：１か月後」、「申請の２か月後」、「申請日から２～３か月後」、「毎月１０日締め月末払いのため、１か月未満（２０日）」、「入院は３か月後、通院は２か月後」、「自動償還：３か月後、通常償還：１か月後」があげられた。

回答の補足では、「通院の場合は最速で２か月後、入院の場合は４か月後に支給」、「現物給付対象地域（乳幼児は県内、小中学生は、○○市、○○市）以外については２か月後」、「診療月：令和４年１１月、申請：令和４年１２月１日、支給：令和５年１月２５日」、「診療月１２月→市の償還手続き１月→支給２月」、「１０日締め月末振込のため、最速で診療月

当月の支給もあり」、「１か月の医療費自己負担において、保険者から高額療養費の支給ができる場合は、保険者へ高額療養費の支給申請をしてもらい、支給決定後、残りの自己負担について、一部自己負担との差額を現金給付する（申請必要）。この場合、支給は診療月から最短で３か月後となる」、「医療費助成分は高額療養費がないことがわかれば、最速で３か月後、国保分は４か月後に支給となる」、「高額医療費が発生すれば数か月待って支給」、「高額療養費が発生する可能性がある場合は、高額療養費の有無を確認して、無ければ確認後、有れば本人に支給が終わってからの支給となる」、「高額療養費等に該当しない場合に限る」、「高額療養費が該当するかどうかにより異なる」、「最速のケース（県外受診等）入院などは時間を要する」、「自動償還払いは４か月後」、「申請があれば」、「償還払いは申請月の翌月支給」、「申請があってから、おおむね２か月で支払うが、申請者の領収書をまとめて持ってくるケースが多いため、診療月から支給の期間は不明」、「診療月の翌月以降申請可能であり、基本申請月の翌月に支給している」、「明確に決まってはいないが、２か月間と案内している」、「県外受診の場合について回答。治療材料（装具、眼鏡等）の申請の場合は、加入保険からの保険分の支給後になるため数か月を要」、「県内受診は現物給付。県外で受診した場合、領収書持参の上で償還払いの申請をしていただき、申請受理日時点で最短の振込日で償還となるため、タイミングが合えば、受診月の当月中に償還することもある」等があげられた。

表５－４　医療費助成の償還払いの診療月から支給までの最速の期間　（単位：自治体、%）

		合計	1か月後	2か月後	3か月後	4か月後	5か月後	6か月後	その他	無回答
全体	実数	1,096	404	340	226	23	2	2	40	59
	比率		36.9	31.0	20.6	2.1	0.2	0.2	3.6	5.4
被保険者数規模別	A	653	258	180	148	14	2	1	12	38
			39.5	27.6	22.7	2.1	0.3	0.2	1.8	5.8
	B	339	110	125	61	7	0	1	20	15
			32.4	36.9	18.0	2.1	0.0	0.3	5.9	4.4
	C	49	14	18	10	0	0	0	4	3
			28.6	36.7	20.4	0.0	0.0	0.0	8.2	6.1
	D	17	4	9	2	0	0	0	1	1
			23.5	52.9	11.8	0.0	0.0	0.0	5.9	5.9
	E	22	9	6	2	1	0	0	2	2
			40.9	27.3	9.1	4.5	0.0	0.0	9.1	9.1
	F	16	9	2	3	1	0	0	1	0
			56.3	12.5	18.8	6.3	0.0	0.0	6.3	0.0

Ⅵ　自由記述

全国的な国保税率の統一、滞納者に対する行政サービスの実施方法の統一
持続可能な社会保障としての国保制度について
納付義務者が世帯主のため、資力がなくても、世帯員（被保険者）に資力がある場合について、現法律では連帯納付義務がないため、滞納処分することが出来ないことに問題があると感じています
県内での保険料（税）水準の統一に向けた取組を検討していかなければならないと考えています。県内で同じ所得水準、世帯構成であれば、同じ保険料水準とするものであるが、市町ごとに医療費水準や収納率が異なるため、課題が多い
保険の一本化
マイナンバーカードが保険証として利用できるようになり、今後保険証を廃止する話が国から出ています。マイナンバーカードを持たない人にも不利益が生じないような対応を検討していくべきだと思っています
国保に加入する時は、保険証がほしいので来るが、社保に加入した際の届け出が遅れる人がいるので、届け出義務のお知らせをしてほしい
健康保険全体の制度見直しの検討
世帯主課税が現在の社会環境になじまなくなっている
令和６年度秋を目処とした、マイナ保険証の切り替えにより、保険証更新時期において、納付相談の機会が失われることが懸念される。一部自治体では、短期被保険者証や資格証明書の発行を取りやめており、保険組合の制限から、滞納処分を中心として、滞納者対策に政策転換する必要があるかもしれないが、マイナ保険証への切り替えに伴い、滞納者対策については議論されていない印象を受ける
マンパワー不足で全ての業務をこなすのは難しい。以前は３人体制、現在は２人体制
公金登録口座を活用した給付の実施。マイナンバーカードを活用した資格得喪手続きの簡略化。特定健診未受診者対策の更なる推進及び結果説明会の実施。優良被保険者へのインセンティブの拡充及びその周知。国保財政の実態に見合った保険税率の設定。アプリ等を活用した健康づくりの取組の推進。
住民の国保とは加入してもしなくても良いという考え方をしている方がまだ多くいることへの不安。国保税が高額なこと
平成３０年度から国保が〇〇地域に広域化となり、事務の効率化が推進されている面はあるが、保険料率についても統一の方向で調整が進み当村においては、保険料率が上昇し、村負担や住民負担が増加してしまうので、運営としては従前より厳しい面がある

マイナンバーカードの保険証利用について、自治体窓口でマイナンバーカードを提出されても、保険証内容を確認することが出来ない。また、資格取得喪失手続きの際に、事業所（会社側）で資格取得喪失の証明書が発行されないため、一度窓口に来ても手続きできず、もう一度来てもらわなくてはならない
国保料の納付義務が住民票上の世帯主にしかないため、国保加入世帯員に納付資力があったとしても、世帯主の納付資力の範囲でしか滞納処分できず、著しい不公平を招いている。例えば、後期高齢者医療保険料や介護保険料のように「被保険者及び世帯主」とするなど、連帯納付義務を採用すべきではないか
国保制度についてどのようにしたら市民に解りやすく、また、あらゆる世代に広く周知できるか（広報誌や市ホームページなどで基本的なところは周知しているが、きちんと見ていただいて、理解していただける方ばかりではないため）
医療費の増大
国保法第 61 条相対的給付制限の判断基準・葬祭形式の多様化、コロナ禍における簡素化による葬祭費支給基準の判断（献体の場合や宗教による儀式の違い等）・傷病手当金を家族経営に認められる場合の事実証明の信憑性･･･等、保険者裁量に委ねられる部分が多く対応に苦慮している。国から参考基準などを示してもらえたらと思う事が多い
問 8 の補足でも申し上げましたが、当町は近隣の 4 町村から成る〇〇地区広域連合の構成町村であり、国民健康保険事業は当連合で取り行われています。そのため各構成町村に保険者機能はなく国保事業の受付窓口のような形になっています。ただし、保険料の徴収及び滞納整理については各町村で取り行うこととなっているため、構成町村間で差が生じるとすれば、この部分と思われます。以上、参考までに補足します
高齢化率の上昇に伴う医療費増や国保税率上昇への対策
世帯主課税の制度である限り、世帯主以外に所得があったとしても滞納者（世帯主）に資力がなければ執行停止となってしまう。本来の課税のありかたを見直すべき
・擬主となっている世帯主の収入の有無に関係なく、世帯主に課税されてしまっている事 ・世帯主課税のため、納税義務者と振替口座名義人が異なる場合にトラブルが起きやすい
制度が年々複雑化する中で、真に必要な制度であるか否かの見直し及び事務手続きの簡素化や被保険者の負担軽減の観点から、わかりやすい仕組みが必要であると考えます。また事務手続き上の疑問点について気軽にご教示いただける仕組みが必要ではないかと感じます。子育て環境の向上という観点から、現在、未就学児の保険税減免を行っていますが、対象年齢の引き上げを行っている自治体や子ども医療費助成の拡大を独自に行う自治体がありますが、本来、子育て環境の向上は国が一律の仕組みの中で社会保障と

も合わせて行うべきであり、財政の豊かな自治体とそうでない自治体の間で格差が生じないようにする必要があると考えます
滞納世帯への対応についての運用については回答できない（公表していない）部分が多く、申し訳ありませんが宜しくお願いいたします
国保加入者は半数以上が６５歳以上の高齢者である為、医療費が高く、低所得者が多いという構造的問題を抱えている。どこの自治体も同じであると思うが、財政は恒久的にひっ迫した状態である
社会保険の加入などで国民健康保険の資格を喪失後も国民健康保険の保険証を使用して受診したレセプト件数が、毎月、数百件あり、不当請求に伴う事務処理が膨大となっていることに苦慮している
国民健康保険事業については、被保険者の構成として自営業者と高齢者が大多数となる事から、保険料収入は減少傾向であり、保険給付費については増加傾向である。その為、社会情勢を鑑み、適切な予算を組んで赤字決算とならないよう細心の注意を払い取り組む必要がある
この手のアンケートはＥメールと web 入力またはエクセル等で入力して回答する形式にされたい（郵送料の無駄、記入の手間)。結果の提供も令和５年度末では遅すぎるのでは
マイナ保険証へ移行する方針が国から示されたが、市民へどのように周知していくか、今後の通知等を注視して対応を検討したい。 →上記に関して報道で示される以前に市町村情報を提供すべきではないか。報道の翌日に市民より問い合わせがあっても何も答えることができない
マイナンバーにより、国保と社保の切り替えが自動的（本人の手続き不要）になるべきである。マイナンバーカードの発行を義務にしなければ、いつまでも現在の被保険者証と併行して業務を継続しなければならない。非効率的かつ非経済的であり、自治体や医療機関の窓口負担増える
国民健康保険税の仕組みや高額療養費制度等、国民健康保険制度が複雑化しており、事務が繁雑になるとともに、被保険者の方に理解していただくことが難しくなってきている
制度自体が複雑で、被保険者にとって相当分かりづらいと感じる
国保税（料）の世帯主課税により、担税力のない世帯主に課税がなされ、滞納整理の円滑な実施を大きく阻害している
低所得者が保険税を支払うと、生保者より生活費が少なくなる事
今後、資格に関する調査も行ってほしい。大きな負担になっている。世帯を基準とする制度が現状と合っていない。高額療養費の充当できる者の範囲を資格証明書対象者だけではなく、短期被保険者証まで拡充してほしい

加入者の高齢化及び、医療費の増加傾向の顕在化
被用者保険の適用拡大による被保険者数の減少に対する国保会計の財政安定化対策の強化。都道府県単位での保険料水準の統一、事務処理の標準化、効率化、広域化の推進。資格管理をはじめとしたデジタル化への対応。効果的な保健事業の実施による医療費の適正化
被保険者の高齢化や低所得層の増加による財政基盤の安定化に向けた取組が必要だと考えている
国保加入者の職業構成の変化や高齢化の進展、医療の高度化など、国民健康保険制度を取り巻く環境は制度創設時から大きく変化している。しかしながら、平成３０年度の都道府県単位化を経ても、劇的な財政状況の改善は感じられず、医療保険制度の抜本的な見直しが必要と感じる
本アンケートをグーグルフォーム等のオンラインで回答することを希望します
保険診療の拡大、高度化により、医療費が際限なく伸びており、財政基盤が弱い国保において、広域化だけでは、加入者の負担できる保険料率設定は、きわめて困難な状態に追い込まれており、市町村レベルでは対応できる範囲を超えつつある。地方からは公費の拡大及び、健康保険制度の一本化を長年要望しているが、検討は全く進んでおらず、制度の維持には国による抜本的な制度改正が必要。療養費の支給基準や証発行の除外規定等「保険者判断」という基準が多くあり、どのように判断すべきか、公平公正の観点から毎回判断に苦慮している。半分公費を投入している制度である以上、国において適切な基準を示すべき
保険料の高騰をどうすれば抑えられるのかが課題。現在の仕組みでは保健事業などの地道な取組では、対応できなくなっている。国の財政措置拡充など制度の仕組み自体を見直す検討も必要
マイナンバーカードの健康保険証利用に伴って、現行の紙の保険証が廃止になる方向性が示されていますが、具体的な運用の方法を国に早く示してほしいと思っています
健診データを電子カルテから国に集約させたり、重複頻回受診、多剤者予防のために、薬剤処方記録の共有を義務化し、逆に多剤理由を記載させるなど制限をかけるべき。保険者の努力で医療費を削減する前に国がすべきことがあると思われる。国保システム標準化に向けて、市町村独自で行っている保険料減免の内容について、今までどおりするのか国や県の方針に合わせていくのか。国や県の方針に合わせてゆくのなら、一般市民への影響を踏まえて内容を精査し、条例改正や議会での納得のいく説明が必要である。
世帯主課税について、近年、人々の生活様式（世帯構成）の多様化により、世帯の主たる生計維持者が世帯主と結びつかないケースがしばしば見受けられ、賦課・徴収の難しさを感じます

世帯分離で一部負担金が安く押さえられることが出来る制度になっている。制度を知っている人だけ、得をする制度は改めなければならないと思う
国民年金の保険料と給付は、全国一律であるよう、国保についても保険料は全国一律にすべき。年金収入しかない者が、居住地によって、保険料に差が生じる制度であるべきではない
５～７割軽減者を除いて、低所得世帯の方ほど国保税の負担は重く、自主納付は大変だと思います
高額療養費の支給簡素化について、市町村の判断で、支給申請手続きを簡素化できるが、簡素化されることにより、「滞納者との納税相談が少なくなる」「レセプト情報のみで支給額を決定することになる」「領収書の確認ができないことで、自己負担金を未払いのまま支給してしまう」などのデメリットがある。また、簡素化は市町村の判断となるため、Ａの市町村は簡素化を行っているが、Ｂの市町村は簡素化を行っていないなど、市町村間転居などで、窓口トラブルになる懸念も考えられる
今後、マイナンバーカードで受診可能となるが、滞納世帯の情報が医療機関に正しく伝わるのか心配です。有効期限や資格者証のあり方を医療機関も徹底してほしいです
少額滞納者（所得が少ない、収入がない）への滞納整理の進め方について、国民健康保険が福祉事業であることを鑑みながらの業務となり、その取扱い、考え方について苦慮している
国民皆保険制度の見直し、任意としても良いと思う。滞納が多すぎる。今後、国民の所得も増加することはあまり期待できないし、支払能力がない人はどんどん増える。国の財政にとって大きな負担となるのではないか？人口減少や高齢化により、国保加入者は減る一方であり、地方では赤字運営が続いているところがほとんどではないか。制度として限界を迎えており、大改革が必要な時期が到来していると感じる
制度が複雑なので、説明しやすい内容にしてほしい
職員数が少なく、窓口対応に追われている。それだけ被保険者には、届け出申請する事柄が多いということ。社保→国保→社保のたびに証明書、保険証を持参させねばならず、おしかりを受けることも多々ある。何とかならないのかと追われる。確かにそのとおりだと思う
社会保険との重複加入者に対する事務。レセプト点検員の不足、専門的知識の不足
国保は住民票のある自治体で加入となるが、生活保護は生活実態のある場所で、（手続きが今回簡単になったが）各制度により、取扱が違う事。マイナンバー保険証となっても、国の公費や市の心身障害医療費助成などは証が必要なこと。高額の制度がむずかしいこと

国民健康保険制度は、加入者の高齢化や低所得者の増加といった構造的な問題を抱えており、都道府県単位化となった今も国保財政は、恒常的に厳しい状況に置かれている。今後も国民皆保険制度を維持していくためには、国が運営責任を担い、財政基盤を強化していくことが必須であると考える
保険税収納率の強化（滞納処分、財産調査、納付催告をこまめに行う)。医療費抑制のための取組強化（特定検診受診率の向上、※健康を高める取組)、当町では年齢層が比較的若いため、検診（若年層）への取組が課題と考えています

資料編

国民健康保険事業の運用・取扱いに関する調査

〇調査の趣旨

この調査は、全国１，７１８市町村及び２３特別区を対象に行っています。国民健康保険事業は「保険者判断」が多くあり、広域化がなされてもなお運営主体である各自治体の裁量に委ねられているところが多いと思います。そこで、各自治体の運用・取扱いを整理し、これからの運用を考える手がかりにしたいと思います。

〇回答要項

・回答できない質問にお答えいただく必要はありません。
・選択式の質問については、あてはまる選択肢の番号に○をつけてください。また、「その他」に○をつけた場合は、（　　）内にその内容を具体的にご記入ください。
・回答の補足欄を設けています。各自治体様の特性に応じた選択肢を用意できていない場合、最も近いものを選び回答の補足欄にその旨をお書きください。
・すべての設問は、令和４年１２月１日時点での取扱いをお答えください。
・個々のケースで対応が異なることが多いと思いますが、一般的な取扱いについてお答えください。

〇提出の方法

同封の「回収用封筒」に入れ、封をして提出してください。

※　回答はすべて統計的に処理をし、自治体の情報が特定されることはありません。

【問い合わせ先】

〒060－0811　北海道札幌市北区北 11 条西７丁目
北海道大学大学院教育学院教育社会論講座　別所　孝真（指導教官　鳥山　まどか）
e-mail：bessho.takamasa.j7@elms.hokudai.ac.jp

Ⅰ　基本情報

問１　自治体名、国民健康保険主管課の問い合わせ先（電話番号）を記入してください。

都　道　　市　区　　問い合わせ先（電話番号）
府　県　　町　村（　　－　　－　　内線：　　）

Ⅱ　賦課と納付方法について

問２　令和４年度の“普通徴収”の納期は何回ですか？

（回答）　　回

問３　令和４年度の“普通徴収”の納期を設定している月は「1.有」に、設定していない月は「2.無」に〇をつけてください。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
1.有	1.有	1.有	1.有	1.有	1.有	1.有	1.有	1.有	1.有	1.有	1.有
2.無	2.無	2.無	2.無	2.無	2.無	2.無	2.無	2.無	2.無	2.無	2.無

問４　国民健康保険料（税）の減免（新型コロナ対応分は除く）の算定や決定に生活保護の基準（収入認定額や生活基準額の 1.0 倍や 1.1 倍など）を用いますか？

１．用いている。　　２．用いていない。

問５　国民健康保険料（税）の減免（新型コロナ対応分は除く）の申請時点で国民健康保険料（税）に滞納がある納付義務者は減免の対象とならないとの取扱いはありますか？

１．ある。　　２．ない。

問６　国民健康保険料（税）の現年度分（令和４年度分）の納付方法についてお答えください。

納付方法	令和４年１２月１日時点		
①自治体の窓口での納付	1．実施している	2．実施していない	3．実施検討中
②金融機関納付	1．実施している	2．実施していない	3．実施検討中
③年金特別徴収（年金天引き）	1．実施している	2．実施していない	3．実施検討中
④口座振替	1．実施している	2．実施していない	3．実施検討中
⑤コンビニ納付	1．実施している	2．実施していない	3．実施検討中
⑥電子納付（ペイジーなど）	1．実施している	2．実施していない	3．実施検討中
⑦クレジットカード払い	1．実施している	2．実施していない	3．実施検討中
⑧戸別訪問による徴収	1．実施している	2．実施していない	3．実施検討中
⑨その他	1．実施している	2．実施していない	3．実施検討中

〈その他の具体的な方法をご記入ください。複数ある場合、それぞれ該当する選択肢番号もご記入ください。〉

問７　国民健康保険料（税）の決定通知書や変更通知書に外国語を併記していますか？

１．している。　　２．していない。　　3．その他→（　　）

※問 1～7 の回答の補足

Ⅲ　納付相談・滞納整理・滞納処分について

問８　国民健康保険料（税）の滞納世帯数を教えてください。

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
滞納世帯数	世帯	世帯	世帯
年度	令和 2 年度	令和 3 年度	
滞納世帯数	世帯	世帯	

※滞納世帯数は、厚生労働省予算資料の「様式 16 の 1」で報告しているものを転記してください。

問９　令和 4 年 12 月 1 日（又は令和 4 年 11 月 30 日）時点で国民健康保険料（税）の滞納として残っているもの（確定延滞金のみは除く）で最も古い年度の保険料（税）は何年度（会計年度）のものですか？

※　和暦でご記入ください。　　（回答）＿＿＿＿＿＿＿＿年度

問 10　国民健康保険料（税）の滞納分（本料（税））を完納し、確定延滞金のみを支払っている人はいますか？

１．いる。　　２．いない。

問 11　加入中の世帯で国民健康保険料（税）に未納はないが確定延滞金のみがある場合、現年度分の保険料（税）と確定延滞金のどちらの支払いを優先させますか？

1．納期未到来の現年度分の保険料（税）　　2．確定延滞金

問 12　国民健康保険料（税）に関する電話催告を行っていますか？

1．外部委託(国保連合会や民間業者等)で行っている。　2．担当部署で行っている。

3．行っていない。　4．実施検討中　　5．その他→（　　）

問 13　窓口対応時（納付相談・指導時）に、通訳（他部署と連携した通訳の配置やタブレット端末によるテレビ電話通訳（通訳クラウドサービス）、通訳アプリなどを含む）**を設置するなどして外国語で相談ができるようにしていますか？**

1．している。　　2．していない。

問 14　督促状と催告書に外国語を併記し重要文書であるとわかるようにしていますか？

1．している。　　2．していない。　　3．その他→（　　）

問 15　国民健康保険料（税）滞納世帯の家計把握として、「分割納付管理中の世帯」と「執行停止中の世帯」に下記の①～⑤を行っていますか？

	分割納付管理中の世帯		執行停止中の世帯	
①定期的に来庁要請を行っている	1．行っている	2．行っていない	1．行っている	2．行っていない
②家計簿の提出を求めている	1．行っている	2．行っていない	1．行っている	2．行っていない
③職員が支出入の状況を聞き取る	1．行っている	2．行っていない	1．行っている	2．行っていない
④口座等の出入金記録から把握する	1．行っている	2．行っていない	1．行っている	2．行っていない
⑤その他	1．行っている	2．行っていない	1．行っている	2．行っていない

〈その他の具体的な方法をご記入ください。複数ある場合、それぞれに該当する選択肢番号もご記入ください。〉

問 16　納付相談・指導時に他部署（社会福祉事務所も含む）や社会福祉協議会等での対応が必要と思われる場合、相談者にそちらを案内しますか？

1．する。　　2．しない。

問 17　他部署（社会福祉事務所も含む）や社会福祉協議会等での対応が必要と思われた場合に職員間で関係部署との連携（情報共有も含む）を行うために、納付相談・指導時に相談者から「個人情報取扱同意書」等を取っていますか？

1．取っている。　　2．取っていない。

※問 8～17 の回答の補足

問 18　納付相談・指導時や調査等で、国民健康保険料（税）の滞納者（納付義務者）とその世帯員（被保険者以外も含む）に下記の①～④の借入れがあるか確認していますか？

	滞納者（納付義務者）		世帯員（被保険者以外も含む）	
①住宅ローン	1．している	2．していない	1．している	2．していない
②奨学金	1．している	2．していない	1．している	2．していない
③消費者金融	1．している	2．していない	1．している	2．していない
④その他の借金	1．している	2．していない	1．している	2．していない

問 19　納付相談・指導時に借入れ（借金）による返済で国民健康保険料（税）の支払いが困難になっている場合、弁護士や司法書士などに債務整理（任意整理）や自己破産などについて相談できることを相談者に伝えますか？

1．伝える。　　2．伝えない。

問 20　納付相談・指導時や調査等で、国民健康保険料（税）の滞納者（納付義務者）とその世帯員（被保険者以外も含む）に下記の①～⑰に滞納があるか確認していますか？

	滞納者（納付義務者）		世帯員（被保険者以外も含む）	
①個人住民税	1．確認している	2．確認していない	1．確認している	2．確認していない
②介護保険料	1．確認している	2．確認していない	1．確認している	2．確認していない
③公的年金	1．確認している	2．確認していない	1．確認している	2．確認していない
④保育料	1．確認している	2．確認していない	1．確認している	2．確認していない
⑤上下水道料	1．確認している	2．確認していない	1．確認している	2．確認していない
⑥公営住宅の使用料	1．確認している	2．確認していない	1．確認している	2．確認していない
⑦学校給食費	1．確認している	2．確認していない	1．確認している	2．確認していない
⑧医療機関の医療費（市区町村立病院を含む）	1．確認している	2．確認していない	1．確認している	2．確認していない
⑨電話料金（携帯電話、スマートフォンを含む）	1．確認している	2．確認していない	1．確認している	2．確認していない
⑩電気料金	1．確認している	2．確認していない	1．確認している	2．確認していない
⑪ガス料金	1．確認している	2．確認していない	1．確認している	2．確認していない
⑫家賃	1．確認している	2．確認していない	1．確認している	2．確認していない
⑬住宅ローン	1．確認している	2．確認していない	1．確認している	2．確認していない
⑭クレジットカード	1．確認している	2．確認していない	1．確認している	2．確認していない
⑮カードローン	1．確認している	2．確認していない	1．確認している	2．確認していない
⑯奨学金	1．確認している	2．確認していない	1．確認している	2．確認していない
⑰その他	1．確認している	2．確認していない	1．確認している	2．確認していない

〈その他の具体的なものをご記入ください。複数ある場合、それぞれに該当する選択肢番号もご記入ください。〉

問 21　自治体内に国民健康保険料（税）や介護保険料、個人住民税等を総合的に管理し、生活困窮者に対応している部署はありますか？

1．ある。　　2．ない。

※問 18～21 の回答の補足

問 22　国民健康保険料（税）の徴収猶予（新型コロナ対応分は除く）について伺います。

問 22-1　国民健康保険料（税）等に滞納がある場合、国民健康保険料（税）の徴収猶予（新型コロナ対応分は除く）の対象となりますか？

1．なる。　　2．ならない。

問 22-2　国民健康保険料（税）の徴収猶予（新型コロナ対応分は除く）の申請件数と決定件数を教えてください。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
申請数	件	件	件	件	件
決定数	件	件	件	件	件

問 23　分割納付分（現年度や滞納繰越分を区別せずに分割納付に関わるもの）の納付方法についてお答えください。

納付方法	令和 4 年 12 月 1 日時点		
①自治体の窓口での納付	1．実施している	2．実施していない	3．実施検討中
②金融機関納付	1．実施している	2．実施していない	3．実施検討中
③口座振替	1．実施している	2．実施していない	3．実施検討中
④コンビニ納付	1．実施している	2．実施していない	3．実施検討中
⑤電子納付（ペイジーなど）	1．実施している	2．実施していない	3．実施検討中
⑥クレジットカード払い	1．実施している	2．実施していない	3．実施検討中
⑦戸別訪問による徴収	1．実施している	2．実施していない	3．実施検討中
⑧その他	1．実施している	2．実施していない	3．実施検討中

〈その他の具体的な方法をご記入ください。複数ある場合、それぞれ該当する選択肢番号もご記入ください。〉

問 24　国民健康保険料（税）の分割納付を組む際に、原則として、完納まで何年をめどにしていますか？

1．6 か月以内　　2．1 年以内　　3．2 年以内　　4．3 年以内

5．4 年以内　　6．5 年以内　　7．その他→（　　）

問 25　国民健康保険料（税）の分割納付を組む際に、一般的に分割納付の１回あたりの金額はどのように決めますか？

1．自治体が決める。　　2．相談者が提示した金額を採用する。

3．相談者と相談し決める。　　4．その他→（　　）

問 26　国民健康保険料（税）の分割納付を組む際の優先順位はどうなっていますか？

※督促手数料を除いての優先順位をご回答ください。

滞納分		本料（税）	延滞金
M 年度 A 期	古	①	②
M 年度 B 期	↓	③	④
N 年度 A 期	新	⑤	⑥

1．①→②→③→④→⑤→⑥

2．①→③→⑤→②→④→⑥

3．①→③→②→④→⑤→⑥

4．その他→（　　）

問 27　分割納付を組む際に下記の①～⑪の場合について、分割納付を一時中断する（①～⑪の時期に納期限を設定しないなど）という考慮をしますか？

	1. 単独でも申出があれば、分割納付を一時中断する。	2. 単独では考慮しないが、総合的に判断するときに判断要素となる。	3. まったく考慮しない。
①生活費が足りないと主張しているとき	1	2	3
②生計維持者が失業しているとき	1	2	3
③世帯主・世帯員に医療（治療）が必要なとき	1	2	3
④世帯主又は世帯員が妊娠しているとき	1	2	3
⑤世帯員が死亡したとき	1	2	3
⑥子どもがいる世帯において、子どもに支出が必要なとき	1	2	3
⑦受験生がいる世帯において、受験料の支払いや入学金の支払い時期	1	2	3
⑧収入が一定ではなく、毎月の定期的な納付が困難な場合	1	2	3
⑨生活に必要な物が壊れたなど、急に大きな出費が必要なとき	1	2	3
⑩世帯主・世帯員が借金の返済に追われていると主張しているとき	1	2	3
⑪その他	1	2	3

〈その他の具体的な状況をご記入ください。複数ある場合、それぞれに該当する選択肢番号もご記入ください。〉

問 28　下記①～⑧のものについて滞納処分（差押え）を行いますか？

①預貯金	1．行う	2．行わない
②給与	1．行う	2．行わない
③年金	1．行う	2．行わない
④生命保険	1．行う	2．行わない
⑤学資保険	1．行う	2．行わない
⑥不動産	1．行う	2．行わない
⑦自動車	1．行う	2．行わない
⑧その他	1．行う	2．行わない

〈その他の具体的なものをご記入ください。〉

問 29　平成２９年度～令和３年度で滞納処分の件数はどのように推移していますか？

1．増加傾向にある。　　2．減少傾向にある。　　3．横ばいである。

4．その他→（　　）

問 30　滞納処分による国民健康保険料（税）の充当先にどこを優先しますか？

１．現年度の納期到来分　　２．滞納繰越分　　３．その他→（　　）

問 31　滞納処分による国民健康保険料（税）の充当先の優先順位はどうなっていますか？

※督促手数料を除いての優先順位をご回答ください。

滞納分		本料（税）	延滞金
M 年度 A 期	古	①	②
M 年度 B 期	↓	③	④
N 年度 A 期	新	⑤	⑥

１．　①→②→③→④→⑤→⑥

２．　①→③→⑤→②→④→⑥

３．　①→③→②→④→⑤→⑥

４．その他→（　　）

問 32　滞納処分について下記の①～⑪の時期や状況の時は滞納処分を一時的に行わないとの判断をしますか？

	1. 単独でも申出があれば、滞納処分を行わない。	2. 単独では考慮しないが、総合的に判断するときに判断要素となる。	3. まったく考慮しない。
①生活費が足りないと主張しているとき	1	2	3
②生計維持者が失業しているとき	1	2	3
③世帯主・世帯員に医療（治療）が必要なとき	1	2	3
④世帯主又は世帯員が妊娠しているとき	1	2	3
⑤世帯員が死亡したとき	1	2	3
⑥子どもがいる世帯において、子どもに支出が必要なとき	1	2	3
⑦受験生がいる世帯において、受験料の支払いや入学金の支払い時期	1	2	3
⑧差押え対象の預貯金に対して、「子どもの進学資金である」との主張がある場合	1	2	3
⑨生活に必要な物が壊れたなど、急に大きな出費が必要なとき	1	2	3
⑩世帯主・世帯員が借金の返済に追われていると主張しているとき	1	2	3
⑪その他	1	2	3

〈その他の具体的な状況をご記入ください。複数ある場合は、それぞれに該当する選択肢番号もご記入ください。〉

問 33　平成２９年度～令和３年度に国民健康保険料（税）に対する滞納処分として、滞納者の物又は住居その他の場所の捜索を行った実績がありますか？

１．ある。　　２．ない。

※問 22～33 の回答の補足

問 34　国民健康保険料（税）に対する滞納処分の停止（執行停止）について伺います。

問 34-1　国民健康保険料（税）に対して滞納処分の停止の決定をした場合、滞納者に対して滞納処分の停止の通知を書面により行っていますか？

1．行っている。　　2．行っていない。

問 34-2　滞納処分の停止を書面で通知することで、納付意識が低下するおそれがあるとの考えはありますか？　※通知している自治体様もしていない自治体様もお答えください。

1．ある。　　2．ない。

問 34-3　国民健康保険料（税）の滞納処分の停止（執行停止）について、下記①～④の考えはありますか？

①不納欠損に繋がるため、進んで行うことができない	1．ある	2．ない
②負担の公平性に反する	1．ある	2．ない
③滞納者の資力の回復や生活再建に効果的である	1．ある	2．ない
④適切な滞納処分の停止は、実益のない滞納整理による業務負担を削減し、徴収業務の効率化を図ることができる	1．ある	2．ない

問 34-4　国民健康保険料（税）に対して滞納処分の停止を行う場合、原則として滞納者の物又は住居その他の場所の捜索を行わなければならないとの取扱いはありますか？

1．ある。　　2．ない。

問 34-5　国民健康保険料（税）に対して滞納処分の停止の基準はありますか？

1．要綱や内規等である。　　2．マニュアル等の引き継ぎレベルである。

3．ない。　　4．その他→（　　）

問 35　保険料（税）滞納者に対する行政サービスの実施について現状を教えてください。

①資格証明書の発行	1．している	2．していない	
②短期被保険者証の発行	1．している	2．していない	
③70 歳未満の限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証の発行停止	1．している	2．していない	
④給付の一時差し止め	1．している	2．していない	
⑤出産育児一時金の差し止め	1．している	2．していない	3．事業実施なし
⑥特定健診の補助停止	1．している	2．していない	3．事業実施なし
⑦人間ドックの補助停止	1．している	2．していない	3．事業実施なし
⑧脳ドックの補助停止	1．している	2．していない	3．事業実施なし
⑨トレーニングルームや保養施設(温泉施設等）の利用助成の停止	1．している	2．していない	3．事業実施なし
⑩医療費助成の差し止め	1．している	2．していない	3．事業実施なし
⑪特定不妊治療費助成の差し止め	1．している	2．していない	3．事業実施なし
⑫その他	1．している	2．していない	

〈その他の具体的な内容をご記入ください。〉

問 36　短期被保険者証と資格証明書について伺います。

問 36-1　「短期被保険者証」の交付方法について当てはまるものに○をつけてください。

1．発行なし。　　2．郵送　　3．窓口交付

4．国民健康保険法第９条第６項該当者のみ郵送、他は窓口交付

5．その他→（　　）

問 36-2　「資格証明書」の交付方法について当てはまるものに○をつけてください。

1．発行なし。　　2．郵送　　3．窓口交付

4．その他→（　　）

問 36-3　短期被保険者証に有効期限以外に短期被保険者証とわかる文言等がありますか？（例えば、「短期証」と印字されている、＊が印字されている等）

1．ある。　　2．ない。　　3．以前はあった。　　4．発行なし。

※問 34～36 の回答の補足

Ⅳ　給付について

問 37　一部負担金減免（東日本大震災等の災害対応分は除く）及び一部負担金の徴収猶予について伺います。

問 37-1　一部負担金減免（東日本大震災等の災害対応分は除く）の算定や決定に生活保護の基準（収入認定額や生活基準額の 1.0 倍や 1.1 倍など）を用いますか？

1．用いている。　　2．用いていない。

問 37-2　国民健康保険料（税）の滞納がある場合、一部負担金減免（東日本大震災等の災害対応分は除く）の対象になりますか？

1．なる。　　2．ならない。

問 37-3　一部負担金減免（東日本大震災等の災害対応分は除く）の申請数と決定数を教えてください。※回答要項に示す厚労省予算資料の数値を使用してください。

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
申請数		件	件	件	件	件
決定	減額決定数	件	件	件	件	件
	免除決定数	件	件	件	件	件

問 37-4　一部負担金の徴収猶予の申請数と決定数を教えてください。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
徴収猶予申請数	件	件	件	件	件
徴収猶予決定数	件	件	件	件	件

問 38　高額療養費について伺います。

問 38-1　高額療養費の償還払いに関して申請の簡素化（自動償還）を行っていますか？

1．すべての年齢に行っている。　2．滞納世帯を除くすべての年齢に行っている。
3．７０歳以上のみ行っている。　4．滞納世帯を除く７０歳以上のみ行っている。
5．行っていない。　6．その他→（　　）

問 38-2　申請の簡素化（自動償還）を行っていない場合、高額療養費の申請には医療機関等への一部負担金の支払いが終わっていることが必須ですか？

1．必須。　2．必須ではない。　3．その他→（　　）

問 38-3　償還払い（自動償還払いも含む）の場合、診療月から最速で何か月後に支給されますか？

1．1か月後　2．2か月後　3．3か月後　4．4か月後
5．5か月後　6．6か月後　7．その他→（　　）

問 38-4　被保険者が医療機関等に“分割”で医療費（一部負担金等）を支払っている場合の高額療養費の時効の取扱いについてあてはまるものに○をつけてください。

1．診療日の属する月の翌月の一日から起算して２年
2．勧奨通知（高額療養費支給申請書等）の発送から起算して２年
3．医療機関等への支払いが完了してから２年
4．その他→（　　）

問 39　７０歳未満の「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下、２つをまとめて「認定証」といいます。）の発行について伺います。

問 39-1　７０歳未満の認定証を滞納世帯に発行していますか？

1．まったく発行していない。　2．すべての世帯に発行している。
3．国保法施行令第１条に定める「特別な事情」に該当する場合は発行している。
4．その他→（　　）

問 39-2　滞納世帯に発行する７０歳未満の認定証の有効期限はどうなっていますか？

1．通常どおり。　2．すべて短くしている。　3．個別に設定している。

問 39-3　滞納世帯に７０歳未満の認定証を発行するかの判断はどうなっていますか？

1．内規やマニュアル等で定めている。　2．発行前に決裁を取る。
3．担当者（複数人での相談も含む）の判断。　4．その他→（　　）

問 39-4　滞納世帯に７０歳未満の認定証を発行している件数（「特別な事情」を含む）を教えてください。※件数が不明の場合は、不明欄の□にチェックを入れてください。

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
件数	件	件	件	件	件
不明	□	□	□	□	□

問 39-5　認定証を滞納世帯に発行しない（断る）場合、非課税世帯には「食事療養標準負担額減額認定証」を発行していますか？

１．必ずしている。　　２．申し出があればしている。　　3．していない。

問 39-6　滞納を理由に認定証の発行を断られた後に、認定証を発行するために国民健康保険料（税）を完納する人はいますか？　※1 期だけ等の納付忘れは除く。

１．いる。　　２．いない。

問 39-7　滞納世帯であっても子ども（１８歳の年度末まで）にのみは認定証を発行するという取扱いはありますか？※ある場合は、対象がいつまでか（　）内にご記入ください。

１．ある。→（　　）　　２．ない。

問 40　高額療養費の自己負担限度額に係る特例と境界層について伺います。

問 40-1　「国保特例高額療養費該当・標準負担額減額該当」、「国保特例高額療養費該当・標準負担額減額該当（Ⅱ）」又は「国保特例高額療養費該当・標準負担額減額該当（Ⅰ）」と記載された保護申請却下通知書又は保護廃止決定通知書を提出し、自己負担限度額が変更となり発行した「限度額適用・標準負担額減額認定証」の件数を教えてください。※件数が不明の場合は、不明欄の□にチェックを入れてください。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
件数	件	件	件	件
不明	□	□	□	□

問 40-2　「限度額適用・標準負担額減額認定該当(境)」と記載された保護申請却下通知書又は保護廃止決定通知書を提出し、境界層該当者として食費及び居住費が減額となり発行した「限度額適用・標準負担額減額認定証（境)」の件数を教えてください。

※件数が不明の場合は、不明欄の□にチェックを入れてください。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
件数	件	件	件	件
不明	□	□	□	□

問 40-3　７０歳未満で国民健康保険料（税）の滞納がある場合でも、問 40-1 と問 40-2 にあるような理由が記載された保護申請却下通知書又は保護廃止決定通知書が提出された場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証（境)」を発行しますか？

１．する。　　２．しない。

※問 37～40 の回答の補足

Ⅴ　医療費助成について

問 41　子どもの医療費助成（乳幼児等に係る医療費の援助）について伺います。

問 41-1　通院時の子どもの医療費助成の現物給付（※一部自己負担の有無は問わない）の対象はいつまでですか？

1．実施していない。　2．6 歳の年度末まで　3．12 歳の年度末まで
4．15 歳の年度末まで　5．18 歳の年度末まで　6．その他→（　　）

問 41-2　入院時の子どもの医療費助成の現物給付（※一部自己負担の有無は問わない）の対象はいつまでですか？

1．実施していない。　2．6 歳の年度末まで　3．12 歳の年度末まで
4．15 歳の年度末まで　5．18 歳の年度末まで　6．その他→（　　）

問 41-3　“　国民健康保険被保険者　”の場合、子どもの医療費助成の現物給付（※一部自己負担の有無は問わない）において、通院時と入院時に医療機関等で「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必須ですか？

①通院	1．必須	2．必須ではない	3. 高額療養費に該当する場合は、必須	4. その他→（　　）
②入院	1．必須	2．必須ではない	3. 高額療養費に該当する場合は、必須	4. その他→（　　）

問 41-4　償還払い（自動償還払いも含む）の場合、最速で診療月から何か月後に支給されますか？

1．1 か月後　2．2 か月後　3．3 か月後　4．4 か月後
5．5 か月後　6．6 か月後　7．その他→（　　）

※問 41 の回答の補足

Ⅵ　自由記述

国民健康保険事業について、日頃思われていることや検討していかなければならないと考えていることなど、どんな些細なことでも教えてください。

この調査の集計結果報告書の提供を希望される場合は、□にチェックを入れ、下記のアドレスに依頼してください。　※提供は令和５年度末頃を予定しています。

□　←　集計結果の提供を希望しますので、下記アドレスにメールを送りました。

送付希望申込アドレス：bessho.takamasa.j7@elms.hokudai.ac.jp

調査は以上です。ご協力ありがとうございました。

回　答　要　項

【　共通事項　】

国民健康保険事業（滞納整理・処分も含む）は、個々のケースにより対応が異なることが多いと思いますが、**一般的な取扱い**についてお答えいただければと思います。また、すべての設問は、**令和４年 12 月１日時点での取扱い**をお答えください。

Ⅰ　基本情報

問１　自治体名、国民健康保険主管課の問い合わせ先（電話番号）について

国民健康保険事業に関して一部事務組合等を設けて行っている市町村についても、この調査票を回答いただく自治体名と問い合わせ先を記入してください。

Ⅱ　賦課と納付方法について

問２・問３　令和４年度の“普通徴収”の納期回数と納期を設定している月について

暫定賦課を行っている自治体は、普通徴収の暫定賦課の納期も回数に含みます。納期の末日が休日又は土曜日に該当するときにこれらの日の翌日を当該納期の末日とみなしている場合、条例等での規定上の日で答えてください。（例えば、令和４年度において条例の規定では７月末に納期を設定しているが日曜日のため８月１日を納期としている場合、７月欄の「1.有」に○をしてください。）暫定賦課を行っている自治体は、普通徴収の暫定賦課の納期も含めてください。

問４　国民健康保険料（税）の減免と生活保護基準について

国民健康保険料（税）の減免（新型コロナ対応分は除く）とは、国民健康保険法第 77 条の規定によるものをいいます。

（参考）国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）

（保険料の減免等）

第七十七条　市町村及び組合は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

生活保護の基準とは、収入認定額（生活保護法による保護の実施要領に基づき、世帯における各個人の１か月間の就労に伴う収入及びそれ以外の収入の総額から、必要経費等を除いて算出された額を合計したもの。）や生活基準額（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条に規定する保護の種類の各基準に準じ算出した額に○○を乗じて得た額。）等をいいます。

（参考）生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）

第十一条　保護の種類は、次のとおりとする。

一　生活扶助　二　教育扶助　三　住宅扶助　四　医療扶助　五　介護扶助　六　出産扶助　七　生業扶助　八　葬祭扶助

２　前項各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われる。

問５　国民健康保険料（税）の減免と国民健康保険料（税）の滞納について

滞納がある納付義務者は減免の対象とならないとの取扱いについて、滞納を前年度分までの保険料（税）としている場合や分割誓約書等で保険料（税）の未納分の納付を約束したとき等を除くとしている場合も、「１．ある。」に○をつけてください。

問６　令和４年度分の納付方法について

「電子納付」とは、ペイジー等電子マネーを用いた納付をいいます。

「クレジットカード払い」とは、納期ごとにインターネットを利用して納付書番号等を入力して支払うものや、クレジットカード番号を事前登録すること等により一度の手続きで保険料（税）が自動的・継続的に引落しとなるものをいいます。

Ⅲ　納付相談・滞納整理・滞納処分について

問 8　国民健康保険料（税）の滞納世帯数について

厚生労働省保険局国民健康保険課から（都道府県を通して）毎年依頼のある「予算関係等資料の作成について」の「様式 16 の 1」で報告している滞納世帯数の数値を転記してください。

問 9　国民健康保険料（税）の滞納となっている最も古い年度の保険料（税）について

不動産等の差押中の国民健康保険料（税）も対象です。請求できる保険料（税）（確定延滞金のみは除く）として最も古い年度（会計年度）を記入してください。不納欠損しているがシステム上に残っているものについては、除外してください。時点に関しては、令和 4 年 12 月 1 日時点（又は令和 4 年 11 月 30 日時点）と設定しています。難しい場合は、可能な時点でご回答いただき、その時点を補足欄にご記入ください。賦課年度のみで管理されている自治体様におかれましては、賦課年度で記入後、補足欄に「賦課年度で管理」などと記入してください。

※「会計年度」と「賦課年度」は、以下の例のように定義します。

例）令和 4 年 6 月届出で、令和 3 年 10 月まで遡及して国民健康保険の被保険者となり、令和 4 年 7 月に令和 3 年度分の保険料（税）の決定通知書を発送した場合でいうと、「賦課年度」は令和 3 年をいい、「会計年度」は、令和 4 年をいいます。

問 12　国民健康保険料（税）に関する電話催告について

「２．担当部署で行っている。」には、他部署と共同で行っている場合も含みます。また、担当部署には、会計年度任用職員等も含みます。

問 16　他部署や社会福祉協議会等での対応が必要と思われる場合の案内について

「納付相談・指導時」とは、窓口への来庁や電話での相談等の接触時をいいます。「案内」については、口頭のみの説明・案内や書面によるもの等、広く捉えてください。ただし、ポスター等を窓口等に貼っているのみは、「案内」に含まないこととします。案内された者が、実際にその部署等に行ったかどうかについては不問とします。

問 18・問 20　借入れ（借金）の有無の確認について・滞納（未納）の有無の確認について

個別のケースにより判断することや話の流れで聞くこともあると思いますが、国民健康保険料（税）の主管課での対応について、個別ケースではなく一般的な方針として確認するようにしているかをお答えください。他部署等への徴収権の移管後の対応は、不問とします。

問 22-1　国民健康保険料（税）の徴収猶予（新型コロナ対応分は除く）について

国民健康保険料（税）の徴収猶予（新型コロナ対応分は除く）とは、国民健康保険法第 77 条の規定によるものをいいます。

（参考）国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）

（保険料の減免等）

第七十七条　市町村及び組合は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

問 22-2　徴収猶予（新型コロナ対応分は除く）の申請件数と決定件数について

新型コロナ対応分は除いてください。「申請件数」は申請を受け付けた件数を記入し、「決定件数」は申請に基づき徴収猶予した件数を記入してください。（決定件数＝徴収猶予決定通知書等の件数）

問 23　分割納付分の納付方法について

問 6 を参照してください。

問 27　分割納付を組む際の考慮について

個別のケースにより判断がなされる部分ではあると思いますが、国民健康保険料（税）の主管課での対応について、個別ケースではなく一般的な方針でお答えください。「単独」とは、①～⑪の事象がそれぞれ 1 つだけ該当している場合でも考慮するかをお聞きしています。「考慮」とは、その月に納期限を設けない等をいいます。他部署等への移管後の対応は、不問とします。

問 28　差押物件について

実績のあるものだけではなく、行う可能性のあるものは「1.行う」に〇をつけてください。他部署等への徴収権の移管後の対応は、不問とします。

問 32　滞納処分（差押え）実施における考慮について

個別のケースにより判断がなされる部分ではあると思いますが、国民健康保険料（税）の主管課での対応について、個別ケースではなく一般的な方針でお答えください。「単独」とは、①～⑪の事象がそれぞれ 1 つだけが該当している場合でも考慮するかをお聞きしています。「考慮」とは、その時期や状況時に滞納処分を一時的にでも行わないこと等をいいます。他部署等への移管後の対応は、不問とします。

問 35　保険料（税）滞納者に対する行政サービスの実施について

「給付の一時差し止め」とは、国民健康保険法第 63 条の 2 の規定によるものをいいます。

（参考）国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）

第六十三条の二　市町村及び組合は、保険給付（第四十三条第三項又は第五十六条第二項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。）を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。

2　市町村及び組合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。

3　市町村及び組合は、第九条第六項（第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主又は組合員であつて、前二項の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該世帯主又は組合員に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該世帯主又は組合員が滞納している保険料額を控除することができる。

問 36　短期被保険者証と資格証明書について

特定の世帯のみを窓口交付にしているなどの個別ケース事案は除き、一般的な取扱いをお答えください。また、短期被保険者証において、1 か月証、3 か月証、6 か月証等で取扱いが異なる場

合は、その他に具体的な内容をご記入ください。

（参考）国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）

第九条第 6 項　前項の規定により世帯主が被保険者証を返還したときは、市町村は、当該世帯主に対し、その世帯に属する被保険者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者及び十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を除く。）に係る被保険者資格証明書（その世帯に属する被保険者の一部が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者又は十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であるときは当該被保険者資格証明書及びそれらの者に係る被保険者証（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者を除く。）にあつては、有効期間を六月とする被保険者証。以下この項において同じ。）、その世帯に属するすべての被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者又は十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であるときはそれらの者に係る被保険者証）を交付する。

Ⅳ　給付について

問 37-1　一部負担金減免と生活保護の基準について

一部負担金減免及び一部負担金の徴収猶予とは、国民健康保険法第 44 条の規定によるものをいいます。生活保護の基準とは、収入認定額（生活保護法による保護の実施要領に基づき、世帯における各個人の 1 か月間の就労に伴う収入及びそれ以外の収入の総額から、必要経費等を除いて算出された額を合計したもの。）や生活基準額（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条に規定する保護の種類の各基準に準じ算出した額に○○を乗じて得た額。）等をいいます。

※　生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条は、問 4 の回答要項を参照してください。

（参考）国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）

第四十四条　市町村及び組合は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に第四十二条又は前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置を採ることができる。

一　一部負担金を減額すること。　二　一部負担金の支払を免除すること。

三　保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

2　前項の措置を受けた被保険者は、第四十二条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた被保険者にあつては、その減額された一部負担金を保険医療機関等に支払うをもつて足り、同項第二号又は第三号の措置を受けた被保険者にあつては、一部負担金を保険医療機関等に支払うことを要しない。

3　第四十二条の二の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。

問 37-3　一部負担金減免の申請数と決定数について

厚生労働省保険局国民健康保険課から（都道府県を通して）毎年依頼のある「予算関係等資料の作成について」の「様式１７の２(1)」で報告している件数（東日本大震災等の災害対応分は除く）に国基準に該当しないものを加えた件数を記入してください。

問 37-4　一部負担金の徴収猶予の申請数と決定数について

一部負担金の徴収猶予分に関して、「申請数」は、申請を受け付けた件数を記入してください。「決定数」は、申請に基づき徴収猶予した件数を記入してください。（決定数＝一部負担金徴収猶予決定通知書等の件数）

問 38-1　高額療養費の償還払いに関する申請の簡素化（自動償還）について

高額療養費の支給申請手続きの簡素化とは、令和 3 年 3 月 17 日付け保発 0317 第 1 号「国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令の公布について」で示されているものをいいます。

問 39　７０歳未満の「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

この設問では、７０歳未満の「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」

をまとめて「認定証」といいます。国民健康保険法施行規則第 27 条の 14 の 2 の規定により、認定証の発行状況について伺っています。

（参考）国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）

（令第二十九条の四第一項第一号又は第二号の市町村又は組合の認定）

第二十七条の十四の二

市町村又は組合は、被保険者が令第二十九条の三第一項各号又は第三項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主が保険料を滞納していることを確認した場合（第五条の八第一項の規定により世帯主が届書を提出し、当該世帯主が滞納している保険料につき令第一条に定める特別の事情があると認められる場合又は市町村若しくは組合が適当と認める場合を除く。）を除き、有効期限を定めて、令第二十九条の四第一項第一号又は第二号の規定による認定（以下この条において「認定」という。）を行わなければならない。

（参考）国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）

（法第九条第三項に規定する政令で定める特別の事情）

第一条　国民健康保険法（以下「法」という。）第九条第三項に規定する政令で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事由により保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。次条において同じ。）を納付することができないと認められる事情とする。

一　世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかつたこと。

二　世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。

三　世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。

四　世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。

五　前各号に類する事由があつたこと。

問 39-2　滞納世帯に発行する７０歳未満の認定証の有効期限について

通常の認定証で有効期限を翌年度７月末まで（当該認定を行った日の属する月が 4 月から 7 月までの場合、当年度の 7 月末まで）としているが、滞納世帯に発行する認定証に関しては、それよりも短く設定しているかについて尋ねています。一律で短くしている場合は、「２．すべて短くしている。」に○をしてください。また、個別ケースで入院がある月のみで１か月間のみの認定証を発行している場合などは、「３．個別に設定している。」に○をつけてください。

問 39-4　滞納世帯に７０歳未満の認定証を発行している件数（特別な事情を含む）について

件数とは、滞納世帯に認定証を発行する際に届出（国保施行令第一条に定める「特別な事情」に該当することの届出等）を受理する場合は、その受理件数をご記入ください。また、届出を受理していない場合は、滞納世帯に係わる認定証の申請数（申請書の枚数）でお答えください。

問 39-5　「食事療養標準負担額減額認定証」の発行について

「食事療養標準負担額減額認定証」とは、国民健康保険法施行規則第 26 条の 3 の規定によるものをいいます。様式は、「様式第１号の 6」をご参照ください。

（参考）国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）

（食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定）

第二十六条の三　市町村又は組合は、被保険者が、令第二十九条の三第一項第五号イ及びロの区分に従い、それぞれ同号イ及びロに定める者（第三項第一号において「食事療養減額認定世帯員」という。）の全てについて前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第五十八条第一号に定める者であるときは、有効期限を定めて、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者として前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第五十八条第一号の規定による市町村又は組合の認定（第二十七条の十四の二及び第二十七条の十四の五に規定する認定を除く。以下この条及び次条において「認定」という。）を行わなければならない。

２　市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による食事療養標準負担額減額認定証（以下「食事療養減額認定証」という。）の交

付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、食事療養減額認定証を当該世帯主又は組合員に交付しなければならない。

一　市町村　様式第一号の六による食事療養標準負担額減額認定証

問 39-6　認定証を発行するために、国民健康保険料（税）を完納する人について

窓口対応等において、実際にそういったケースがあるかについてお答えください。

問 40-1　「国保特例高額療養費該当・標準負担額減額該当」、「国保特例高額療養費該当・標準負担額減額該当（Ⅱ）」又は「国保特例高額療養費該当・標準負担額減額該当（Ⅰ）」と記載された保護申請却下通知書又は保護廃止決定通知書を提出し、自己負担限度額が変更となり発行した「限度額適用・標準負担額減額認定証」の件数について

問 40-2　「限度額適用・標準負担額減額認定該当（境）」と記載された保護申請却下通知書又は保護廃止決定通知書を提出し、境界層該当者として発行した「限度額適用・標準負担額減額認定証（境）」の件数について

件数とは、問 40-1、問 40-2 ともに各事由が書かれた保護申請却下通知書又は保護廃止決定通知書が提出されて発行した件数をご記入ください。

「国保特例高額療養費該当」と「境界層」の違いは、下記の通知をご参照ください。

・昭和 57 年 10 月 20 日付け保険発第 75 号「低所得者についての高額療養費の自己負担限度額に係る特例と生活保護との関係について」

・平成 29 年 6 月 30 日付け保発 0630 第 1 号「「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」及び「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示」の公布について(通知)」

・平成 29 年 10 月 5 日付け社援保発 1005 第 1 号「高額療養費等の生活保護法における取扱いについて」　※　この通知は、インターネットで検索しても出てこないと思いますので、参考資料として通知を付けてあります。そちらをご確認ください。

・平成 29 年 10 月 6 日付け「生活療養標準負担額における境界層該当者の取扱いの見直しに係る Q&A の送付について」

Ⅴ　医療費助成について

問 41-1・問 41-2　子どもの医療費助成の現物給付について

「一部自己負担の有無は問わない」ため、初回のみや数回一部自己負担がある場合等であっても現物給付が行われていれば、実施しているとして扱います。

問 41-3　国民健康保険被保険者の場合の子どもの医療費助成現物給付においての「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示について

診療報酬〇〇点以上は必須としている場合や高額療養費に該当するかで線引きをしている場合は「3. 高額療養費に該当する場合は、必須」に〇をしてください。

【問い合わせ先】
〒060－0811　北海道札幌市北区北 11 条西 7 丁目
北海道大学大学院教育学院教育社会論講座　別所　孝真（指導教官　鳥山　まどか）
e-mail：bessho.takamasa.j7@elms.hokudai.ac.jp